子どもたちの夢と希望があふれるまち御前崎

第2次 御前崎市総合計画

2016▶2025

ごあいさつ

御前崎市では、平成 16 年４月に市制を施行するとともに、平成 18 年３月に策定した第１次御前崎市総合計画に基づき、「海と緑と笑顔が　きらり輝く　御前崎」の将来都市像を目指し、平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 年間、まちづくりを実施してまいりました。

この間、平成 20 年９月からの世界的な金融危機を受けた急激な景気の落ち込みや、平成 23 年３月の東北地方太平洋沖地震による原子力災害。また、これによる浜岡原子力発電所全号機の停止など、第１次総合計画を推進していく中では想定していなかったことも発生しました。

また、少子高齢化の進展や人口減少社会の到来、社会経済活動の広域化、地域コミュニティの希薄化、南海トラフ巨大地震への防災対策、エネルギー問題など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。

これらの社会の潮流や課題を踏まえ、御前崎市では、市民の皆様がしあわせを実感でき、また、将来の御前崎市を担う子どもたちが夢や希望を抱くことができるまちづくりを推進するため、「子どもたちの　夢と希望があふれるまち　御前崎」を将来都市像に掲げました。子どもたちが自慢できるふるさとを残すことを念頭に、美しい自然を次世代へ引き継ぎ、御前崎市の魅力と活力あふれるまちづくりを目指し、平成 37 年度を目標年次とした第２次御前崎市総合計画を策定いたしました。

計画の策定にあたっては、総合計画審議会委員や基本構想策定委員、市民ワーキング委員などさまざまな年代、分野の市民の皆様のご協力を賜るとともに市民アンケート調査などによる貴重なご意見をいただきました。

これからは、この第２次総合計画に掲げた将来都市像を実現するため、市民の皆様とともに「オール御前崎」で推進してまいります。

最後に、この計画策定に関わっていただいた多くの市民の皆様に、心からお礼申し上げます。

平成 28 年　３月

御前崎市長　石原 茂雄

市民憲章

1　わたくしたちは、きまりを守り、心ふれあうまちをつくります。
1　わたくしたちは、自然を愛し、安らぎのあるまちをつくります。
1　わたくしたちは、働くことに喜びをもち、健康な心と体をつくります。
1　わたくしたちは、学ぶ心を大切にし、薫り高い文化をつくります。
1　わたくしたちは、未来をみつめ、世界にひらかれたまちをつくります。

市章

全体の形は、御前崎市の「O」と「オ」です。

ブルーは遠州灘を、オレンジは太陽を、太陽へ向かう白地の形は先進性を表し、市民と協力と情熱で世界へ発信するイメージを表しています。

(平成 16 年８月１日制定)

市の花「ハマヒルガオ」

市内の海岸砂地に自生し、５～６月に薄桃色の花を咲かせる蔓性の海浜植物。厳しい環境の中で、大地にしっかりと根を下ろし、可憐な花を咲かせるハマヒルガオのように市民が太い絆で結ばれ、賢くやさしい情愛あふれる市民になることを願うものです。

市の木「ヤマモモ」

市内に自生し、６月頃、甘酸っぱい実をつける常緑の高木。

痩せ地にも耐え、周囲を自然災害から守る潜在能力をもち、雄株と雌株が協力し合って実を結ぶヤマモモのように男女共同参画のもとに自立できる都市づくりを願うものです。

マスコットキャラクター「なみまる」・「ふうちゃん」

遠州七不思議にある波小僧伝説をモチーフにしたマスコットキャラクター「なみまる」とそのお友達の「ふうちゃん」です。平成 26 年度に市政 10 周年を記念して誕生しました。なみまるは健康御利益、ふうちゃんは恋愛成就のパワーを秘めているといわれています。

御前崎市歌「わがまち御前崎」

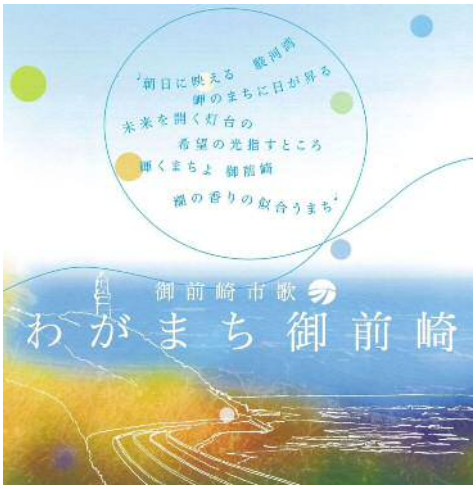

御前崎市のイメージを創出し、親しみやすく市民みんながロずさめる歌として、平成１８年度に作成しました。一般公募に寄せられた歌詞を採用しています。

１ 朝日に映える　駿河湾
岬のまちに日が昇る
未来を開く灯台の
希望の光指すところ
輝くまちよ　御前崎
潮の香りの似合うまち

２ はるかに望む　富士の山
緑豊かな茶畑に
新たな芽生え　生まれ来る
未来の光　さんさんと
笑顔あふれる　御前崎
お茶の香りの似合うまち

３ ハマヒルガオに　砂小僧
海鳴り響く遠州の
風の強さよ　たくましく
明日に羽ばたけ　若い夢
望みあふれる　御前崎
光と風の似合うまち

目　次

序論

第１章　　計画策定にあたって……1
１　計画策定の目的……1
２　計画の構成と期間……3

第１編　基本構想

第１章 将来都市像……5
第２章 将来の人口と出生率の目標……6
第３章 将来都市像を実現するための分野別の基本目標……8
第４章 都市構造と土地利用……12

第２編　基本計画

第１部　　基本計画の策定にあたって……15
１　基本計画の位置づけ……15
２　基本計画の構成と期間……17
３　御前崎市を取り巻く状況と第１次御前崎市総合計画の振り返り……17
４　将来に向けての課題と第２次総合計画策定の方向性……20
５　策定の経緯と計画の柱……24

第２部　　分野別施策……26
１　基本計画における施策の体系……26
２　施策評価の指標と運用……26

第１章　美しい自然を次世代へ引き継ぐ安全・安心なまち……28
豊かな自然環境の保全……29
快適な生活環境の整備……33
安全・安心な地域づくり……46

第２章　市民協働による居ごこちのよいまち……60
市民がくつろげる空間の保全と充実……61
災害に備えた生活基盤の充実……65
道路施設の長寿命化体制の確立……70

第３章　すべての人が健康で安心して暮らせる 支え合うまち……74
安心して出産・子育てができる環境整備……75
心と体の健康づくり……80
地域が一体となった介護体制の整備……82
だれもが社会参加できる環境整備……84
信頼される医療体制の確立……89
生涯スポーツの推進……96

第４章　働く場所とにぎわいがたくさんあるまち……98
豊かな自然を生かした観光の推進……99
特色を生かした農水産業の振興……103
活気ある商工業の振興……109
にぎわいのある港の創出……113

第５章　郷土を愛し　未来を創る　人づくり……116
スクラムで推進する御前崎の教育……117
スクラム・スクール・プランで推進する子どもの育成……123
誰でもいつでもどこでも学べる生涯学習の推進……134

第６章　市民とともに経営する自律したまち……140
市民力・地域力・行政組織力の向上……141
公共施設マネジメントの推進……150
健全で効果的な財政運営……153
安全性・透明性の高い情報活用……156
広域連携による効率的な行政運営……162

第３編　資料編

総合計画策定体制……165
総合計画策定経過……166
総合計画条例……167
総合計画審議会条例……168
総合計画審議会委員名簿……169
総合計画審議会諮問・答申……170
基本構想策定会議等委員名簿……174
市民参加による総合計画の検討……177
市民満足度調査……181
市民アンケート……182
総合計画体系図……186

ATHLET

序論

第１章　計画策定にあたって

第１章　計画策定にあたって

1　計画策定の目的

市民が地元への愛着や誇りを持ち、希望あふれるまちにするためには、本市を取り巻く課題に柔軟に対応できる体系的な計画が必要です。そのため、まちづくりの総合的な指針として第２次御前崎市総合計画を策定するものです。

この、第２次御前崎市総合計画を策定するにあたり、次の点を考慮しました。

1　まちづくりへの積極的な市民参加

第１次総合計画では、自立と市民協働の基本理念のもと推進して来ましたが、市民ニーズも多様化する中で、今までにも増して市民参画を実現する必要があることなどから、これからのまちづくりは行政とともに主権者である市民が積極的に活動できるような環境を構築していく必要があります。しかし、市民における第１次総合計画の認知度は極めて低いことから、総合計画を作成する過程から積極的に市民参画を実現する必要があります。同様に総合計画は、市の 10 年後を見据えた重要な計画であることから、特定の行政担当者だけが策定に関わるのではなく、市民の参加とともに市役所職員全体で関わっていくことに焦点をあてます。

2　急速な人口減少への対策

現在、わが国における人口並びに財政状況など、国・地方における社会環境は大きく変化しています。これまで右肩上がりで増加してきた人口も減少する時代を迎え、日本創生会議の報告書では、将来的に消滅する可能性のある自治体の存在も予測されるなど、歯止めのかからない人口減少が課題となっています。

本市においても国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）の試算による平成 52（2040）年の人口が２万 7,000 人程度と急速な人口の減少が予想されるため、人口減少を克服することを計画に盛り込んでいきます。

3 地方分権の推進と地方創生の時代

平成 12 年に制定された地方分権一括法により、さらなる地方分権の進展が見込まれ、人口減少対策などを中心に地方自治体が持続可能な計画を作り実行していく時代を迎えています。こうしたなか、第 1 次総合計画に引き続き、第 2 次総合計画においてもこれまで以上に市の特色を生かした将来像を明確に描き、成果を挙げる政策の実行が求められており、成果重視の計画づくりを目指します。

4 総合計画の位置づけ

これまで総合計画については、地方自治法第２条第４項において、市町村に対し、総合計画の基本部分である「基本構想」について議会の議決を経て定めることが義務付けられていましたが、国の地域主権改革のもと、平成 23 年５月２日「地方自治法の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 35 号）が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなりました。

しかしながら、まちづくりのビジョンである基本構想は、市全体の総意により作られるべきものであり、総合計画は本市の最上位計画として、御前崎市総合計画条例(平成 26 年条例第 16 号)に基づき策定していきます。

2　計画の構成と期間

この計画は、基本構想、基本計画および実施計画で構成します。

（1）基本構想

基本構想は、御前崎市が目指す将来都市像、基本目標、施策の基本方針など、まちづくりに取り組むための基本的な考え方を示すものです。

目標年次：平成 37（2025）年度

（2）基本計画

基本計画は、基本構想に掲げた施策の基本方針に沿って、10 年間に取り組むべき施策を総合的に示すものです。

計画期間：平成 28（2016）年度～平成 37（2025）年度

（3）実施計画

実施計画は、基本計画に沿って具体的な事業を定めるものです。この計画は別途策定し、目標年次を見据えたうえで、計画期間を３年間として毎年度ローリング方式により見直していきます。

図１　第２次御前崎市総合計画　実施計画スケジュール

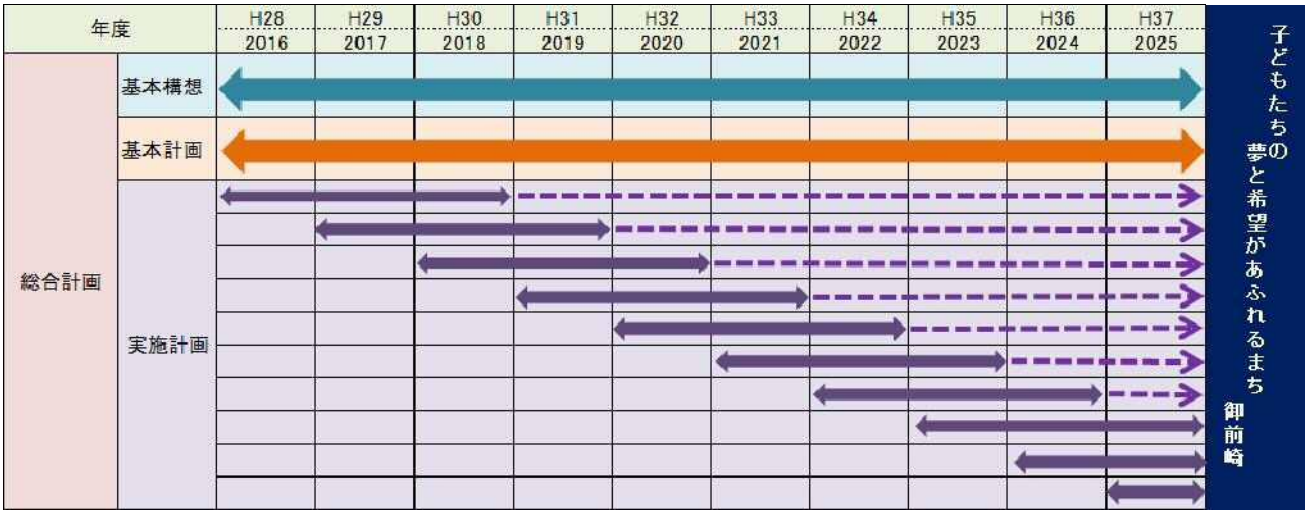

第1編　基本構想

第１章　将来都市像

第２章　将来の人口と出生率の目標

第３章　将来都市像を実現するための分野別の基本目標

第４章　都市構造と土地利用

第１章　　将来都市像

子どもたちの
夢と希望があふれるまち
御前崎

人と人とが支え合い、海と緑に囲まれた自然豊かな御前崎市では、多くの世代がまちづくりに関わることで、御前崎市の素晴らしい自然と文化は次世代へと引き継がれていきます。

子どもからお年寄りまでみんなが手を取り合って、誰もが安心して住みやすいまち。
私たち大人は子どもたちに御前崎市をずっと好きでいてほしいと願っています。
そのためには、子どもたちが将来の夢を描き、希望を抱けることが大切です。
あふれ出る子どもたちの夢や希望は、世代を超えてまちづくりの力になります。

歳を重ねても親から見れば子どもはいつまでも子どもであり、大人たちの背中を見て育つ子どもたちの笑顔は、輝かしい未来へとつながります。
私たち大人がその義務と責任をしっかり果たすことで、「自律」した御前崎市を市民・地域・行政が連携してつくります。

第 2 章　　将来の人口と出生率の目標

将来都市像「子どもたちの　夢と希望があふれるまち　御前崎」を実現するため、本市における将来の人口と出生率の目標を次のように定めます。

《 御前崎市人口ビジョン 》

目標年次	平成 37(2025)年	平成 47(2035)年
人　口	31,275 人	30,005 人
出生率	1.8	2.07

図２　御前崎市人口の将来的な推移

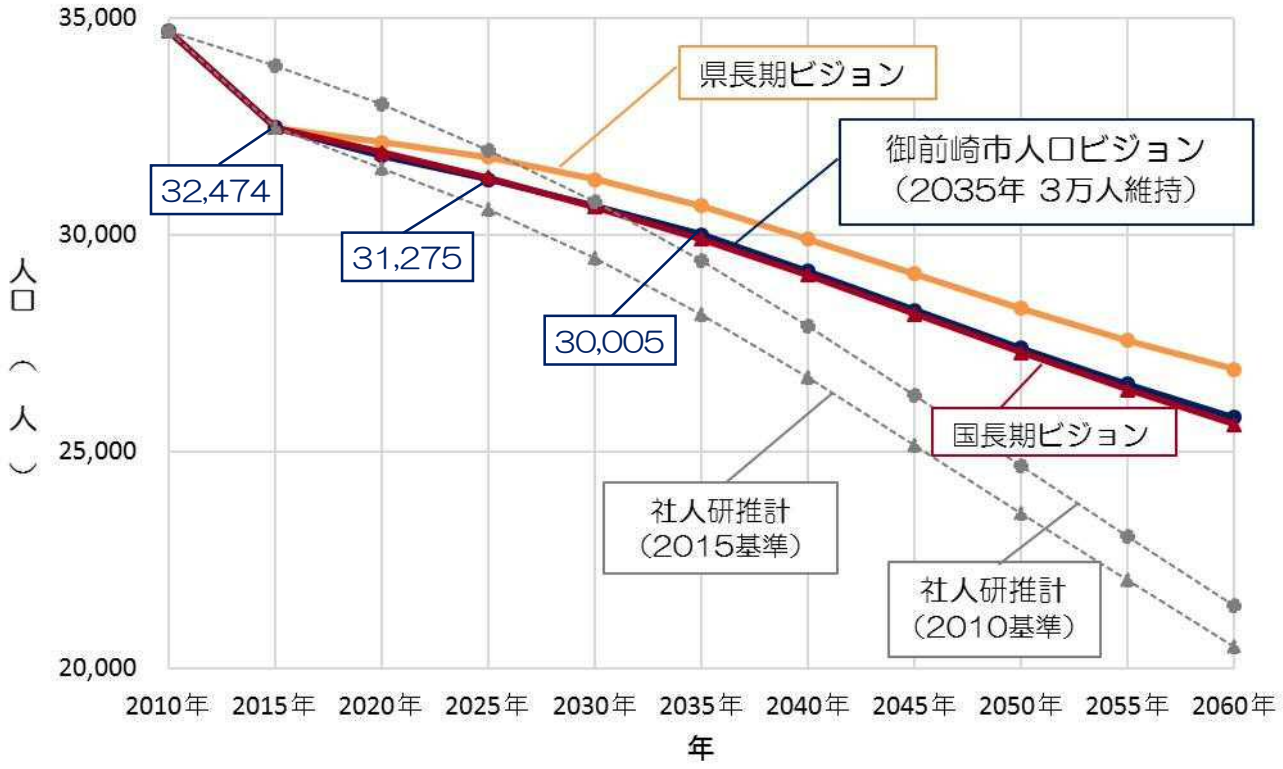

御前崎市人口ビジョンでは平成 47（2035）年時点の目標人口を３万５人と設定します。合計特殊出生率（以下、出生率）は徐々に回復し、平成 37（2025）年に

1.8、平成 47（2035）年に 2.07 を目指します。また、平成 37（2025）年には人口の社会移動の均衡を実現します。

なお、本章における人口の推計においては次の２点を想定しています（2010 年基準の社人研推計を除く）。

- 国勢調査と住民基本台帳との隔たりを考慮し、平成 27（2015）年度の人口を３万 2,474 人としています。
- 平成 32（2020）年には浜岡原子力発電所の工事完了を見込んで従業員 50 人が減少します。

図３　年齢３区分別人口の推移と将来推計（御前崎市人口ビジョン）

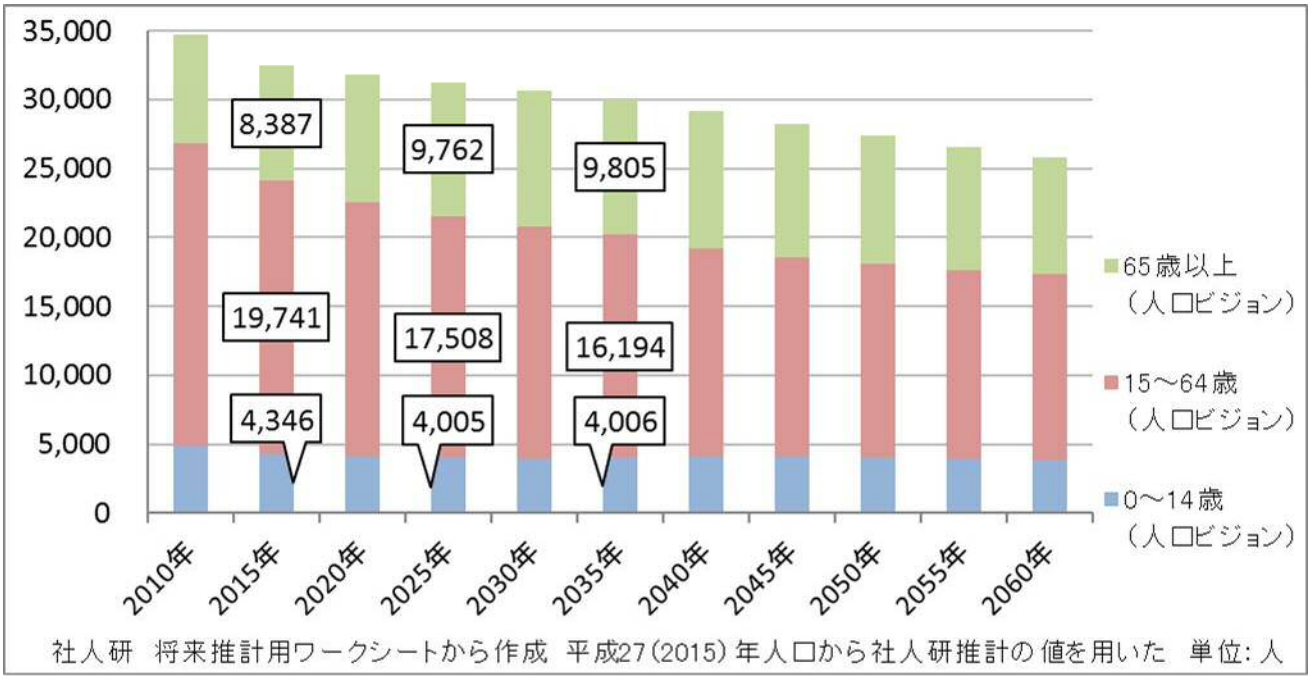

- 社人研推計の場合、静岡県と同様、少子化と高齢化が進む中で人口構造が大きく変化します。平成 27（2015）年には、年少人口（0～14 歳）13.4%、生産年齢人口（15～64 歳）60.8%、老年人口（65 歳以上）25.8%でしたが、社人研の将来推計人口によると平成 37(2025)年の人口構成は年少人口 11.3%、生産年齢人口 56.8%、老年人口 31.9%となります。
- 御前崎市人口ビジョンを実現した場合には、平成 37（2025）年の人口構成は年少人口 12.8%、生産年齢人口 56.0%、老年人口 31.2%となります。

第３章　将来都市像を実現するための分野別の基本目標

将来都市像「子どもたちの　夢と希望があふれるまち　御前崎」を実現するため、市政を６つの分野で検討し、それぞれの基本目標を次のように定めます。

図４　第２次御前崎市総合計画　分野別基本目標

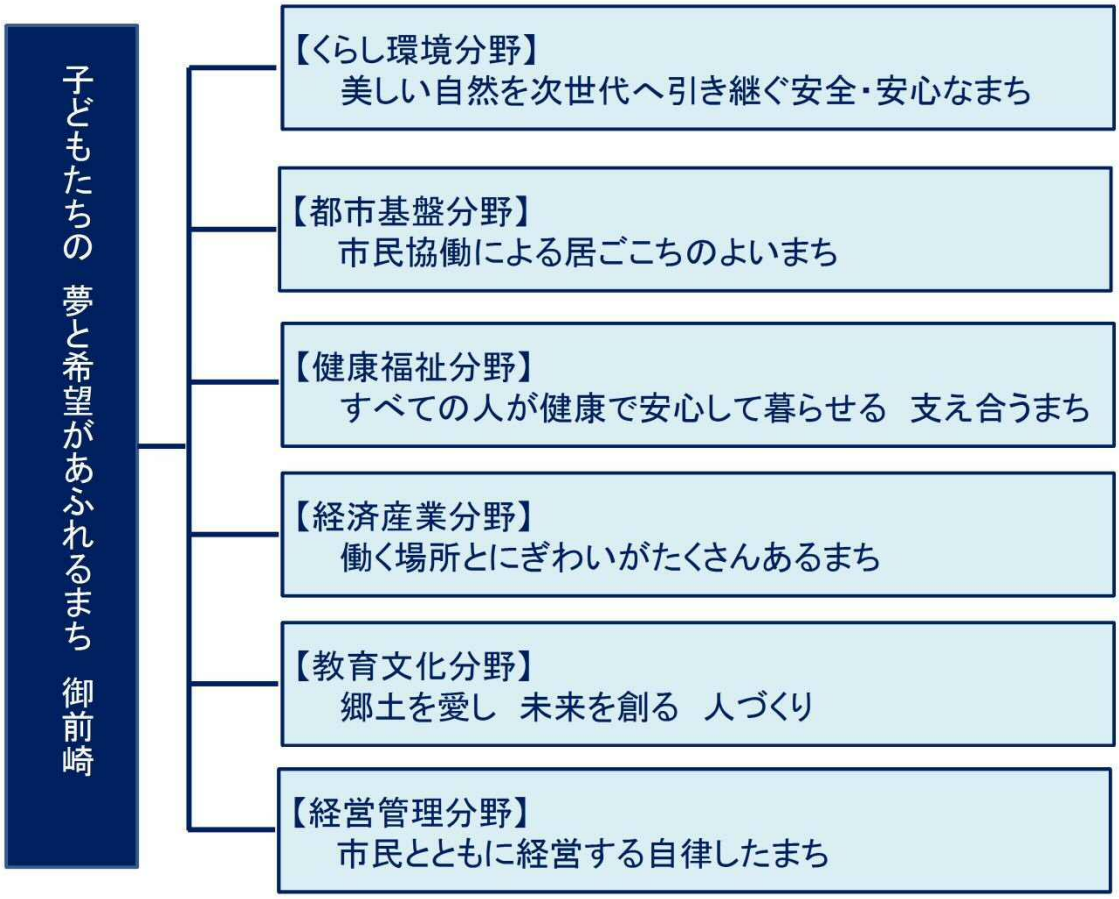

各分野の基本目標は次のとおりです。

【くらし環境分野　基本目標】

美しい自然を次世代へ引き継ぐ安全・安心なまち

御前崎市は、北に牧之原台地から続く丘陵地帯、東に駿河湾・南に遠州灘を望む岬をはじめ、アカウミガメ・ホタルに代表される希少な生物など豊かな自然環境に恵まれています。このような豊かな自然環境の保全とともに、生活排水対策や公害対策などにより快適な生活環境の整備を積極的に進め、次の世代も環境の恵みを受けることができるよう環境整備を推進します。

また、南海トラフ巨大地震などの自然災害や突発災害から市民の生命・財産を守るため、地域防災計画に基づき、ハード・ソフト両面からの対策・強化と、子どもや高齢者のいわゆる交通弱者の交通事故撲滅や防犯意識の向上を図るため、地域や関係団体と連携しながら、安全で安心な魅力あるまちづくりを推進します。

【都市基盤分野　基本目標】

市民協働による居ごこちのよいまち

御前崎市の持つ素晴らしい景観や、豊かな自然環境と調和した、子どもからお年寄りまでくつろげる地域の憩いの場として、自然公園及び地域の公園の保全に努めます。

また、自然災害に強い安全・安心な都市構想を目指すとともに、道路・水路・家屋などの生活基盤の整備に取り組みます。

これらの都市基盤について、長寿命化計画による施設マネジメントに取り組むとともに、市民との協働による維持管理を推進します。

【健康福祉分野　基本目標】

すべての人が健康で安心して暮らせる　支え合うまち

全国的に進展している少子高齢化は本市においても同様で、今後ますます医療福祉分野へのニーズは多様化しながら高まっていくことが予測されています。

安心して出産・子育てができる環境整備と地域が一体となった介護予防・ケアシステムの確立が求められていることから、子どもからお年寄りまで互いに支え合い、安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めていきます。同時に市民の健康維持増進を図り、予防医療や医療体制の確立に努めていく必要があります。

また、近年増加している生活困窮者が、安心して社会参加できる支え合う環境づくりに取り組んでいきます。

【経済産業分野　基本目標】

働く場所とにぎわいがたくさんあるまち

御前崎市は全国的に有名な観光資源に恵まれ、御前崎といえば青い海や御前埼灯台をイメージするような、御前崎が持つ高いネームバリューを生かした観光振興が望まれます。

このようなことから、海洋に囲まれた水辺環境を生かしたマリンスポーツ体験や、農水産業などの体験型観光を推進し、交流人口の拡大を目指していきます。

なお、お茶・イチゴ・花き・牛肉など本市の豊富な特産物は、生産性・収益性の向上を目指すとともに、情報発信の強化を図りブランド力の向上を目指します。また、日本でも有数のカツオの水揚げ量を誇る漁業も観光漁業の視点を取り入れた取り組みを行います。このように、農業、漁業のブランド戦略を構築することで新規就農者や後継者の育成にもつなげていきます。

また、商工業では、今ある地域資源を組み合わせ新たな産業を生み出す取り組みと、既存産業の成長を支援し、起業を目指す起業者支援体制の充実を図るとともに、電源地域の優位性と物流の拠点である御前崎港を活用した企業誘致を進めます。

【教育文化分野　基本目標】

郷土を愛し　未来を創る　人づくり

御前崎市の豊かな自然や文化を市民が認識し、子どもから大人までともに学ぶことを通して郷土に誇りと愛着を持ち、これからも住み続けたい、という気持ちを育むとともに、御前崎のよりよい未来と、より豊かな自己の人生を切り拓いていく力を持った人を育てていきます。

そのために、園、学校、家庭、地域、行政が協働するスクラムプランで子どもの成長を支えるとともに、途切れない教育を目指し、保、幼、小、中、高がスクラムを組んで、子どもに知・徳・体の調和がとれた「生きる力」を育みます。また、世代を問わず、すべての人が御前崎の歴史や文化を知り、身近に感じることができるよう、誰もがいつでもどこでも学べる「学びの場や環境」を整えます。

【経営管理分野　基本目標】

市民とともに経営する自律したまち

少子高齢化が進み、人口の減少が予想される社会においては、限られた財源と人材を有効に利用できるよう未来を見据えた経営の視点が重要になります。そこで、市民や地域、まちづくり団体などとの協働を推進していきます。また、個人情報の適正管理などセキュリティにも配慮しながら情報化を推進し、事務の効率化・迅速化を図ることで市民の利便性向上を実現します。

次世代に豊かな御前崎市をつないでいくため、「ひと」「もの」「財源」「情報」を効率的・効果的に活用したまちをつくります。

第 4 章　都市構造と土地利用

御前崎市の土地利用は、将来都市像「子どもたちの　夢と希望があふれるまち　御前崎」を実現するため、次のようなゾーニングによりまちづくりを展開します。

少子高齢化の進展とともに人口減少の時代を迎え、御前崎市を取り巻く状況は大きく変わっていくことが予想されます。今後は、生活しやすさに焦点を絞り、都市構造の基本的方向性を次のように定め、効率的なまちづくりを目指します。

1. **市街地形成ゾーン**
   池新田地域を市街地形成ゾーンとします。

2. **居住環境整備ゾーン**
   高松地域、佐倉地域、白羽地域、御前崎地域を居住環境整備ゾーンとします。

3. **緑地環境保全ゾーン**
   比木地域、朝比奈地域、新野地域は緑地環境保全ゾーンとします。また、過疎化が進行する北部地域は、農地・山林と調和した住宅地の確保に取り組みます。

4. **海岸緑地環境保全ゾーン**
   美しい景観の残る海浜地域を海岸緑地環境保全ゾーンとします。また、海岸線や海岸部の保安林に指定されている緑地帯などの自然環境と景観を保全し、観光資源として活用していきます。

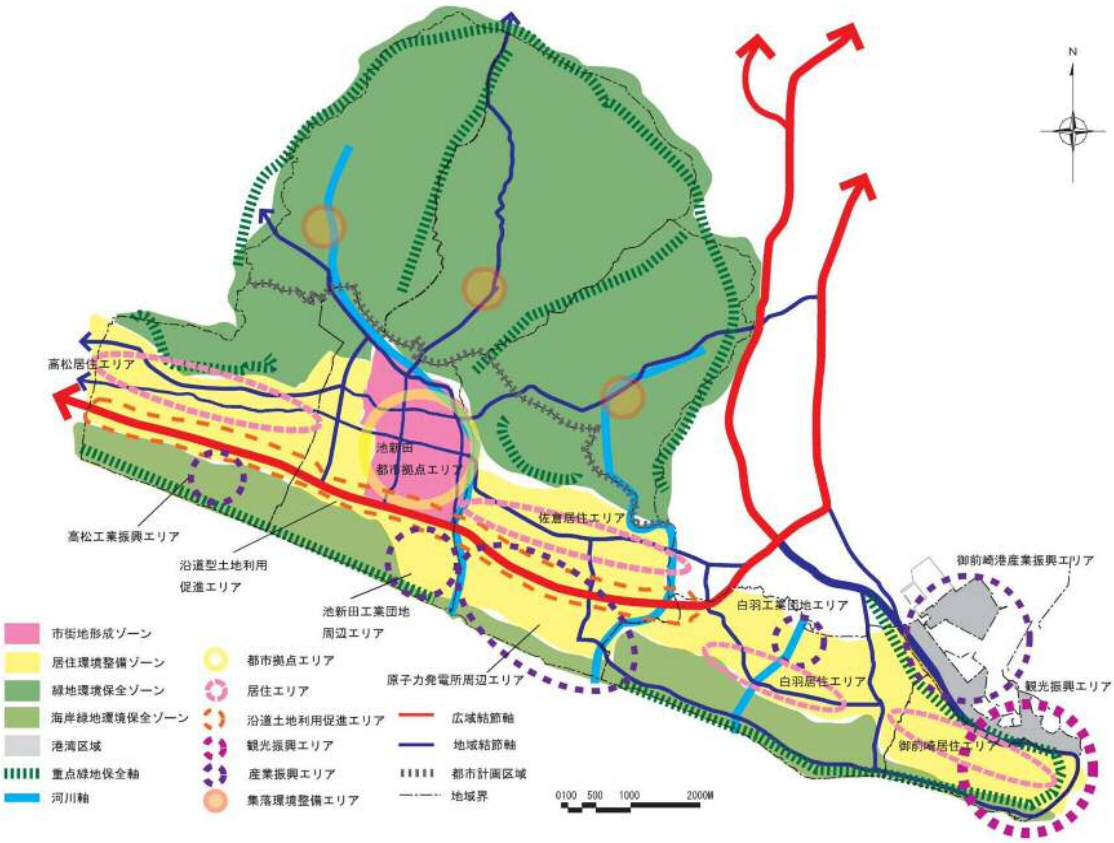

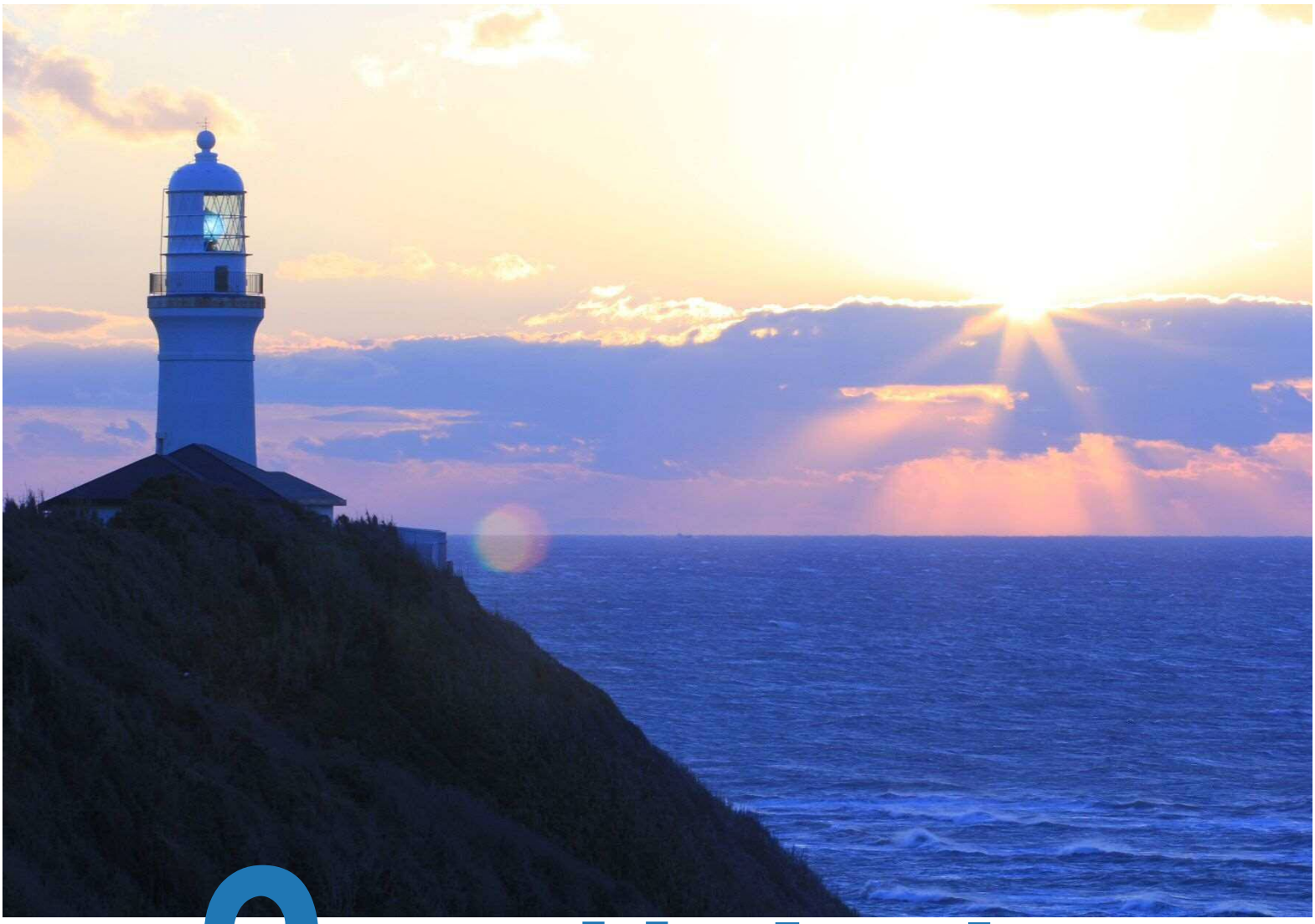

第2編　基本計画

第 1 部　基本計画の策定にあたって

第 2 部　分野別施策

第１部　　基本計画の策定にあたって

1　基本計画の位置づけ

第２次御前崎市総合計画基本計画（第２次基本計画）は、新たに策定された第２次御前崎市総合計画基本構想（第２次基本構想）に基づき、市の将来都市像を実現するための基礎となる計画として、本市全体の目標や方向性を示すものです。

【基本構想】

<table>
<tr><th colspan="2">将来都市像</th><th colspan="3">人口ビジョン</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">子どもたちの
夢と希望があふれるまち
御前崎</td><td></td><td>平成37(2025)年</td><td>平成47(2035)年</td></tr>
<tr><td>人　口</td><td>31,275人</td><td>30,005人</td></tr>
<tr><td>出生率</td><td>1.8</td><td>2.07</td></tr>
<tr><th colspan="5">分野別基本目標</th></tr>
<tr><td colspan="2">美しい自然を次世代へ引き継ぐ
安全・安心なまち</td><td colspan="3">働く場所とにぎわいがたくさんあるまち</td></tr>
<tr><td colspan="2">市民協働による居ごこちのよいまち</td><td colspan="3">郷土を愛し　未来を創る　人づくり</td></tr>
<tr><td colspan="2">すべての人が健康で安心して暮らせる
支え合うまち</td><td colspan="3">市民とともに経営する自律したまち</td></tr>
<tr><th colspan="5">土地利用</th></tr>
<tr><td colspan="5">都市構造と土地利用の基本方針</td></tr>
</table>

【基本計画】

基本目標	政　策	施　策
美しい自然を次世代へ引継ぐ安全・安心なまち（くらし環境）	①　豊かな自然環境の保全	①　自然特性を生かしたエネルギーの利用推進
		②　自然環境の保全と環境学習の推進
	②　快適な生活環境の整備	①　住みよい環境衛生の整備
		②　きれいな水を守る生活環境の整備
		③　いつでもどこでもおいしく飲める水道水
		④　地域を結ぶ移動手段の確保
	③　安全・安心な地域づくり	①　交通事故のない環境づくりの促進
		②　犯罪のない安全安心なまちづくり
		③　災害に強い防災体制の整備と周知
		④　消防・救急救助体制の充実
		⑤　原子力に関する正しい知識の普及
市民協働による居ごこちのよいまち（都市基盤）	①　市民がくつろげる空間の保全と充実	①　市民の憩いの場となる公園管理
		②　土地の有効活用による生活基盤の充実
	②　災害に備えた生活基盤の充実	①　地震に強い住宅改修の整備推進
		②　安全・安心な道水路網の整備
		③　道路施設の耐震化の推進
	③　道路施設の長寿命化体制の確立	①　道路施設のメンテナンスサイクルの確立
		②　道水路の協働による管理・保全の推進
すべての人が健康で安心して暮らせる支え合うまち（健康福祉）	①　安心して出産・子育てができる環境整備	①　子どもを安心して産み育てることができる環境づくり
		②　子どもを守る体制づくり
	②　心と体の健康づくり	①　自ら健康管理ができる環境づくり
	③　地域が一体となった介護体制の整備	①　住み慣れた地域で自立した生活ができる環境づくり
	④　だれもが社会参加できる環境整備	①　だれでも安心して過ごすことのできる生活環境整備
		②　生活困窮からの脱却へ向けた体制づくり
	⑤　信頼される医療体制の確立	①　広域での診療体制づくり
		②　地域医療の確保と連携強化による医療体制づくり
		③　子どもからお年寄りまで安心できる病院体制
	⑥　生涯スポーツの推進	①　生涯を通じた体づくり
働く場所とにぎわいがたくさんあるまち（経済産業）	①　豊かな自然を生かした観光の推進	①　海の特色を生かした観光の推進
		②　日本の原風景を味わえるスローライフの提案
	②　特色を生かした農水産業の振興	①　未来を担う人・組織づくり
		②　持続可能な農業生産基盤づくり
		③　つくり育てる漁業の推進
	③　活気ある商工業の振興	①　創業・起業支援
		②　既存産業の成長支援と地域特性を生かした産業の創出
	④　にぎわいのある港の創出	①　人が集まるにぎわい空間の創出
郷土を愛し未来を創る人づくり（教育文化）	①　スクラムで推進する御前崎の教育	①　スクラムによる園・学校・家庭・地域の教育力の向上
		②　地域ぐるみで取り組む青少年健全育成の推進
	②　スクラム・スクール・プランで推進する子どもの育成	①　御前崎を愛し知・徳・体の調和のとれた生き抜くための資質・能力の育成
		②　主体的な遊びを通して人として生きていく力の基礎の育成
		③　安全で充実した教育環境の整備
		④　安全で魅力ある学校給食の提供と食育・地産地消の推進
	③　誰でもいつでもどこでも学べる生涯学習の推進	①　楽しく学び積極的に参加できる生涯学習の推進
		②　郷土の誇りである文化財の保存と活用
		③　市民とともに考えともに歩む図書館づくり
市民とともに経営する自律したまち（経営管理）	①　市民力・地域力・行政組織力の向上	①　市民や団体が主体となり活躍できる地域づくり
		②　市民の期待に応える人材の育成
		③　効率的で柔軟性のある組織づくり
	②　公共施設マネジメントの推進	①　安全・安心で最適な公共施設の運営
	③　健全で効果的な財政運営	①　経営感覚を生かした財政運営
	④　安全性・透明性の高い情報活用	①　市民の利便性を高める情報化への環境整備
		②　市民ニーズにあった情報の提供と共有
		③　シティプロモーションの推進
	⑤　広域連携による効率的な行政運営	①　広域的な課題解決への対応

2　基本計画の構成と期間

第２次基本計画は、２部構成となっています。第１部「基本計画の策定にあたって」では、基本計画の位置づけ、構成と期間、本市を取り巻く状況と第１次御前崎市総合計画基本計画（第１次基本計画）の振り返り、将来に向けての課題と第２次総合計画策定の方向性、策定の経緯と計画の柱をまとめています。第２部「分野別施策」では、施策ごとに成果指標とともに記載しています。

計画期間は、平成 28（2016）年度を初年度とし、平成 37（2025）年度までの 10 年間とします。

3　御前崎市を取り巻く状況と第１次御前崎市総合計画の振り返り

第１次御前崎市総合計画では、基本理念を「自立と市民協働」と掲げ、将来都市像である「海と緑と笑顔が　きらり輝く　御前崎」を目指してまちづくりを進めてきました。

将来都市像を実現するため、４つのまちづくりの目標を定め、実現に向けて重点的に施策を進めてきました。

1　市民の笑顔がきらり輝く地域づくり

市民の笑顔がきらり輝く地域づくりでは、旧浜岡町と旧御前崎町の両地域の融和が合併後の課題でしたが、それぞれの文化、産業及び体制の違いを、市民の意見を踏まえた新たなしくみづくりにより、御前崎市として一体化することができました。

まちづくりは、人づくりからの視点で、人々の関わりを通じて、地域ぐるみで豊かな人間性を育む様々な取り組みが進展しました。

一方、医療分野における市立病院を取り巻く環境は年々厳しさを増し、常勤医師の確保が課題で、今後は広域医療や開業医との連携、さらに地域医療のあり方が重要となっています。

2　生活、産業、まちがきらり輝く都市づくり

生活、産業、まちがきらり輝く都市づくりにおける大きな社会的背景では、平成 20 年 9 月にアメリカ合衆国で起きたリーマンショックと呼ばれる世界的な金融危機の

あおりを受けた急激な景気の落ち込み、さらには平成 23 年 3 月の東北地方太平洋沖地震に起因した東京電力㈱福島第一原子力発電所事故による同年 5 月の浜岡原子力発電所全号機停止など、第 1 次総合計画では想定していなかった事象が発生しました。

三方を海に囲まれ原子力発電所が立地する本市は、原子力災害への対策や、静岡県第 4 次地震被害想定に対する津波被害対策などが緊急の課題となっています。そのため企業の津波被害への懸念や原子力災害へのリスク軽減策などで新規立地は進まず、新たな財源や雇用の確保には至っていません。

交通インフラでは、富士山静岡空港の開港や国道 473 号バイパスの開通に伴い、陸、海、空の広域的な交通ネットワークが整い、御前崎港の利活用条件が向上しました。さらに、広域的交通ネットワークを補完する幹線市道や、都市計画道路の整備が進みましたが、老朽化した交通インフラや記録的な豪雨対策が課題となってきました。

3 海と緑の自然がきらり輝く環境づくり

海と緑の自然がきらり輝く環境づくりでは、御前崎市が持つ緑豊かな自然の確保とともに、下水道整備が進み、河川の水質保全により快適な生活環境の形成が進みました。

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故により、自然エネルギーが注目を集め、民間企業による太陽光発電施設の設置が急速に進みました。また、エコエネルギー導入への市民意識の高揚に伴い、家庭への太陽光発電設備導入をはじめ、新エネルギー・省エネルギー機器の導入が進み、環境負荷の少ない社会が築かれつつあります。

4 自立してきらり輝く御前崎市

自立してきらり輝く御前崎市では、市民意識においては、自分たちの地域は自分たちでつくるという意識が高まり、さまざまな分野で市民協働によるまちづくりが展開されつつあります。

財政面では、公共インフラの老朽化対策が課題となり、長期的な視点に立って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行う、公共施設のマネジメントに取り組んでいく必要があります。

以上のように、第 1 次総合計画では、4 つのまちづくりの目標に向けてさまざまな施策を展開してきましたが、最も大きな社会的な変動は、急速な少子高齢化社会の到

来です。

第１次総合計画では、目標年次となる平成 27 年の総人口は３万 5,900 人を見込みましたが、実際には平成 27 年３月末の総人口は３万 3,835 人と人口減少は急激に進んでいます。さらに高齢化率は平成 27 年３月末日現在で、第１次総合計画で想定した 22.65%を３ポイントあまり上回る 26.04%と、想定を超えるスピードで高齢化は加速しています。今後少子高齢化が加速することにより、さまざまな分野に大きな影響を及ぼすため、対策が急務となっています。

特に、生産人口の減少は、財政基盤の低下につながるため、自立したまちを目指すには、定住人口の増加策が最も重要な施策であるとともに、高齢者を地域全体で支える社会が目前に迫っているため、市民協働の意識を大切に育てていくことが重要です。

第１次総合計画の検証と現状分析の指標となる、「第１次御前崎市総合計画後期基本計画（第１次後期基本計画）評価に伴う平成 27 年度市民満足度調査」（※1）の結果では、満足度の低い項目順に、「地域医療の確保」「公共交通ネットワークの整備」「市内商店への支援体制」となりました。また、重要度が高い項目の順では、「地域医療の確保」「災害に強い防災体制」「子育てに適した環境づくり」となりました。特に、「地域医療の確保」については、他の項目に比べ、満足度が目立って低く、また重要度が高い結果となりました。

最も満足度が低く重要度も高いとされた地域医療の確保には、医師や看護師の慢性的な不足が続いていることに加え、市内に開業医が少ないこと、特に産科・産婦人科・小児科が市内にないことで、重要度が高い出産・子育て支援の継続的な医療の提供ができない環境が続いています。こうしたハンディキャップを克服するにはハードルは高いものの、医師派遣要請や医師・看護師募集に継続的に取り組むとともに、電子カルテでの情報共有など広域連携強化に力を注いでいく必要があります。また満足度が低い公共交通ネットワークは、路線バスの利用者減少と運転士不足が深刻であるという現状を踏まえると、市民ニーズに沿ったシステムへの転換が求められます。市内商店への支援も地元経済を支える商店に活力を与えることができるよう制度を工夫していくことが重要です。重要度が高い災害に強い防災体制も自然災害への対策と、原子力災害での避難計画が注目されるなか、実効性の高い計画を策定することが急務となっています。

【平成 27 年度　市民満足度調査結果】

項目	順　　位		
	１位	２位	３位
満足度が低い	地域医療の確保	公共交通 ネットワークの整備	市内商店への 支援体制
重要度が高い	地域医療の確保	災害に強い防災体制	子育てに適した 環境づくり

（満足度が低く重要度が高い項目から抜粋）

※1　第 1 次御前崎市総合計画後期基本計画評価に伴う平成 27 年度市民満足度調査 20 歳以上の 2,000 人の市民を対象とし、毎年実施。第 1 次総合計画後期基本計画に基づいたさまざまな取り組みに対して、市民がどれだけ満足しているのか、どのくらい重要だと思っているのかを調査し、結果を施策や事業に反映することを目的としている。

4　将来に向けての課題と第２次総合計画策定の方向性

人口予測の基礎データとなる国勢調査人口は、その年の 3 月末日の住民基本台帳法による総人口と比べると、平成 17 年が 96.02%、平成 22 年が 95.98%となっています。したがって平成 27 年の国勢調査人口は 3 月末の 3 万 3,835 人に対して第 2 次総合計画基本構想では、3 月末日の総人口の 95.98%にあたる 3 万 2,474 人と想定しました。大きな課題として、まずは急速な人口減少にブレーキをかけるために、御前崎市の魅力を新たに発信し、改善すべき課題は速やかに解決することが求められます。

第 2 次総合計画では「第 2 次総合計画策定のための市民アンケート」（※2）の結果を参考に、本市の現状と課題を市民とともに整理しました。市民アンケートは、御前崎市全体と住んでいる地区に分け、それぞれ良い点と改善の余地がある点を調査しました。

【市民アンケート結果】

＜御前崎市における良い点＞

区域	順　　位		
	１位	２位	３位
御前崎市全体	自然環境	上下水道	緑地・公園

＜住んでいる地区における良い点＞

地区名	順　　位		
	１位	２位	３位
池新田	自然環境	催し物（お祭りなど）	地域のつながり、公共施設
高松	自然環境	緑地・公園、地域のつながり	
佐倉	自然環境、地域のつながり		緑地・公園、催し物（お祭りなど）
比木	自然環境	地域のつながり	上下水道
朝比奈	地域のつながり	自然環境	緑地・公園
新野	地域のつながり	自然環境	河川、催し物（お祭りなど）
御前崎	自然環境	地域のつながり	特産物（食材など）
白羽	自然環境	地域のつながり	催し物（お祭りなど）
全体集計	自然環境	地域のつながり	催し物（お祭りなど）

（同数意見は複数記載）

良い点として本市全体では「自然環境」「上下水道」「緑地・公園」の順で高く、住んでいる地区では「自然環境」「地域のつながり」「催し物（お祭りなど）」の順で高い結果となりました。

また、改善の余地がある点として、本市全体では「医療」「公共交通網」「観光」の順で高く、住んでいる地区では「公共交通網」「医療」「道路網」の順で高い結果となりました。特に良い点は、本市全体も住んでいる地区も「自然環境」が際立って高く、改善の余地がある点は、本市全体で「医療」が突出する結果となりました。

【市民アンケート結果】

＜御前崎市における改善の余地がある点＞

区域	順位		
	１位	２位	３位
御前崎市全体	医療	公共交通網	観光

＜住んでいる地区における改善の余地がある点＞

地区名	順位		
	１位	２位	３位
池新田	医療	道路網	地域のつながり
高松	道路網	医療	介護・福祉
佐倉	公共交通網	安全（防犯・防災）	緑地・公園
比木	公共交通網	介護・福祉	医療、子育て
朝比奈	介護・福祉	安全（防犯・防災）、公共施設、公共交通網	
新野	介護・福祉	安全（防犯・防災）、医療	
御前崎	公共交通網	雇用	商工業
白羽	公共交通網	雇用	医療
全体集計	公共交通網	医療	道路網

（同数意見は複数記載）

魅力としては、ウミガメが産卵する海岸や温暖な気候、盛んなマリンスポーツ、自然の豊かさ、そのなかで育まれた新鮮な魚介類や農産物。次に、つながりの深い地域コミュニティ、温かい助け合い、地域に根差したお祭りなど、ゆったりとした生活ができる環境。そして、恵まれた財政力により整備された道路網や図書館、市民プールなどの公共施設が挙げられました。こうした本市が自慢できる特長は、しっかり市内外に発信していくことが重要であるという意見も寄せられました。

課題としては、病院や医師不足など医療体制の充実。鉄道がなく、バスの路線と本数が限られる公共交通網。そして、国内外からの誘客が求められる観光振興。また、市内に働く場所が少ないことへの懸念や原子力発電所の動向、今後の共生も重要な課題として挙げられました。

第２次基本計画の運用面では、第２次基本構想でも述べたように第１次総合計画の市民認知度が低いこと、職員からは第１次後期基本計画で目標値を設定した PDCA サイ

クル(※3)が十分に機能していない部分がみられたことも反省点として挙げられました。
　第１次総合計画を振り返り、市民と行政が同じ認識で、本市の歩むべき方向をしっかりと定め、現状を見たとき、そのギャップをしっかり埋めていくことが重要です。第２次総合計画基本構想でも述べたとおり、本市は誰もが安心して住みやすいまちを目指し、子どもたちに御前崎市をずっと好きでいてほしい、子どもたちが将来の夢を描き、希望を抱くことができるまちにするために、大人がその義務と責任をしっかり果たし、「自律」した御前崎市を市民と行政が連携してつくることとしました。

※2　第２次総合計画策定のための市民アンケート
10 代から 70 代の 1,000 人の市民を対象とし、平成 27 年３月に実施。本市や住んでいる地区の「ここが良いと思うこと」、「ここを変えたらもっと良くなると思うこと」、「住み続けたいと思うために、将来どのようなまちになってほしいか」について調査し、第２次総合計画策定にあたり活用することを目的としている。

※3　PDCA サイクル
当初の目的を達成するために Plan（計画）、Do（実行）、Check（確認）、 Action（改善して実行）の順で業務に取り組むこと。この４段階を繰り返すことで、継続的に業務を改善していく。

5　策定の経緯と計画の柱

(1) オール御前崎で政策を推進

第２次総合計画は市民と行政が一体となって策定することを重視し、第２次基本構想の将来都市像や分野別の基本目標についても市民と職員がワークショップ形式による会議で対話を重ねて策定に取り組みました。可能な限り多くの職員が策定に関わることができるように、将来都市像の決定には職員による投票を実施し、分野別の基本目標は関係部署の庁内職員でプロジェクト会議を組織し、話し合いました。

また、市民満足度調査や市民アンケートの結果などのデータを参考に議論を進め、市民と職員との会議やタウンミーティングで寄せられた意見をもとに行政担当部署で議論を重ね、本計画を策定しました。

市民力や企業力、地域力、行政力を駆使して「オール御前崎で取り組む最上位計画」として強力に推進します。

＜市民・職員によるワークショップの様子＞

(2)「子どもたちの　夢と希望があふれるまち　御前崎」の実現を目指した計画

子どもたちがよそへ出ても自慢できるふるさとを残したい…。

子どもたちが「わたしは御前崎が大好きです」、「ぼくは御前崎出身です」と胸を張って言える故郷を次世代へつなげていく義務がある…。

こうした市民から寄せられた意見をもとに、御前崎市は将来都市像　「子どもたちの　夢と希望があふれるまち　御前崎」を実現するため、次の３つを重点に、固い決意をもって第２次基本計画を推進します。

１　美しい自然を次世代へ引き継ぎ、安全で安心できる居ごこちのよいまちをつくろう。
２　結婚・出産・子育て・教育に御前崎市独特の魅力を確立しよう。
３　「来て・見て・食べて・働いて・暮らしてよし」の活力あふれるまちにしよう。

第 2 次基本計画は、人口減少を緩和するとともに、次世代を担う子どもたちへどのような御前崎市を残していくかという視点から策定しました。将来都市像を実現するためには、限られた人的、物的、経済的資源を計画的に投資していくことが基本となります。しかし、即効性の高い施策や事業にはタイムリーに集中投資することも念頭において、次の 6 つの分野の基本目標を実現していきます。

1 美しい自然を次世代へ引き継ぐ安全・安心なまち	（くらし環境分野）
2 市民協働による居ごこちのよいまち	（都市基盤分野）
3 すべての人が健康で安心して暮らせる　支え合うまち	（健康福祉分野）
4 働く場所とにぎわいがたくさんあるまち	（経済産業分野）
5 郷土を愛し　未来を創る　人づくり	（教育文化分野）
6 市民とともに経営する自律したまち	（経営管理分野）

第２部　　分野別施策

1　基本計画における施策の体系

各分野別の基本目標を実現するための政策、施策をその目標とともに記載し、目的、手段、成果の関係を明確にしました。

【基本計画における施策体系】

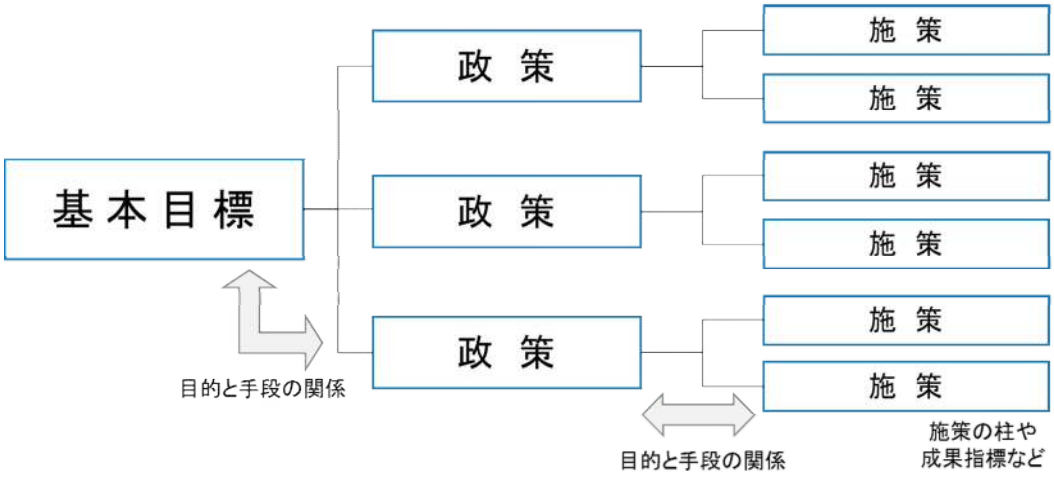

2　施策評価の指標と運用

第２次基本計画は、各施策を「どの程度の成果があったのか」という視点から「アウトカム指標」（※１）を目標値として評価することとし、計画当初には各施策に少なくとも１つのアウトカム指標を設定するよう努めました。ただし、実績値の把握が困難であるなど、やむを得ない場合は、事務事業の活動やその結果を測定する「アウトプット指標」（※2）を設定しています。

これらの指標による評価に基づいて、定期的に成果をチェックし、運営の改善につなげていくＰＤＣＡサイクルを確立します。

評価や見直しの結果については公表し、市全体で共有します。また、目標の前提となる社会情勢などの条件が変化したり、目標値と進ちょくとのかい離が生じたりしたときは、その原因を分析し、必要に応じて目標値の変更を含めた見直しを行います。

※1　アウトカム指標：　活動した結果、質的にどの程度変化したかを表す指標。

※2　アウトプット指標：　活動した結果、量的にどの程度変化したかを表す指標。

第１章
美しい自然を次世代へ引き継ぐ安全・安心なまち
くらし環境分野

豊かな自然環境の保全

1-1-1　自然特性を生かしたエネルギーの利用推進

1-1-2　自然環境の保全と環境学習の推進

快適な生活環境の整備

1-2-1　住みよい環境衛生の整備

1-2-2　きれいな水を守る生活環境の整備

1-2-3　いつでもどこでもおいしく飲める水道水

1-2-4　地域を結ぶ移動手段の確保

安全・安心な地域づくり

1-3-1　交通事故のない環境づくりの促進

1-3-2　犯罪のない安全・安心なまちづくり

1-3-3　災害に強い防災体制の整備と周知

1-3-4　消防・救急救助体制の充実

1-3-5　原子力に関する正しい知識の普及

政策：豊かな自然環境の保全

施策 1-1-1

自然特性を生かしたエネルギーの利用推進

《 施策の方針 》

本市は、年間を通じた平均風速が 4.9m/s であり、特に冬季には西の季節風が強く、日本一日照時間が長いという自然特性を生かしたエネルギーを活用することが可能な地域です。地球温暖化対策が急務であるなかで、土地利用との調和のとれた太陽光発電や風力発電などの自然特性を生かしたエネルギーの利用を推進します。

《 現状と課題 》

現　状	・ 家庭用太陽光発電などの新エネルギー機器や省エネルギー機器の導入に対し、設置費の一部を補助し導入を推進するとともに、子どもたちがリーダーとなって、家庭で地球温暖化防止に取り組む「アース・キッズチャレンジ事業」を実施しています。 ・ 市役所は、一事業所として、エネルギー消費削減のモデルとなるようエコアクション 21（※１）の取り組みを推進しています。
課　題	・ 10kW 以上の太陽光発電施設の建設が無計画に行われているため、土地利用計画に沿った太陽光発電施設などの建設や、環境負荷の少ないエネルギー利用を推進する「御前崎市エネルギービジョン」の策定が必要です。 ・ 地球温暖化を防止し、環境への負荷の少ないエネルギー利用を推進するため、小・中学生や市民への学習機会を提供し、意識の向上を図る必要があります。

※1　エコアクション 21：　環境省が制度化した中小業者向けの第３者認証を伴う環境経営システム。事業所「御前崎市」として平成 25 年３月４日付けで認証・登録。

《 施策の柱・目標 》

1.「御前崎市エネルギービジョン」の策定

・ 太陽光発電や風力発電などの自然特性を生かしたエネルギーの活用を推進するため、「御前崎市エネルギービジョン」を策定します。

2. 家庭用新エネルギー機器・省エネルギー機器の設置推進

・ 家庭用太陽光発電などの新エネルギー機器やヒートポンプ型給湯器などの省エネルギー機器の設置に対する補助を行うことで、市民の意識向上を図り地球温暖化防止を推進します。

3. エネルギー学習の推進

・ 小学生に対する「アース・キッズチャレンジ事業」など市民や学生に対する、エネルギーや地球温暖化防止、循環型社会の構築についての学習機会を提供します。

目 標 項 目		現 状（H26）	目 標（H32）	目 標（H37）
1	「御前崎市エネルギービジョン」策定	－	計画策定	計画の推進
2	新エネルギー・省エネルギー機器導入設置費補助交付件数	1,859 件	2,500 件	3,000 件
3	アース・キッズチャレンジ事業参加人数	603 人	1,000 人	1,400 人

目標２ 平成 15 年度からの累計件数。
目標３ 事業に取り組んだ児童の累積参加人数。

《 関連する計画 》

御前崎市環境基本計画

御前崎市地球温暖化対策実行計画

政策：豊かな自然環境の保全

施策 1-1-2

自然環境の保全と環境学習の推進

《 施策の方針 》

国指定天然記念物ウミガメや県立自然公園の浜岡砂丘、また、緑豊かな森林と自然発生するゲンジボタルなど、豊かな地域の自然資産を次世代に引き継いでいくため、御前崎市環境基本計画に基づき環境教育や環境保護活動を推進していきます。

《 現状と課題 》

現　状	・ 市内小学校では、ウミガメの飼育や産卵・放流観察会を通して環境教育・環境学習が行われています。 ・ 市内小・中学校ではウミガメの生息環境を改善し、地域の自然を大切にする海岸清掃活動「亀バックホーム大作戦」や海岸清掃などを行う「緑の少年団」活動などを実施しています。 ・ 市民ボランティアなどにより、河川の草刈り・清掃や海岸清掃活動、また古城跡を利用したハイキングコースの整備が行われています。 ・ 山の管理ができていないため、山が荒れ里山がなくなってきています。
課　題	・ 近年、ウミガメの上陸頭数、産卵頭数が減少する傾向にあります。これは、砂浜の後退やごみ、流木などの海岸漂着物が原因の一つと考えられるため、砂浜の保全や海岸漂着物の適正処理が必要です。 ・ 山を管理することにより、里山として利用することが必要です。 ・ 里山や古城跡のハイキングコースを利用した環境教育の実施が必要です。

《 施策の柱・目標 》

1. 自然環境の保全と学習機会の提供

- ウミガメの生息環境保護には、きれいな海岸が必要であるため、小・中学校や環境団体と協力して海岸清掃などを行います。
- ウミガメの産卵・放流観察会やゲンジボタル観察会、里山や古城跡のハイキングコースにおいて、生き物や自然とふれあう環境教育の場を提供し、市民一人一人の環境への意識向上を図ります。
- ボランティア団体（企業含む）の支援（焼却場の免除申請、ごみ袋の配布など）とごみ捨て防止の啓発を行います。

目 標 項 目		現 状（H26）	目 標（H32）	目 標（H37）
1	海岸清掃ボランティア数	490 人/年	700 人/年	750 人/年

目標 1 亀バックホーム大作戦、小学校海岸清掃、砂丘コネクションとボランティア（サーファーを含む）清掃の参加人数。

《 関連する計画 》

御前崎市環境基本計画

政策：快適な生活環境の整備

施策 1-2-1

住みよい環境衛生の整備

《 施策の方針 》

快適な生活を送ることができるよう、市民一人一人が環境に対する意識を高め、ごみの減量化と再資源化を推進するとともに、事業者への環境意識の啓発により悪臭などの公害防止に取り組みます。また、動物愛護の普及啓発により、野良猫の増加を抑え公衆衛生の向上を図ります。さらに、一部事務組合で運営している火葬場の老朽化に対処するため、整備計画を策定します。

《 現状と課題 》

現　状

- 本市では、町内会へのごみ集積所整備・管理に対する補助制度により、家庭ごみの適正処理を進めるとともに、資源集団回収の奨励や拠点回収によるごみの減量化、再資源化を推進してきました。
- 不法投棄パトロールをしているものの、家庭ごみの不法投棄や放置自転車などごみの不適切な処理が見受けられます。
- 野焼きを抑制する要望が寄せられています。
- 飼い猫の避妊手術に対する補助制度や野良猫の避妊手術により野良猫対策を行っているものの、野良猫の苦情が減りません。
- 公害苦情は、たとえ臭気指数の基準を超えていなくても不快に感じる悪臭への苦情が多くなっています。
- 牧之原市との一部事務組合で運営しているごみの焼却場や火葬場は、ともに今後耐用年数を迎え、施設の更新時期にきています。

課　題	・ごみの総排出量や市民一人が１日に出すごみの量は減少していますが、家庭ごみの分別や出し方など、マナー向上と事業系可燃ごみの減量化が必要です。 ・不法投棄防止ネットの設置に対する材料提供や看板の設置などの対策を講じていますが、不法投棄は減っていないため、市民の意識向上とともに、地域での監視の強化を進めることが必要です。 ・動物愛護思想の普及と適正飼育の推進を図るとともに、動物ボランティアの育成を進め、野良猫を地域で管理し、数を減らしていく地域猫活動（※1）を推進していく必要があります。 ・水質汚濁や大気汚染などの公害を未然に防ぐ必要があります。 ・悪臭問題は、事業所の理解と対策の実施によらなければ解決できないため、指導を進めるとともに、行政として可能な協力を行う必要があります。 ・火葬場は、公衆衛生上欠くことのできない施設であり、老朽化により建て替えの時期にきているため、早急に整備計画を策定し整備を進める必要があります。

※1　地域猫活動：　地域住民が主体となり、野良猫に不妊去勢手術を施して繁殖を制限し、適切なえさやふん尿の掃除を行い、周辺環境の美化に努める活動。

《 施策の柱・目標 》

1. ごみの適正処理と再資源化の推進

- ごみの減量意識を高めるとともに、分別により再資源化を推進し、資源集団回収の支援や拠点回収を進め、リサイクル率の向上を図ります。
- 環境美化推進委員と協力して、ごみ集積所の監視・管理を進めるとともに、ごみの出し方の指導によるマナーの向上と、適正なごみ処理を周知します。
- パトロールや必要に応じて防犯カメラを設置し、不法投棄の防止を進めます。
- ごみ焼却場の整備計画について、検討を進めます。

2. 動物の適正飼育の推進

- 飼い猫の避妊手術に対する補助や野良猫の避妊手術を行い、野良猫の増加を抑えます。
- 市動物保護協会と連携し、野良猫の問題を地域とともに解決していきます。
- 飼い犬の登録、狂犬病予防注射の実施率の向上を図るとともに、飼い方のマナー向上により適正飼育を推進します。

3. 公害防止対策の強化

- 定期的に河川や港湾の水質検査や臭気調査を実施し、環境の監視と保全に努めます。
- 工場などの事業者と環境保全協定（公害防止協定）を締結するとともに、事業所への立ち入り調査・指導により公害の未然防止を図ります。
- 悪臭問題について、対象事業者の現状と臭気対策進ちょく状況を確認し、問題解決できるよう指導します。

4. 火葬場の整備推進

- 火葬場の整備計画を策定し、地域住民の合意を得て整備を進めます。

目 標 項 目		現 状 （H26）	目 標 （H32）	目 標 （H37）
1	市民１人当たりのごみの排出量	951ｇ/人・日	863ｇ/人・日	850ｇ/人・日
2	飼い猫・地域猫の避妊去勢手術件数	129 件	600 件	1,100 件
3	環境保全協定（公害防止協定）件数	39 件	42 件	45 件
4	火葬場の整備推進	―	建設開始	適正稼働

目標１ 平成 26 年 10 月１日時点の値。
目標２・３ 現状値は平成 26 年度の累計数値。

《 関連する計画 》

御前崎市環境基本計画、御前崎市一般廃棄物処理基本計画、各年度の一般廃棄物処理計画

政策：快適な生活環境の整備

施策 1-2-2

きれいな水を守る生活環境の整備

《 施策の方針 》

快適な生活環境の確保や河川などの水環境を保全するため、下水道（公共下水道（※1）・農業集落排水（※2）を含む）と合併処理浄化槽による地域に合った生活排水処理対策を推進します。さらに、下水道施設の統合や長寿命化を図るとともに、地震・津波などの災害に対する総合的、計画的な対策を推進します。

※1　公共下水道：　主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものまたは流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠（地下に埋設された水路）である構造のものをいう。

※2　農業集落排水：　農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水を処理場に集め、きれいにして川に戻す施設のこと。

《 現状と課題 》

現　状	・御前崎・白羽地区は合併処理浄化槽により生活排水を処理するため、合併処理浄化槽推進委員の協力のもと設置を進めています。 ・浄化センター２施設は、包括民間委託（※3）により、維持管理業者のこれまで培った経験などに基づき、日常点検や月例点検を実施し、定期的にオーバーホールによる整備や消耗部品の取り換えなどを実施し、常時機能が発揮できるように維持管理をします。 ・下水道事業の経営には、地方公営企業法の適用による経営健全化に向けた対策を行う必要があるため、準備作業を始めたところです。 ・管路施設の耐震化については、優先度の高い管路からマンホールの浮上抑制・耐震化を実施しています。 ・平成 26 年度に池新田浄化センターの津波浸水対策計画を策定しています。 ・下水道施設長寿命化計画に基づき、計画的に電気設備や機械設備を更新し、下水道事業の安定的な運用を行っています。

※3　包括民間委託：　施設の運転管理業務、清掃業務、設備点検業務、緑地・物品管理業務などを一括して受託する性能発注方式による民間委託のこと。

課　題	・一般家庭からの生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、下水道への接続や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ切り替える必要があります。 ・地方公営企業法の適用により経理内容を明確化し、経営の安定化に努める必要があります。 ・公共下水道事業と農業集落排水事業を統合し、施設の更新や維持管理費の削減に対応した持続可能な下水道事業の推進を図る必要があります。 ・静岡県第４次地震被害想定で、池新田浄化センターは津波浸水域に指定されたため、津波浸水対策計画を策定しました。この計画に基づき、早急に浄化センター耐震補強を含めた総合的な防災・減災対策計画を策定し、津波対策・補強対策工事を実施する必要があります。 ・管路施設の耐震化については、池新田地区の主要管路について実施してきましたが、他地区も順次実施する必要があります。 ・浄化センターは、これまでも定期的な日常点検や修繕を実施してきましたが、設備の予防保全を行う必要があります。

《 施策の柱・目標 》

1. 生活排水処理による公共用水域の水質汚濁防止

・ 下水道への接続や合併処理浄化槽の設置により、河川や海域の水質を保全し、市民が快適に生活できる環境づくりを推進します。
・ 合併処理浄化槽の設置に要する経費について、補助制度により単独浄化槽やくみ取り便槽からの切り替えを推進します。
・ 浄化槽を設置している家庭については、浄化槽法に基づく定期清掃や法定検査受検の指導を行います。

2. 地方公営企業法適用による下水道事業健全化

・ 現在の現金主義・単式簿記から公営企業会計の発生主義・複式簿記の会計方式に移行することにより、経理内容の明確化・透明性の向上を図り、下水道経営の健全化を目指します。

3. 下水道施設の統廃合に向けた取り組み

・ 農業集落排水６処理施設を浄化センター２施設に統合することで、老朽化に伴う改築費やランニングコストを削減し、持続可能な下水道事業を推進します。

4. 下水道施設の地震対策と津波浸水対策

・ 下水道は生活において必要不可欠な施設であるため、地震時においても下水道の機能を保持し、被災したとしても早急に復旧できるよう、浄化センターや管路施設について地震対策や津波浸水対策を実施します。
・ あらゆる災害においても下水道事業が継続できるよう、事業継続計画（BCP）を作成し、随時見直しを図っていきます。

5. 下水道施設の長寿命化整備

・ 下水道施設の長寿命化対策を実施することにより、設備の延命化およびライフサイクルコストの縮減を図ります。

目 標 項 目		現 状（H26）	目 標（H32）	目 標（H37）
1	汚水処理人口普及率	76.4 %	80.0 %	83.0 %
2	企業会計導入	―	導入	運用
3	農業集落排水を浄化センターへ接続した割合	0 %	16.7 %	66.7 %
4	下水道施設の耐震化率	38 %	47 %	55 %
5	下水道設備の長寿命化率	66 %	70 %	80 %

目標１ 下水道と合併処理浄化槽の普及率。
目標４ 耐震化計画施設に対する耐震化済施設の割合。
目標５ 対象設備数に対する長寿命化対策済設備数の割合。

《 関連する計画 》

御前崎市生活排水処理基本計画、御前崎市環境基本計画、御前崎市下水道総合地震対策計画、御前崎市下水道業務継続計画（地震・津波編）、御前崎市下水道施設長寿命化計画、御前崎市一般廃棄物処理基本計画、各年度の一般廃棄物処理計画

政策：快適な生活環境の整備

施策 1-2-3

いつでもどこでもおいしく飲める水道水

《 施策の方針 》

安心しておいしく飲める水を供給できるよう徹底した水質管理を行います。
水道料金の適正化と事業財政の健全性を保持していきます。
本市の水道は、自己水源がなく 100%受水しているため、災害時には供給が難しくなります。そのためにも安全な水を確保し、災害時でも迅速に給水が行えるように老朽化した管路の更新や水道施設の適正な維持管理を推進します。

《 現状と課題 》

現　状	・ 本市の水道は、大井川広域水道（企業団）と榛南水道（県企業局）から安定的に受水していますが、今後の水需要については、人口減少や節水意識の向上などにより減少することを想定した水需要予測の見直しを行い、経営健全化に取り組んでいます。 ・ 平成 27 年４月から「水道料金お客さまセンター」を開設し、業務の効率化や市民サービスの向上を図るため民間へ委託しています。 ・ 水道水の安定給水に努めるため、平成 24 年度に策定した老朽管更新計画に基づき、埋設後 30 年以上経過した管路総延長 445km のうち約 35km を老朽管と位置付けて耐震管へ更新しています。 ・ 水道施設を長期にわたり保全していくため、定期的な保守点検により不具合箇所を早期に発見して、適正な維持管理に努めています。
課　題	・ 安定給水を維持するため、供給事業者との連携をさらに深め、徹底した水質管理に取り組む必要があります。 ・ 水需要の減少などにより財政的に厳しい状況が続いており、健全な経営を持続していくためには、近隣市との連携を深め、社会情勢の変化に合わせた料金改定も視野に入れ、財源計画の見直しを適切に実施する必要があります。 ・ 老朽管更新計画をさらに推進するともに、口径 50mm 以下の老朽管についても更新を推進して、漏水事故を未然に防ぎ、安定給水につ

なげる必要があります。

・ 水道施設の老朽化が進んでおり、災害時の応急給水体制を含めた耐震化に取り組む必要があります。

《 施策の柱・目標 》

1. 安定供給と管理体制の充実

・ 安全でおいしい水を維持するため、徹底した水質管理に取り組みます。
・ 大井川広域水道および榛南水道と管路更新計画や受水計画などについてさらに連携を図り、安定した受水が行えるよう努めます。

2. 適切な水道料金体制の継続

・ 健全な経営を持続するため、平成 27 年度に策定した水道資産維持管理計画に基づく資産管理などにより、事業の効率化を図りながら、水道料金の適正化と事業財政の健全性を保持していきます。
・ 御前崎市水道ビジョンに示された水道料金回収率は減少傾向にありますが、近隣市との連携を深め受水費軽減や広域化に向けた検討を推進します。
・ 水道料金お客さまセンターが効率的に運営できるよう連携を図り、適切な指導を行います。

3. 耐震管路への推進

・ 安全でおいしい水を安定供給するため、老朽管の更新を推進して耐震管路の整備を図ります。
・ 漏水事故を軽減するため、口径 50mm 以下の老朽管についても早期に耐震管路へ敷設替えができるよう計画します。

4. 水道施設の維持管理および耐震化の推進

・ 水道施設の適切な維持管理や災害時の応急給水に対応するため、老朽化した施設の更新や耐震化を推進します。
・ 定期的な保守点検を実施し、水道施設の不具合箇所の早期発見に努めます。

目 標 項 目		現 状 （H26）	目 標 （H32）	目 標 （H37）
1	水道水が「おいしく飲める」と回答した人の割合	83.2 %	86.0 %	90.0 %
2	水道料金回収率	63.4 %	61.0 %	58.0 %
3	管路の耐震化率	19.2 %	22.2 %	25.2 %
4	水道施設の耐震化率	66.7 %	88.9 %	100 %

目標２ 給水原価に対する供給単価の割合。経営状況の健全性を示す指標。水道原価がどの程度料金に回収されているかを表し、本市では減少傾向にある。減少割合を緩やかにすることを目標としている。

目標３ 管路の総延長に対する耐震管の延長の割合（K 型継手は、軟弱地盤では耐震 管に適合しないため含まない）。

目標４ 配水施設９カ所のうち耐震基準をクリアした施設の割合。

《 関連する計画 》

御前崎市水道ビジョン、御前崎市上水道事業基本計画

政策：快適な生活環境の整備

施策 1-2-4

地域を結ぶ移動手段の確保

《 施策の方針 》

地域の特性や市民ニーズに合った公共交通システムの構築を図り、快適で環境負荷の少ない移動手段の確保を目指します。また、高齢者が安心して便利に移動できる社会を実現するため、地域と行政が連携した移動手段を確立します。

《 現状と課題 》

現　状	・通勤、通学における移動手段として、自主運行バスによる御前崎市内線、相良御前崎線、相良浜岡線の３路線を運行しており、うち２路線は牧之原市との共同で運行しています。 ・新野、朝比奈、比木地区などの公共交通の空白地域では、高齢者などの移動手段として、地域と行政が連携した地域協働バスを運行しています。
課　題	・自主運行バスの利用者数は年々減少している状況であり、バスの乗務員不足により自主運行バスの存続が懸念されています。 ・市民の利用促進を図るとともに、利用者のニーズおよび実態に合わせた運行形態を取り入れる必要があります。 ・地域協働バスの運行について、高齢化による利用対象者の増加などを踏まえ、地域と行政が連携し、地域に即した交通手段を確保する必要があります。 ・行政区域を越えて運行する自主運行バスについては、関連自治体とのさらなる情報共有や連携強化が必要です。

《 施策の柱・目標 》

1. 利用者のニーズに合わせた移動手段の確保

- 自主運行バスでは、利用促進を図るとともに運行便数の合理化により効率の良い運行に取り組みます。
- 利用者のニーズや利用実態に合わせたデマンドタクシーなどの新たな運行形態を取り入れます。

2. 地域協働バスの推進

- 各地区の地域協働バスの運行支援を継続し、利用者増加に努めるとともに地域で利用しやすい地域交通システムを導入します。

3. 近隣自治体との連携

- 地域公共交通を活性化するため、路線バスにより接続している近隣自治体との検討会を実施します。

目 標 項 目		現 状（H26）	目 標（H32）	目 標（H37）
1	１人当たりの自主運行バス年間利用回数	2.42 回	2.40 回	2.40 回
2	８地区のうち導入を希望する地域協働バスの導入割合	100 ％	100 ％	100 ％
3	近隣自治体との連携による課題検討会の１年間の開催回数	０回	２回	２回

目標１　平成 26 年度末の御前崎市人口に対する年間利用者数の割合（現状値：81,963÷33,835≒2.42 回/年）。また、平成 32、37 年度の目標値はおおむね現状維持を目標とし2.4 回とする。人口ビジョンによる平成 37 年度の目標人口は 31,275 人。

政策：安全・安心な地域づくり

施策 1-3-1

交通事故のない環境づくりの促進

《 施策の方針 》

交通安全に関する広報啓発活動の充実や、危険箇所にカーブミラーや区画線設置などの交通安全対策を実施します。ハード・ソフトの両面を整備することにより市民一人一人の交通安全に対する意識を高め、御前崎市から悲惨な交通事故を一件でも減らし、安全・安心なくらしを守ることを目的とします。

《 現状と課題 》

現　状	・御前崎市交通安全会による無事故・無違反コンクールの実施や、御前崎市交通指導隊を中心とした日常の交通安全啓発活動を行っています。 ・危険箇所にカーブミラーや区画線などを設置しています。 ・老朽化が著しい施設は随時修繕を実施しています。
課　題	・交通事故減少のためには、市民一人一人の交通安全意識の向上が必要であり、交通事故のない環境づくり実現のためには、継続的な広報啓発活動、交通安全施設整備が必要です。

《 施策の柱・目標 》

1. 交通安全意識の向上と交通安全対策の充実

- 御前崎市交通指導隊や御前崎市交通安全会、警察などの関係機関と連携して、交通安全の広報啓発活動や交通教室などを通じて、市民一人一人の交通安全に対する意識を高め交通事故防止を図ります。
- 危険箇所へカーブミラーや区画線を設置し、交通事故を未然に防ぐ環境を整備します。

目 標 項 目		現 状（H26）	目 標（H32）	目 標（H37）
1	人口１万人当り事故件数	61.2 件	55 件	48 件

目標１ 年換算した件数。

現状：206 件（H26 年間人身事故発生件数）÷33,680 人（H27.9 月末総人口）×10,000＝61.16

H32：175 件（想定年間人身事故発生件数）÷31,833 人（H32 推計総人口）×10,000＝54.97

H37：150 件（想定年間人身事故発生件数）÷31,275 人（H37 推計総人口）×10,000＝47.96

《 関連する計画 》

第９次御前崎市交通安全計画

政策：安全・安心な地域づくり

施策 1-3-2

犯罪のない安全・安心なまちづくり

《 施策の方針 》

警察や防犯関係機関との連携を強化し、犯罪発生情報や消費者被害情報を提供し犯罪被害防止を呼び掛ける広報啓発活動を通じて、市民一人一人に防犯や消費者被害対策に関する意識を向上させ、複雑多様化する犯罪被害を未然に防ぎ、犯罪のない安全・安心なまちをつくります。

《 現状と課題 》

現　状	・警察からの情報提供により、同報無線や音声告知放送、防犯パトロールなどによる広報啓発活動を実施しています。 ・夜間の街頭犯罪を防止するため、主要交差点などに防犯灯を設置しています。 ・町内会が設置する防犯灯については、補助制度を充実させ、防犯灯の設置を促進しています。 ・インターネットの普及や経済のグローバル化などに伴い、消費者のニーズに合った商品やサービスが提供される一方、消費者生活に関するトラブルは、複雑多様化しています。
課　題	・犯罪被害を未然に防ぎ、減少させるためには、多岐にわたる防犯対策が不可欠であり、犯罪発生情報を把握し、広報啓発活動により、市民一人一人の防犯意識を向上させる必要があります。 ・消費者被害や消費者生活のトラブルを未然に防ぐためには、消費者被害情報を提供し、被害への意識の向上が必要です。 ・消費者の権利保護強化のために、消費者相談の窓口となる消費生活センターの活用を広く周知する必要があります。

《 施策の柱・目標 》

1. 防犯対策の充実

- 警察や防犯関係機関との連携を強化し、犯罪発生情報の把握や広報啓発活動を実施します。防犯パトロールの実施などの対策を向上させることで、複雑多様化する犯罪被害を未然に防ぎます。
- 既存防犯灯の一括 LED 化や、新規に防犯灯を設置するなど夜間の街頭犯罪が起こりにくい環境づくりを推進します。

2. 消費者被害対策の充実

- 消費生活センターは、静岡県との連携を強化し、複雑多様化する消費者被害を把握し、消費者被害の相談体制の充実や救済に努めます。
- ホームページや広報紙などによる広報啓発を実施し、消費者被害や消費者生活に関するトラブルを未然に防ぎます。

目 標 項 目		現 状（H26）	目 標（H32）	目 標（H37）
1	犯罪率	0.37%	0.35%	0.32%
2	防犯パトロール実施率	58.7%	62%	70.3%
3	消費者被害者救済率（年度）	88 %	90 %	93 %

目標１　犯罪率

現状：125 件（H26 年間刑法犯数）÷33,680 人（H27.9 月末総人口）×100＝0.371
H32：110 件（推定年間刑法犯数）÷31,833 人（H32 推計総人口）×100＝0.345
H37：100 件（推定年間刑法犯数）÷31,275 人（H37 推計総人口）×100＝0.320

目標２ 防犯パトロール実施率：青パト年間実施日数/年間開庁日数（年間勤務日数）×100

年間閉庁日数：土・日曜日　104 日、祝日　15 日、年末年始　4日（1/1 祝日、6日間の内１日は必ず土日になるため-１日）　計　123 日

現状：142 日（H26 年間青パト実施日数）÷242 日×100＝58.68
H32：150 日（目標青パト実施日数）÷242 日×100＝61.98
H37：170 日（目標青パト実施日数）÷242 日×100＝70.25

目標 3 消費者相談件数に対する消費者被害の解決数。「年度」換算した回数。

政策：安全・安心な地域づくり

施策 1-3-3

災害に強い防災体制の整備と周知

《 施策の方針 》

地震、津波、台風などの自然災害や万一の原子力発電所事故などの災害に備え、市民一人一人の防災意識の高揚を図り、方面隊や自主防災会など共助となる地域防災力を強化するとともに、国・県・市・事業所・防災関係機関が一体となり防災体制を構築し、災害に強いまちづくりに取り組みます。

《 現状と課題 》

現　状	・静岡県では、東海地震や南海・東南海を含む３連動地震（レベル１）と、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの南海トラフ巨大地震（レベル２）による静岡県第４次地震被害想定を公表しました。 ・内閣府では、立ち退き避難に加え、屋内安全確保を追加し、市が発令する避難勧告などは、空振りを恐れず、早めに発令することを基本とした「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を公表しました。 ・万一の原子力災害に備え、静岡県および市は、連携を図りながら、広域避難計画の策定に着手しています。
課　題	・レベル１の地震・津波はもとより、レベル２の地震・津波に対しても、一人でも多くの市民の命を守るため、ハード・ソフト両面を組み合わせ対策を進めていく必要があります。 ・大規模災害に備え、市と関係事業所などとの災害時応援協定などの締結を進めていく必要があります。 ・過去の大震災の教訓を踏まえ、地域の実情にあった防災体制の整備や防災訓練を実施していく必要があります。 ・方面隊や自主防災会における防災資機材整備の取り組みについては、市の補助制度を促進します。 ・市が避難勧告などを発令した場合でも、住民が自らの判断で避難行動をとることが原則であり、市は市民に対して、防災関連情報を正

確かつ迅速に提供できる広報体制の構築を進めていく必要があります。

- 市民は一人一人が避難行動をとることができる知識を高める必要があります。
- 市は、静岡県が現在策定中の広域避難計画踏まえ、連携を図りながら御前崎市広域避難計画の策定を進めていく必要があります。

《 施策の柱・目標 》

1. 地震・津波に対するハード・ソフト両面での防災対策の整備

- 静岡県が行う粘り強い防潮堤「静岡モデル」（※1）を推進し、市は一人でも多くの市民の命を守るためのアクションプログラム（※2）や津波避難計画方針書などに基づきハード・ソフト両面からの防災対策に取り組みます。

2. 地域の実情にあった防災体制の整備と防災訓練の実施

- 防災講演会の開催により、過去の大震災の教訓を広く市民に周知し、市、方面隊および自主防災会との連携の強化に取り組み、防災体制の整備を図ります。
- 実災害を想定した防災訓練の実施により減災に取り組みます。

3. 避難行動をとることのできる知識の普及

- 防災講演会の開催やこども達への防災教育の実施などにより、地震や津波、風水害、原子力事故などの災害に対する正しい知識の普及を図り、また、地域防災計画や市広域避難計画を踏まえた防災訓練の実施などにより、市民が自らの判断で避難行動をとることができるよう防災意識の高揚を図ります。

※1　静岡モデル：　既存の防災林、砂丘、道路などのかさ上げ・補強や津波避難施設などとの連携による津波対策。

※2　アクションプログラム：　静岡県第４次地震被害想定において推計された被害をできる限り軽減するため、津波対策をはじめ、建物被害、火災、山・がけ崩れなどの広範な地震対策の主要な行動目標を定めたもの。

目 標 項 目		現 状 （H26）	目 標 （H32）	目 標 （H37）
1	防災訓練参加率	53 %	56 %	60 %
2	災害協定の整備件数	46 件	50 件	55 件
3	防災指導員数	10 人	12 人	16 人

目標１ 総合防災訓練および地域防災訓練への人口に対する延べ参加者の割合。
目標２ 数値は累計。

政策：安全・安心な地域づくり

施策 1-3-4

消防・救急救助体制の充実

《 施策の方針 》

火災やあらゆる災害に対応できる消防力を強化するため、計画的な施設や資機材を整備します。
一方で、計画的に人員を採用するとともに、救急・消火・救助・予防業務の専門的知識を有する人材の育成に努めます。また、火災予防の啓発活動を推進することで、出火率の低減を図ります。

《 現状と課題 》

現　状	・救急・消火・救助・予防業務を遂行するための人材育成として、静岡県消防学校、総務省消防庁の消防大学校などへの職員を派遣するとともに、車両や資機材の充実、維持管理を行いながら消防行政を運営してきました。 ・近年、火災被害は高齢者に関連するものが多く、グループホームなどの小規模事業所や高齢者世帯に多発し、全国の住宅火災による死者数のうち高齢者が約７割を占めていることから、火災予防啓発活動を実施しています。 ・消防団の災害対応力を強化するため、計画的に整備を進めています。
課　題	・消防職員の年齢構成が若返るなか、救急・消火・救助・予防業務に対応する人材の育成には、専門教育機関でのさらなるスキルアップを図ることが必要です。 ・効率的な組織運営を図るため、人材の確保や消防広域化について検討が必要です。 ・救急車現場到着時間の全国平均８分 30 秒を目標に、署所の適正配置や車両の整備が重要です。 ・高齢者世帯が増えるなかで出火率の低減を図るため、広報活動が重要です。

・　地域防災に重要な役割を果たしている消防団員の確保が厳しい状況にあり、消防団に多くの市民が入団しやすい環境を整えることが重要です。

《 施策の柱・目標 》

1. 組織体制の強化

・　火災やあらゆる災害に対応するため、署所の適正配置や消防車両などを整備します。
・　救急救命士が処置できる範囲の拡大に伴い、資格を取得し市民に対する救命率の向上を目指します。
・　消防基盤の強化のため、中東遠地域で共同運用する消防指令センターとの業務の調整を図るとともに、効率的な組織運営のため、東遠地区の消防救急広域化を目指します。

2. 火災予防体制の推進

・　予防業務を適切に遂行するため、専門的な知識を有する職員を配置します。
・　高齢者世帯に重点を置いた全世帯を対象とする住宅防火対策をさらに促進します。

3. 消防団組織の維持

・　消防団加入対象者の所属する企業などに対して、消防団活動に対する理解をしてもらうため協力要請を行っていきます。
・　消防団による広報・啓発活動や同報無線による広報を定期的に行います。

目 標 項 目		現 状 （H26）	目 標 （H32）	目 標 （H37）
1	人口１万人当たりの出火率	5.29 件	3.77 件	3.20 件
2	救急車の現場到着平均時間	10 分 43 秒	8 分 30 秒	8 分 00 秒
3	消防施設および人員の充足率	67 ％	88 ％	98 ％
4	消防団協力事業所数	19 事業所	21 事業所	23 事業所

目標３ 御前崎市消防力整備計画および消防職員定員適正化計画を案分して算出。
目標４ 消防団協力事業所表示制度事業所の累計数。

《 関連する計画 》

御前崎市消防力整備計画（消防施設）

政策：安全・安心な地域づくり

施策 1-3-5

原子力に関する正しい知識の普及

《 施策の方針 》

原子力発電所を立地する御前崎市として、子どもから高齢者までの幅広い年齢層に原子力に関する情報発信や見学会への参加を通じて、正しい知識の普及を図ります。

《 現状と課題 》

現　状	・原子力に関して学べる機会が少ないなか、市民団体や市内小学校の児童を対象とした見学会を開催し、原子力に関する正しい知識の普及を図ってきましたが、原子力を取り巻く状況が日々変化しています。
課　題	・原子力は専門的な言葉や単位が多く、正しく理解をすることは大変です。原子力発電所を立地する御前崎市として、原子力に関する情報発信をさらに推進する必要があります。 ・情報を受け取る側である子どもから高齢者までの幅広い年齢層の市民に正しい理解を促進することが重要です。特に、子どもと子育て世代の年齢層に分かりやすい情報発信を行い、原子力に対する過度な不安を解消することが重要です。 ・多くの市民の関心を寄せるさまざまな広報媒体を利用した原子力に関する分かりやすい情報提供と、見学会など実際に自分で見て聞いて正しく理解する機会の提供が必要です。 ・市民が不安や疑問に思っていることを聞く機会として、意見交換会を開催し寄せられた意見をテーマとした講演会の開催などを実施していく必要があります。 ・原子力発電所立地市である御前崎市の子どもたちには、身近にある原子力発電所について学習の機会を設け、原子力に関する正しい知識の普及を図ることが必要です。

《 施策の柱・目標 》

1. 原子力に関する情報発信の推進

- より多くの市民に原子力に関する正しい知識の普及を図るため、原子力に特化したホームページの構築と更新を行います。ホームページでは、継続的な環境放射線の調査結果を公表するとともに、幅広い年齢層へ情報発信に努めます。
- 見学会や学習会などを開催することで、実際に自分で見て聞いて正しく理解する機会を提供するとともに理解度の向上を図ります。

目 標 項 目		現 状 (H26)	目 標 (H32)	目 標 (H37)
1	原子力ホームページにアクセスした数	4,800 回/年	4,900 回/年	5,000 回/年
2	視察・見学会などに参加し60%以上理解できた人の割合	50 %	52 %	55 %

目標 1 現状値は推計値。
目標 2 現状値は平成 27 年度の数値。

《 関連する計画 》

環境放射能測定計画

第２章
市民協働による居ごこちのよいまち
都市基盤分野

市民がくつろげる空間の保全と充実
2-1-1　市民の憩いの場となる公園管理
2-1-2　土地の有効活用による生活基盤の充実

災害に備えた生活基盤の充実
2-2-1　地震に強い住宅改修の整備推進
2-2-2　安全・安心な道水路網の整備
2-2-3　道路施設の耐震化の推進

道路施設の長寿命化体制の確立
2-3-1　道路施設のメンテナンスサイクルの確立
2-3-2　道水路の協働による管理・保全の推進

政策：市民がくつろげる空間の保全と充実

施策 2-1-1

市民の憩いの場となる公園管理

《 施策の方針 》

市民が憩いの場としてくつろぐことができる公園を維持するため、公園施設の計画的な点検・修繕により、安全・安心な公園の維持管理に取り組みます。また、市民協働を通じて景観の保全と日常管理を促進します。

《 現状と課題 》

現　状	・本市では、都市公園や農村公園などの各種公園を管理しています。また、自然が豊かで美しい遠州灘の海岸を中心とした県立自然公園区域の管理も行っています。 ・公園の遊具などの施設は老朽化が進み、維持管理費が増加しています。 ・公園内の器物破損や落書き、ごみの不法投棄など、利用者のモラル、マナーが低下しています。 ・公園内の清掃や草刈りなどの日常管理は、大規模な公園については、地元住民を中心とした管理組合と委託していますが、小規模な公園のなかには、日常管理が十分に行き届いていないところもあります。
課　題	・公園の遊具や設備については、現在策定中の公園施設長寿命化計画に基づき、順次修繕などを実施する予定ですが、老朽化が進むにつれて修繕費も年々割高になっており、現状と課題を調査・分析し、市民の協力を得ながら、ニーズに応じた施設の維持管理をしていく必要があります。 ・公園が市民の憩いの場であり続けるためには、市民の「自分たちの憩いの場は自分たちで守る」という意識の高まりが重要です。そのためには、これまで以上に市民協働による日常管理の推進が必要です。

《 施策の柱・目標 》

1. 公園施設長寿命化計画に基づく、適正な維持管理

- 遊具などの施設については、長寿命化計画に基づいて修繕などを実施し、安全で安心な公園の維持管理に取り組みます。
- 利用状況と利用者ニーズに配慮した施設の改修に努め、憩いの場を確保します。

2. 市民協働による、自然と調和した公園景観の管理

- 市民協働による公園の清掃や草刈りなどの日常管理を積極的に推進し、公園の保全に対する市民一人一人の意識の高揚を図ります。
- 公園の緑化推進のために、グリーンバンク事業や緑の募金事業などを通じて市民へのＰＲを推進し、自然と調和した公園景観の充実に努めます。
- 利用者のモラル、マナーの向上のために、市民への啓発活動だけでなく、実効性の高い対策に取り組みます。

目 標 項 目		現 状（H26）	目 標（H32）	目 標（H37）
1	公園施設長寿命化計画に基づく施設修繕の実施率	－	50 %	100 %
2	公園が憩いの場であると感じる市民の割合	61 %	65 %	70 %

目標１ 事業費ベースの値。平成 37 年度までの実施予定計画事業費に対する実施済み箇所の計画事業費の割合。計画策定完了が平成 28 年１月末のため、現状値はなく、平成 32 年度目標値は仮定値。

目標２ 市民満足度調査による数値。現在の市民満足度調査は若干ニュアンスが異なるため、今後、公園について説明・例示を行い「あなたは市内の公園が『憩いの場である』と感じていますか」といった設問への変更を想定。

《 関連する計画 》

御前崎市公園施設長寿命化計画

御前崎市公共施設等総合管理計画

政策：市民がくつろげる空間の保全と充実

施策 2-1-2

土地の有効活用による生活基盤の充実

《 施策の方針 》

市内の土地の有効活用を促すことで、市民が快適に過ごせるよう生活基盤の充実を図ることを目的にします。

《 現状と課題 》

現　状	・ 市街地内の道路整備が進み、利便性が向上している一方で、空き地などが多く存在しています。 ・ 人口減少と高齢化が進むなか、市街地の拡散などにより居住者の生活を支えるサービスの提供が困難になってきています。
課　題	・ 人口減少および高齢化が進み、全体として土地需要が減少しています。 ・ 市民の意向や社会情勢を踏まえた土地利用の総合調整が必要となっています。

《 施策の柱・目標 》

1. 御前崎市都市計画マスタープランの改正

・ 御前崎市都市計画マスタープラン（20 年間）が作成され中間期を迎えるにあたり、一定の人口密度の維持や生活サービス機能の計画的な配置を見直すことで、施設や住居がまとまって立地し、各サービスが住まいの身近に存在する多極ネットワーク型コンパクトシティを推進します。
・ 街路整備について、御前崎市都市計画マスタープランおよび道路整備計画に基づいて道路ネットワークを推進します。

2. 土地の有効活用

・ 都市計画法、土地利用指導要綱に基づき、開発行為や土地利用事業を適正に審査し、市民が快適に過ごせるよう、良好な環境維持への誘導を図ります。

目 標 項 目		現 状（H26）	目 標（H32）	目 標（H37）
1	御前崎市都市計画マスタープラン改正	0 %	100 %	100 %
2	街路整備率	76.3 %	80.0 %	85.0 %

目標 1 整備率については、現在の御前崎市都市計画マスタープランの見直しをするため（平成 29 年度予定）、目標値は仮定値とする。
目標 2 平成 27 年度末の事業進捗率を記載。（静岡県の都市計画（資料編））

《 関連する計画 》

御前崎市公共施設等総合管理計画、御前崎市都市計画マスタープラン、
御前崎市道路整備計画

政策：災害に備えた生活基盤の充実

施策 2-2-1

地震に強い住宅改修の整備推進

《 施策の方針 》

昭和 56 年５月末以前の旧耐震基準で建築された住宅（専用住宅（一般・農家）、農家住宅、木造併用住宅（一般・農家・その他））に対し、無料耐震診断を実施することで、新耐震基準に適合しない住宅の耐震化を推進し安全・安心な住環境を整えます。

《 現状と課題 》

現　状	・昭和 56 年５月末以前の旧耐震基準で建築された住宅が 4,831 棟存在し、対象者に対し耐震診断や耐震補強を促していますが、高齢化により一人暮らし世帯が増加していくなかで、核家族化が進み事業への関心が薄れており、整備が進んでいない状況です。
課　題	・戸別訪問などの実施によりＰＲ不足の解消を図ることが重要となります。 ・特に、高齢者世帯への周知徹底と事業への理解を深めてもらうことが重要となります。

《 施策の柱・目標 》

1. わが家の専門家診断の推進

・ ダイレクトメールや戸別訪問、広報紙などの活用により事業を周知し、無料耐震診断の受診を推進します。

2. 木造住宅の耐震補強の推進

・ 木造住宅耐震補強事業費補助金、住宅リフォーム支援事業を併用した住宅補強工事を推進します。

目 標 項 目		現 状（H26）	目 標（H32）	目 標（H37）
1	わが家の専門家診断により診断を受けた割合	16 %	30 %	50 %
2	住宅の耐震基準を満たしている割合	65 %	70 %	75 %

目標１ 昭和 56 年５月以前の旧耐震基準にて建築された住宅棟数(4,831 棟）を分母とし,専門家診断の案内通知により専門家診断を受けた棟数（775 棟）を分子とする。

目標２ 昭和 56 年５月以前の旧耐震基準にて建築された住宅棟数(4,831 棟）＋S56 以後の住宅棟数（8,498 棟）を分母とする。分子については、新耐震基準にて建築された住宅棟数と、耐震基準を満たしている住宅棟数（補強工事含む）（8,498 棟（S56 以後）＋173 棟（H14 年からH26 年までの耐震補強実施住宅棟数）とする。

《 関連する計画 》

御前崎市耐震改修促進計画

政策：災害に備えた生活基盤の充実

施策 2-2-2

安全・安心な道水路網の整備

《 施策の方針 》

既存道路を活用し、自然災害などあらゆる災害に備え、全ての道路利用者が安全・安心・快適に道路を利用できるよう整備していきます。また、近年増加している集中豪雨や台風に備えた水路や河川の整備も進め、生活基盤の充実を図ります。

《 現状と課題 》

現　状	・地区要望では道路の新設要望は少なく、要望の多くは、既存道路の拡幅や歩道設置となっていますが、必要性の判断、事業採択までの内容精査に時間がかかっています。 ・水路や河川については、市街化が進んだ地域の流域調査や豪雨による氾濫箇所の調査を行い、計画的に改修を行っています。
課　題	・道水路や河川の改良・改修工事には膨大な費用が必要となるため、財源の確保が必要となります。 ・地区要望に対する事業の必要性について、迅速かつ公平な判断が必要です。 ・道水路や河川の改良・改修工事には、町内会や土地所有者などの協力が不可欠ですが、協力を得られないことがあります。これにより、完成までに長期間を要することがあるため、今後は、町内会、地元役員などでつくる、推進員組織を設置していただくなど、市民協働による事業計画を立て、実施していく必要があります。 ・今後の道路整備を計画的に進めるため、御前崎市道路整備計画の策定が必要です。

《 施策の柱・目標 》

1. 道路利用者（主に市民）の道路整備および維持管理

・ 道路利用者の安全・安心を考えた整備および維持管理と地区要望の実現に向け、町内会、地元役員などが主導となった事業の推進や維持管理を行うことで、道路行政に対する満足度の向上を目指します。

目 標 項 目		現 状（H26）	目 標（H32）	目 標（H37）
1	道路整備に対して満足している市民の割合	66 %	70 %	75 %

目標 1 市民満足度調査による数値。

《 関連する計画 》

御前崎市道路整備計画、御前崎市都市計画マスタープラン

政策：災害に備えた生活基盤の充実

施策 2-2-3

道路施設の耐震化の推進

《 施策の方針 》

災害に備え橋長 10m以上の重要橋梁（きょうりょう）について耐震化工事を実施します。これにより生活基盤の利便を図るとともに避難路を確保します。

《 現状と課題 》

現　状	・ 市内には多くの橋梁があり、生活基盤として日々利用されています。災害時にはこれらの橋梁にも被害が発生することが予想されるため、重要橋梁について順次耐震化工事を実施しています。
課　題	・ 現在の耐震化工事については、重要橋梁から対策をしていますが、災害時の避難路を確保するためには、その他の橋梁についても耐震化の計画を立案する必要があります。

《 施策の柱・目標 》

1. 橋梁耐震化の促進

・ 災害に備え重要橋梁について耐震化工事を実施します。これにより生活基盤の利便を図るとともに避難路を確保します。

目 標 項 目		現 状（H26）	目 標（H32）	目 標（H37）
1	橋梁耐震化が完了した割合	23 %	50 %	100 %

目標 1　被災した場合の交通影響や復旧費用を考慮し、分母は橋長 10m以上の橋梁 64 橋、分子は耐震化実施橋梁。

《 関連する計画 》

御前崎市橋梁長寿命化修繕計画

政策：道路施設の長寿命化体制の確立

施策 2-3-1

道路施設のメンテナンスサイクルの確立

《 施策の方針 》

老朽化した道路施設（橋梁・トンネルなど）を点検し、その健全度を把握し、修繕計画を立てて修繕することで、市民生活の安全を確保するとともに、道路施設の長寿命化が図られ、道路施設にかかる費用を抑えます。

《 現状と課題 》

現　状	・市内の多くの道路施設で老朽化が進んでいますが、全てを市で把握することが難しいため、道路パトロールや市民からの連絡により部分的な補修を行っています。 ・平成 26 年の道路法の改正により、道路施設について５年に１回の定期点検が義務付けられました。
課　題	・道路施設の維持管理費は、劣化の進行に比例して増加していく傾向にあり、点検・計画・修繕のメンテナンスサイクルを確立し、計画的な対策を行う必要があります。

《 施策の柱・目標 》

1. 道路施設の点検と計画的な維持管理の推進

・　道路施設を点検し、修繕計画を立てて修繕することで市民生活の安全を確保するとともに、修繕費用の削減につなげます。

目 標 項 目		現 状（H26）	目 標（H32）	目 標（H37）
1	橋梁の修繕が完了した割合	６ ％	100 ％	100 ％

目標１　分母は定期点検の結果、健全度が目標管理水準を下回り、修繕が必要と判断された橋梁数。定期点検は５年に１回の頻度で実施され、管理水準を下回った場合は次回点検時までに修繕を実施する必要がある。定期点検は、平成 26・27 年度に実施しており、平成 32 年度時には修繕が完了しなくてはいけないため。

《 関連する計画 》

橋梁長寿命化修繕計画

政策：道路施設の長寿命化体制の確立

施策 2-3-2

道水路の協働による管理・保全の推進

《 施策の方針 》

市民協働により道路区域や河川区域などの草刈り作業を実施することで、道路・河川の環境美化を図ります。

《 現状と課題 》

現　状	・ 道路・河川愛護活動について、毎年多くの町内会などが実施しています。
課　題	・ 愛護活動への理解が薄れ、現在と同じような愛護活動を維持できるか懸念されます。

《 施策の柱・目標 》

1. 協働による道路・河川愛護活動の推進

・ 補助制度の充実と道路・河川愛護活動を周知し、実施団体・路線の増加を図ります。

目 標 項 目		現 状 (H26)	目 標 (H32)	目 標 (H37)
1	道路愛護活動実施路線数	146 路線	311 路線	476 路線

目標 1　町内会などで実施している道路愛護活動路線数（同じ路線を同じ実施団体が年２回実施する場合は１路線とし、同じ路線でも実施団体が異なれば複数路線とする）。 市内 33 町内会で年１路線ずつ増加することを目標とする。

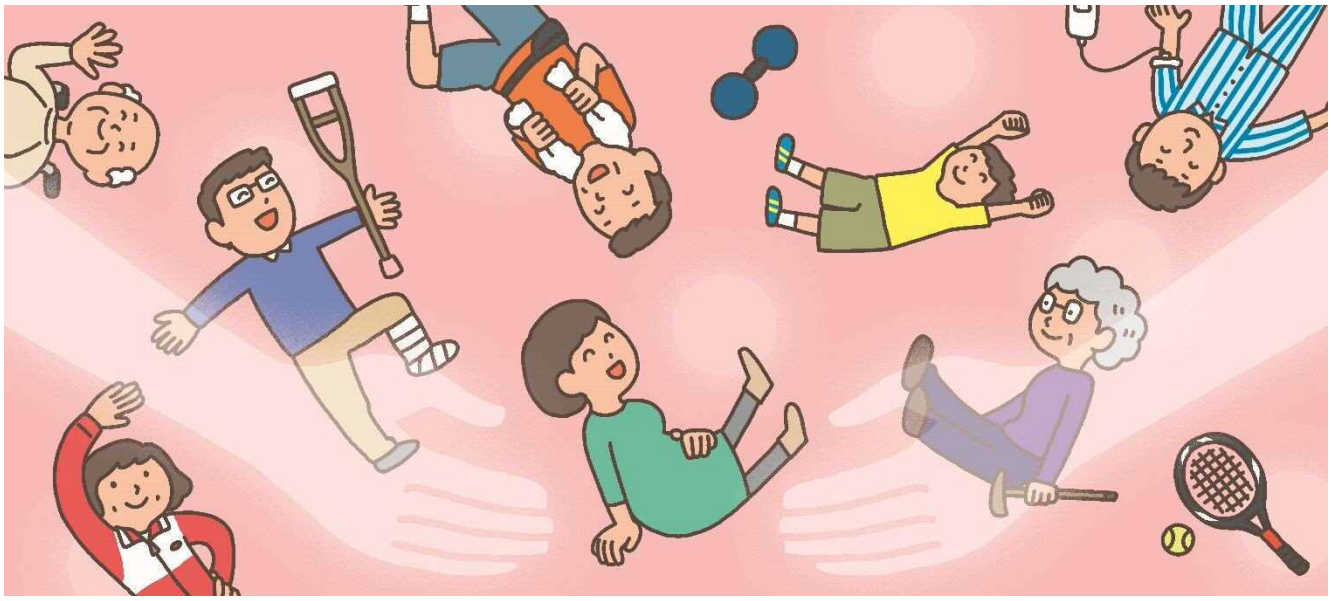

第３章

すべての人が健康で安心して暮らせる 支え合うまち

健康福祉分野

安心して出産・子育てができる環境整備

3-1-1　子どもを安心して産み育てることができる環境づくり

3-1-2　子どもを守る体制づくり

心と体の健康づくり

3-2-1　自ら健康管理ができる環境づくり

地域が一体となった介護体制の整備

3-3-1　住み慣れた地域で自立した生活ができる環境づくり

だれもが社会参加できる環境整備

3-4-1　だれでも安心して過ごすことのできる生活環境整備

3-4-2　生活困窮からの脱却へ向けた体制づくり

信頼される医療体制の確立

3-5-1　広域での診療体制づくり

3-5-2　地域医療の確保と連携強化による医療体制づくり

3-5-3　子どもからお年寄りまで安心できる病院体制

生涯スポーツの推進

3-6-1　生涯を通じた体づくり

政策：安心して出産・子育てができる環境整備

施策 3-1-1

子どもを安心して産み育てることができる環境づくり

《 施策の方針 》

妊娠から出産、子育てまで、切れ目のない支援を提供することにより、子どもたちの健やかな未来を守ります。子育てに対する不安を解消し、保護者のニーズに対応した支援を行う環境を整備します。

《 現状と課題 》

現　状	・ 家庭訪問や乳幼児健康診査を実施し、親の子育てや健康への不安を解消する取り組みを実施してきました。しかし、少子化や核家族化、地域コミュニティーの希薄化により、孤立する親子が増加しており、親の育児不安やストレスにつながっています。 ・ 地域のなかに出産できる医療機関もなく、不安を抱える親も増加しています。 ・ 本市ではこれまでに子ども医療費助成対象の拡大、出産奨励金や体操服購入の助成など独自の経済的支援を実施し、放課後児童クラブや地域子育て支援センターを充実させ、さまざまなサービスを提供しています。
課　題	・ 出産できる医療機関やその他の関係職種と連携し、安心して出産でき、子どもと母親の健康を支える体制の整備が必要です。 ・ 地域における子どもの健やかな成長には、公的支援の充実とともに、それを補完する地域での助け合い、支え合いといった地域ぐるみの子育て支援が必要です。

《 施策の柱・目標 》

1. 健全な出産・育児を支える体制の整備

- 子どもや母親の健康を守り、安心して出産・育児にのぞめるよう、妊婦健康診査費用の助成、子ども医療費の助成などの経済的支援の他、乳幼児健康診査を行います。
- 子どもの健やかな成長発達を支え、親が不安なく育児に取り組めるよう、新生児家庭訪問や乳幼児健康相談などを実施し、妊娠初期から就学するまで一貫した保健指導ができる体制を整備します。

2. 地域で安心して子育てができる環境の整備

- 地域での子育て活動を充実させるため、自主的な子育て活動を促進し、子育てサークルの支援を行います。
- 市民が自ら地域参加をするために必要な子育て情報の周知を図ります。

3. 子育て相談・情報提供、親子交流機会の充実

- 育児への悩みを解消するため、相談事業の充実や関係機関との連携を図り、育児支援体制を整えます。
- ホームページや子育て支援ガイドなどを充実させ、積極的に情報提供を行います。

目 標 項 目		現 状（H26）	目 標（H32）	目 標（H37）
1	育児満足度（1.6 歳、３歳）	87.3 %	90.0 %	100 %
2	子育て支援センター延べ利用者数	20,516 人/年	20,000 人/年	20,000 人/年
3	家庭児童相談員の認知度	42 %	60 %	100 %

目標３ 「御前崎市子ども・子育て支援事業計画」から。現状は乳児を持つ家庭 38%、小学生を持つ家庭 47.5%。

《 関連する計画 》

御前崎市子ども・子育て支援事業計画、御前崎市健康増進計画 21、御前崎市地域福祉計画

政策：安心して出産・子育てができる環境整備

施策 3-1-2

子どもを守る体制づくり

《 施策の方針 》

妊娠前からの子育て支援サービスの充実や子育てに必要な知識や情報を提供することで、子どもの発達に関する悩みや強い育児不安の軽減を図ります。
また、子どもを取り巻くすべての市民が子育てについて前向きに考え、子育てに喜びを感じるための環境整備を目指します。

《 現状と課題 》

現　状	・将来、親になる子どもたちに、命の大切さを伝えるため、自分や相手を大切にする教育を現場と連携しながら行うとともに、親として必要な知識を学ぶ機会も提供してきましたが、正しく理解されていないこともあります。 ・子育てに不安を持つ保護者や発達に課題を抱え、支援を必要とする幼児が増加しています。 ・感染症予防のための定期予防接種については接種費用の助成を行い、接種しやすい体制づくりをしてきました。しかし、予防接種の複雑化や、定期予防接種の追加などにより、適正な時期に予防接種を受けることができない人や、予防接種の必要性を理解できず、未接種となる人がいます。 ・子育ての相談は、個別に相談者が国保健康課・こども未来課・保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校とそれぞれの部署に相談をかけるため、要保護児童等対策地域協議会などで情報を共有し連携を行っています。 ・核家族化や若年結婚、地域との疎遠化などにより、子育てに対しての不安感、負担感、孤立感を感じる母親や育児に無関心な父親の増加により、子どもへの虐待行為に及んだり、育児放棄となるケースが増えています。

課　題	・思春期に性を正しく理解し、安定した家庭を築けるように関係機関と連携しながら支援をしていく必要があります。 ・予防接種未接種による疾病の重症化を防ぐ必要があります。 ・発達の問題だけでなく、精神的な問題や育児への強い不安を抱えている保護者も増えており、切れ目のない支援が必要です。 ・相談者が抱える問題が時間の経過とともに拡大してから表面化するものが多く、出産期からの一貫した相談体制・見守り体制のなかで、保護者の抱える子育てに対する不安・悩みを早期解消に導く支援が求められています。

《 施策の柱・目標 》

1. 命を守るための健康教育の充実と予防接種の推奨

・命の大切さ、自分や他者を思いやる心を育むため、関係機関と連携を図りながら、年齢に合わせた教育を実施します。
・子育てに前向きに取り組めるよう、子育て支援教室の充実を目指します。
・被接種者の疾病を予防するとともに、家族や周りの人、将来生まれる子どもの健康を維持するため、予防接種が受けやすい体制整備と情報提供を行います。

2. 療育事業の充実と専門的人材育成の推進

・支援が必要な幼児に対して適切な早期療育事業を進めるとともに、療育教室を提供するスタッフの確保・育成に努め、充実した療育教室を目指します。

3. 児童虐待防止対策の推進

・虐待の未然防止を図るため、相談機関の情報の発信や関係機関とのさらなる連携に努めます。
・虐待に関する個別ケースへの対応や支援の検討、情報交換などを行い、子どもを虐待から守るよう努めます。

目 標 項 目		現 状 （H26）	目 標 （H32）	目 標 （H37）
1	予防接種の接種率	83.2 ％	85.0 ％	90.0 ％
2	療育教室の参加率	－	95.0 ％	100 ％
3	虐待予防関係機関連絡会議	毎月１回	毎月１回	毎月１回

目標２ 対象児が、教室参加予定回数のうち実際に参加した回数の割合。

目標３ 関係機関が参加する児童相談連絡会を毎月開催し、虐待や育児放棄など児童に関わる問題について情報共有や意見交換を行っている。

《 関連する計画 》

御前崎市子ども・子育て支援事業計画、御前崎市健康増進計画 21、

御前崎市地域福祉計画

政策：心と体の健康づくり

施策 3-2-1

自ら健康管理ができる環境づくり

《 施策の方針 》

市民が健やかな暮らしを支える社会環境を構築することにより、健康格差（※1）の縮小を実現します。

※1　健康格差：地域や社会経済状況の違いによる集団間の健康状態の差。

《 現状と課題 》

現　状	・市民の生活習慣病の予防、健康づくりのために健診を実施しています。さらに特定健診とがん検診では実施主体が異なるにもかかわらず受診率向上のため、同時受診ができるよう便宜を図っています。しかし、がん検診の受診方法も複雑で市民に理解されにくい状況にあり、受診率の向上には、さらなる努力が必要です。 ・平成 25 年度の医療費も増加傾向にあり、健診を受けることで生活習慣病予防につながることや健康づくりへの取り組みのスタートになるといった健康教育の機会が十分ではありません。
課　題	・市民一人一人が自ら健康づくりに取り組むための情報を取得し、健康づくりを地域や仲間で推進できる環境を整備する必要があります。 ・個人の定期的な受診行動が病気の早期発見・早期治療の第一歩であることを周知することが重要になります。 ・地区によっては健診委託機関の受け入れ態勢が異なり複雑になっています。市民に利用しやすい健診体制の整備が必要となります。

《 施策の柱・目標 》

1. 健診体制の整備

・ 複雑な受診方法を解消し受診者の利便性を図ることで、受けやすい健診体制をつくり、定期的な健診受診の推進を図ります。

2. 地域社会が個人の健康を支え、守る環境づくり

・ 個人の健康は、家庭、学校、地域、職場などの環境の影響を受けやすいため、社会全体として健康づくりの支援ができるような環境を整備します。

3. 市民自ら主体的に取り組む健康づくりの推進

・ 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔（こうくう）の健康などの生活習慣の正しい知識の普及と自ら行動できるきっかけを作ります。

目 標 項 目		現 状 （H26）	目 標 （H32）	目 標 （H37）
1	健診、検診の受診率	特定健康診査　45.1 % がん検診　　21.6 %	60.0 % 40.0 %	－ 50.0 %
2	健康教育の実施回数	健康教育の実施 74 回	80 回	85 回
3	特定健診有所見者率	血圧 24.5 % 糖 8.8 % 脂質 29.8 %	23.2 % 8.3 % 28.3 %	22.0 % 7.9 % 26.8 %

目標１ がん検診の受診率は、各検診対象者の総数に対する各検診の受診者数の割　合。ただし対象者から職場や医療での受診のあるものを除く。（地域保健事業報告に準じる）

目標３ 特定健診有所見者とは、特定健診受診者に対する次の割合。 血圧：Ⅰ度以上（140≦収縮期血圧または 90≦拡張期血圧）、糖：HbA1c（ＮＧＳＰ）値 6.5 以上、脂質：ＬＤＬコレステロール 140 以上。

《 関連する計画 》

御前崎市健康増進計画 21、特定健康診査等実施計画、データヘルス計画

政策：地域が一体となった介護体制の整備

施策 3-3-1

住み慣れた地域で自立した生活ができる環境づくり

《 施策の方針 》

高齢者が自らの健康維持や介護予防に努めるよう啓発を行い、地域やボランティアによる見守りや支援を行う体制の充実を図ります。
また、介護が必要になっても、できる限り住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができる地域づくりに、市民と協働で取り組みます。

《 現状と課題 》

現　状	・高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、自立した生活を送ることができるよう、第７次高齢者福祉計画に基づき、健康づくり、生きがいづくり、介護予防などの事業を推進してきました。 ・地域における認知症高齢者の支援体制の整備を図るため、認知症に対する正しい理解や地域での見守りの必要性などについて普及啓発活動に取り組んでいます。 ・介護サービスの提供体制については、第６期介護保険事業計画に基づき、状態の維持・改善または重度化の防止を目的として、適正な給付が行われるよう事業所の実地指導やケアプランチェックに取り組んでいます。
課　題	・高齢者のための各種事業の継続や効果的な推進を図るためには、身近な地域における支え合いの基盤づくりを進めるとともに、マンパワー確保のために市民ボランティアなどの人材育成が必要です。 ・市ではこのような取り組みを行う団体や組織をバックアップする体制を構築する必要があります。 ・介護保険の健全かつ適正な運営を図るためには、適正利用・適正給付を推進する必要があるため、被保険者への普及啓発や介護サービス提供事業所への定期的な実地指導に取り組む必要があります。

《 施策の柱・目標 》

1. 支え合いの地域づくりの推進

・ 支え合いによる地域づくりを推進するため、地域において生活支援・介護予防サービスを提供するボランティアなどの人材・組織の発掘、育成を行います。

2. 地域を支える体制づくりの整備

・ 地域で生活支援・介護予防サービスを提供する団体や組織をバックアップする体制の構築を図り、支え合いの地域づくりを推進します。

3. 介護保険の健全かつ適正な運営の推進

・ 介護給付を必要とする人を適切に認定し、本人の自立を促しながら、事業者から過不足のないサービスが適切に提供されるよう、介護保険の適正利用・適正給付を推進します。

目 標 項 目		現 状（H26）	目 標（H32）	目 標（H37）
1	支え合い地域づくり組織数	0 組織	2 組織	8 組織
2	受給者１人当たりの介護費県内順位	35 位	30 位	25 位
3	要介護（要支援）認定者の平均年齢	84.6 歳	85.6 歳	86.6 歳

目標２ 介護サービスを利用する費用が低いほど上位（静岡県内 35 市町における順位）。
目標３ 健康寿命を延ばし、介護認定をできるだけ先送りする。

《 関連する計画 》

御前崎市介護保険事業計画

御前崎市高齢者福祉計画

御前崎市地域福祉計画

政策：だれもが社会参加できる環境整備

施策 3-4-1

だれでも安心して過ごすことのできる生活環境整備

《 施策の方針 》

障がいのある人が、地域で安心して生活を送るために、地域に住む一人一人に対して障がいの特性理解を促進し、地域のなかでお互いに支え合う相談支援環境の整備を進めていきます。また、障がいのある人の障がい特性にあった日中活動の場や居住環境などの生活支援確保の推進を図ります。

《 現状と課題 》

現　状	・障害者総合支援法に基づく福祉サービスへのニーズが増しているなか、必要としている福祉サービスを十分に受けられていない人がいるのが現状です。 ・地域のなかには、障がいの特性を十分理解されていない人もいて、障がいのある人に対する偏見や差別、虐待を受けているケースもあります。
課　題	・障がいのある人が社会参加しやすい環境にするためには、地域に住む一人一人が障がいに対する理解を深めることが必要です。 ・障がいの有無にかかわらず共に参加・活動できるよう、地域全体で社会参加の機会をつくることが必要です。 ・障がいのある人の就労環境に必要なものは、コミュニケーションの問題など周囲が障がいの特性を理解することです。事業主に障がい特性の理解を求め、就労の場を確保することが大切です。 ・就職後も職場に定着できるための支援や、離職しても再訓練できる場を確保することが必要です。 ・障がい福祉サービスなどを必要としている人が、必要な支援を受けることができるよう福祉事業所の充実を図る必要があります。 ・多くの人が福祉サービスを受けられるように、家族や地域の介助を受けながら、適切なサービス量で自立した生活を送れることが重要です。

・ 障がいのある人の人権や財産を守るために、成年後見人制度の活用や使用者などによる虐待の防止対策を推進することが必要です。

《 施策の柱・目標 》

1. 障がいのある人、ない人が共に参加できる機会の拡充

・ 市民一人一人に対して、障がいの特性理解を促進し、障害者総合支援法などの法に基づくサービス以外にも住民間のネットワークの構築やボランティアなどによるサービスの体制づくりを推進します。

2. 障がいのある人への雇用の促進支援

・ 公共職業安定所などと連携し、事業主に障がい特性の理解を進め、障がいのある人の雇用を促進します。
・ 障害者就業生活支援センターや地域若者サポートステーションなどと連携して、障がいのある人の就業の定着を進めていきます。

3. その人に合った福祉サービスの確保

・ 障がいのある人が必要な支援を受けられるよう、居宅介護や生活介護のサービス事業所の支援を推進していきます。
・ 障がいのある人を身近で支える家族に対して、研修や講演会などの機会を増やし支援の充実を図ります。
・ 障害者総合支援法などでは行き届かない支援の把握に努め、医療費補助などその人にあった支援を推進します。

4. 権利擁護の推進

・ 障がいのある人の人権や財産を守るため、成年後見人制度の利用を推進し、市民後見人の養成や法人後見の必要性についても検討していきます。
・ 障がいのある人の権利や尊厳が脅かされることを防ぐため、啓発活動を推進することで虐待防止の充実に努めます。

目 標 項 目		現 状（H26）	目 標（H32）	目 標（H37）
1	人材育成、支援ネットワーク事業	３件	６件	10 件
2	就労支援関係機関との連携	２回	４回	８回
3	研修会・講演会の開催回数	２回	４回	６回
4	啓発広報事業件数	１件	２件	３件

目標１ 手話奉仕員養成講座（市）、ボランティア養成（社協）、ボランティア連絡会（社協）を行っているが、市社会福祉協議会との連携により、障がい者ニーズを把握することで要約筆記や関連団体との連絡会や地域支援者の養成などを増やしていく。

目標２ 障害者就業・生活支援センター連絡会を開催しているが、今後は、ハローワークなどと連携協議する場を確保していく。

目標３ 障がい者家族の支援としての家族教室と自立生活に向けた講演会（こころの支援）を開催。今後は、家族や地域方が支援者としてスキルアップできる勉強会や研修会を増やしていく。

目標４ ホームページやチラシなどの広報活動を行っているが、今後は、広報啓発活動の充実とともに、法人後見・市民後見など支援者の養成機会を増やしていく。

《 関連する計画 》

東遠地域広域障害者計画、東遠地域広域障害福祉計画、御前崎市地域福祉計画

政策：だれもが社会参加できる環境整備

施策 3-4-2

生活困窮からの脱却へ向けた体制づくり

《 施策の方針 》

生活困窮者からの相談に対し相談体制を強化することで、生活保護に至らずに自立できる体制づくりに取り組みます。また、生活困窮者自立支援制度を周知し相談窓口へ導ける環境づくりに取り組みます。

《 現状と課題 》

現　状	・生活困窮者自立相談支援員兼就労支援員を配置し、生活保護受給者の保護脱却に向け取り組んできました。 ・生活保護に至る前の相談窓口を設置し自立へ向け支援を行っています。 ・就労支援員による支援により就労に結びついたケースを増やすことができています。
課　題	・相談に訪れる人は、複合的で深刻な問題を抱えたケースが多いため、生活困窮者を早期の段階で把握し、相談できる環境の整備が必要です。 ・生活困窮者自立相談支援員や就労支援員については専門的知識を有する人材が必要であり、相談窓口を充実させるため人材の育成や適正な支援員の雇用が必要となります。 ・生活困窮者が生活保護に至る前の支援の強化が求められており、就労支援を充実するため社会福祉協議会などの関係団体との連携が必要とされています。

《 施策の柱・目標 》

1. 早期に把握するためのネットワークの整備

- 民生委員協議会などの関係機関へ働き掛けることにより、相談者をスムーズに相談窓口へ案内できるよう努めます。
- 民生児童委員との連携を図り、生活困窮者を早期に把握できるよう努めます。

2. 相談窓口の充実

- 相談を幅広く受け止めるため、福祉、介護、年金などの制度に精通した人材を育成し、相談窓口の充実を図ります。

3. 就労支援の充実

- 就労支援員においては各種研修に参加することにより、就労支援のスキルアップを図ります。
- 就労支援員は、履歴書の作成指導、ニーズに応じた職業紹介、個別求人開拓、面接対応、就労後のフォローアップなどを実施するため、ハローワーク退職者など専門的知識を有する支援員の雇用に努めます。
- 相談者のなかには就労に向けての訓練が必要な場合もあるため、社会福祉法人やＮＰＯ法人、営利企業などへ働き掛け、就労訓練ができる場の確保に努めます。

目 標 項 目		現 状（H26）	目 標（H32）	目 標（H37）
1	関係機関との調整会議	12 回/年	15 回/年	18 回/年
2	相談員の設置人数	３人	４人	４人
3	就労支援員の設置人数	２人	２人	２人

《 関連する計画 》

御前崎市地域福祉計画

政策：信頼される医療体制の確立

施策 3-5-1

広域での診療体制づくり

《 施策の方針 》

地域医療構想により、医療機能の明確化・機能分化により、市内の医療機関での対応が困難な高度急性期医療や専門的治療などが必要になった場合、適切な医療機関での受診・受療ができるように、中東遠医療圏内外の医療機関との連携を図ります。また回復期、慢性期に移行した患者を受け入れ、住み慣れた地域での在宅療養へ安心して移行できるように支援します。

《 現状と課題 》

現　状	・ 地域医療の充実、質の高い医療、患者サービスの向上など、さまざまな取り組みを行ってきましたが、常勤医師の不足が慢性化しているなどの影響で、高度急性期医療や専門的治療を提供することが難しく、特に休日夜間の救急診療での対応は非常に厳しい状況が続いています。
課　題	・ 常勤医師の確保が難しい状況が続いているなかにおいても、市民にとって安全・安心な医療を受けることや、必要な時に必要な医療を受けられるように、これからも中東遠医療圏内外の医療機関との連携を維持・強化していく必要があります。 ・ 最適な医療機関での治療が必要な時、速やかな転院と切れ目のない診療をするため、カルテの記録や画像などの患者情報を、安全・安心に提供し合える地域連携ネットワークシステムの活用を促進する必要があります。

《 施策の柱・目標 》

1. 広域での医療機関との連携維持強化

- 高度急性期医療、専門的治療などが必要な場合には、適正な医療機関への紹介により必要な治療が受けられるよう、中東遠医療圏内外の医療機関との連携を維持強化します。
- 他の医療機関で治療を終え、回復期・慢性期に移行した患者を市立御前崎総合病院が受け入れることにより、安全・安心な医療を提供していきます。

2. 地域連携ネットワークシステム（ふじのくにねっと）利用の推進

- 連携医療機関に対し、治療に必要な患者情報を安全かつ迅速に伝達することができ、適切な医療を安心して受けることができるよう、ふじのくにねっとの利用を推進します。

目 標 項 目		現 状（H26）	目 標（H32）	目 標（H37）
1	紹介率（他院から当院へ紹介状を持って受診した患者割合）	33.6 %	34.0 %	35.0 %
2	逆紹介率（当院から他院へ紹介した患者割合）	32.1 %	33.0 %	34.2 %
3	開示件数（ふじのくにねっとによる速やかな転院ができた件数）	159 件/年	185 件/年	195 件/年
4	参照件数（ふじのくにねっとによる速やかな転院ができた件数）	210 件/年	230 件/年	250 件/年

目標１・２ 相互連携による安全・安心な医療を受けた割合。紹介率、逆紹介率について、患者を互いに紹介することにより、当院と他医療機関との間での連携が機能している程度を表す値。

紹介率：（「文書による初診患者数」+「救急車搬送患者数」）/「初診患者数」。

逆紹介率：「紹介状提供数」/「初診患者数」。

目標３ ふじのくにねっとを利用して情報を相手医療機関に開示した件数。

目標４ ふじのくにねっとを利用して他医療機関の情報を参照した件数。

政策：信頼される医療体制の確立

施策 3-5-2

地域医療の確保と連携強化による医療体制づくり

《 施策の方針 》

市立御前崎総合病院と地域の開業医などの医療機関が連携・役割を分担することにより、市民が切れ目のない医療を受けられる診療体制を構築します。

《 現状と課題 》

現　状	・本市における社会環境や交通環境などから、医師や医療関係者の確保は大変困難な状況にあります。 ・開業医の高齢化など将来的には、医療機関の減少も危惧される状況にあります。
課　題	・医療機関の充実と医師を確保することにより、市民が安全・安心な医療サービスを受けることができる環境を構築することが求められています。 ・各医療機関などの連携を密にし、切れ目のない医療サービスの提供が必要とされています。

《 施策の柱・目標 》

1. 診療所等開設資金支援事業補助金制度による医療機関の確保、および家庭医療センター開設による医療サービス環境の整備

・ 市内に新たに開業しようとする医師や既存の開業医で施設の拡張をしようとする医師などに対し、診療所などの整備に係る資金を補助することにより、医師の開業・拡張を支援、および家庭医療センター開設により、本市の地域医療の確保を図ります。

2. 市立御前崎総合病院と地域の診療所および行政の連携強化

・ 各医療機関が持つ機能により、連携や役割を分担し、切れ目のない医療が受けられる診療体制を構築します。
・ 少ない医療資源を有効に活用できるよう、市民自身が病院へのかかり方への認識を深めることも必要なため啓発普及を図ります。

目 標 項 目		現 状（H26）	目 標（H32）	目 標（H37）
1	1 診療所あたりの人口	3,780 人	3,000 人	2,800 人
2	総合病院・地域診療所および行政との連携会議の開催	―	2 回/年	2 回/年

目標 1 人口規模に対して、必要な診療所数を確保するための目標指数。

政策：信頼される医療体制の確立

施策 3-5-3

子どもからお年寄りまで安心できる病院体制

《 施策の方針 》

市立御前崎総合病院は、地域医療の中核であり、市民に信頼される病院として、健全な経営に取り組みます。市民に安心される医療、看護、介護を継続するために医療環境の整備と職員の確保に努めます。

《 現状と課題 》

現　状	・地域住民の安心を担う中核病院として存続していけるよう、病院としての中長期計画を部門別に策定し、医療の質の向上、コスト削減に取り組んでいます。 ・医師、看護師など専門的人材の確保のため、新聞広告、ホームページ、コンサルタント委託などで職員募集案内を行っています。 ・施設の設備や機器など長年の使用により老朽化し、メンテナンス費用が増加しています。
課　題	・赤字が増加傾向であるため、経費の削減を図る必要があります。 ・老朽化する施設の設備や医療機器を更新する必要があります。 ・医師、看護師、介護福祉士が不足しているため、将来、医療関係を目指す学生を積極的に確保する必要があります。 ・人材確保のため、遠方の学生でも実習しやすいように、環境整備をする必要があります。

《 施策の柱・目標 》

1. 健全な病院経営

- 医療の質の向上およびコスト削減の取り組みとして、病院の中長期計画を策定し、部門ごとに目標を定め、取り組みます。
- 院内で情報の共有を図るとともに進ちょく状況を確認します。
- 安心した医療と介護を行うため施設を整備します。

2. 医師・看護師・介護福祉士確保のための奨学金制度の充実

- 安全・安心・信頼される医療を継続していくためには、医師や看護師、介護員の確保と定着化が必要不可欠となるため、将来医師、看護師、介護福祉士の業務に従事しようと志す人に対し、制度を周知し、修学資金を貸与することにより、市立病院への医師、看護師、介護福祉士の確保を図ります。

3. 実習生を受け入れできる環境づくり

- 実習生が利用する職員宿舎のリニューアルなどを行い、住環境を改善し、職員確保につなげます。

目 標 項 目		現 状（H26）	目 標（H32）	目 標（H37）
1-1	経常収支比率	92.2 %	96.2 %	96.2 %
1-2	施設・機器整備率	－	50 %	100 %
2-1	医師　奨学金貸与件数（新規）	1 件	2 件	2 件
2-2	看護師　奨学金貸与件数（新規）	8 件	4 件	4 件
2-3	介護福祉士　奨学金貸与件数（新規）	3 件	2 件	2 件
3	職員宿舎整備率	14.3 %	50.0 %	100 %

目標 1-1 経常収支比率：病院事業収益／病院事業費用。目標は公立病院改革ガイドラインにおける目標数値例（100 床以上 200 床未満、公立病院（一般病院全体）H27.8.10 現在）平成 28 年度までに御前崎版を策定予定。

目標 1-2 施設・機器整備率（単位：%）　病院および総合保健福祉センターの施設整備（工事）、機器更新率（全 18 件）

目標２ 奨学金貸与件数：年度別、新規貸与者数

目標３ 職員宿舎整備率（単位：%）　職員宿舎のリフォームした部屋の整備率。（全 28 部屋）※2 部屋を１部屋に　※医師用４部屋、保育所は除く

《 関連する計画 》

市立御前崎総合病院中長期計画

政策：生涯スポーツの推進

施策 3-6-1

生涯を通じた体づくり

《 施策の方針 》

生涯を通じて健康な体をつくるために、基礎体力の向上に取り組むことは大切なことです。幼少期から基礎体力の向上を目指し、併せて誰でもスポーツを気軽に、継続して取り組める環境をつくり、健康な体づくりを推進します。

《 現状と課題 》

現　状	・近年においてライフスタイルが変化するなか、市民一人一人が年齢、体力、目的に応じたスポーツに取り組めるよう、スポーツ推進員を中心として、気軽に体を動かすことができる軽スポーツの教室や大会の開催を行ってきました。
課　題	・幼児期においては、遊びを通して体を動かすことの喜びや、運動することの楽しさを経験する機会の提供が必要となってきます。 ・誰でも気軽に行うことができる軽スポーツを普及させるため、教室や大会を一層充実していく必要があります。

《 施策の柱・目標 》

1. 幼児期からの体幹づくり

・ 幼児期から運動を身近に感じることができる環境を整え、基礎体力の向上を図ります。

2. 運動を楽しく継続できる環境づくり

・ 誰でも気軽に運動できる機会を提供し、体力維持を図ります。

目 標 項 目		現 状（H26）	目 標（H32）	目 標（H37）
1	幼児を対象としたスポーツ教室の開催	０回/年	３回/年	５回/年
2	軽スポーツを取り入れた教室・大会への参加者数	258 人/年	280 人/年	300 人/年

目標２ ソフトバレーボール教室および大会、ファミリーバドミントン教室および大会への参加者人数。

第４章
働く場所とにぎわいがたくさんあるまち
経済産業分野

豊かな自然を生かした観光の推進

4-1-1　海の特色を生かした観光の推進

4-1-2　日本の原風景を味わえるスローライフの提案

特色を生かした農水産業の振興

4-2-1　未来を担う人・組織づくり

4-2-2　持続可能な農業生産基盤づくり

4-2-3　つくり育てる漁業の推進

活気ある商工業の振興

4-3-1　創業・起業支援

4-3-2　既存産業の成長支援と地域特性を生かした産業の創出

にぎわいのある港の創出

4-4-1　人が集まるにぎわい空間の創出

政策：豊かな自然を生かした観光の推進

施策 4-1-1

海の特色を生かした観光の推進

《 施策の方針 》

御前崎が持つ美しい景観や水辺環境を生かし、体験も取り入れた海洋スポーツなどにより観光振興を図ります。

《 現状と課題 》

現　状	・ 合併後の観光交流客数の推移は、平成 19 年度の 251 万人をピークに減少に転じ、平成 23 年度の 174 万人を底に増加傾向にあります。宿泊客は平成 16 年度の 32 万人をピークに減少し、平成 25 年度には 19 万人まで落ち込んでいます。御前埼灯台周辺は夏場の入込客が多くマリンスポーツは年間を通して入込みが多いものの、宿泊客として取り込めていないのが現状です。灯台下の観光整備については平成 26 年度完了し、渚の交番を中心に入込客の増加が見られます。
課　題	・ 観光客は夏季に集中していますが、その傾向は宿泊客も同じです。知名度の高い御前埼灯台を中心とした観光資源の素晴らしさを観光関係者や地元住民に共通認識してもらい、マリンスポーツやキャンプなどの体験や食を取り入れた取り組みなど地域と一体となった観光の推進が不可欠です。

《 施策の柱・目標 》

1. 地域間で連携した体験型観光のメニュー化

・ 御前崎でしか味わえないものを体験型観光としてメニュー化していきます。

2. 御前崎の海の魅力を啓発強化

・ 自然豊かな景観と、マリンスポーツの聖地であるロングビーチなどをさらにＰＲしていきます。

3. 灯台およびマリンパーク御前崎を中心とした観光施設の整備

・ 観光客の満足度を高めるためには、観光客の視点による利便性の高さと質の良い環境の整備が求められます。灯台やマリンパーク御前崎などの観光施設の整備を進め、人が集まる仕組みをつくります。

目 標 項 目		現 状 （H26）	目 標 （H32）	目 標 （H37）
1	観光交流客数	207 万 2,000 人	220 万人	235 万人
2	灯台来場者数	３万 4,600 人	３万 7,000 人	３万 9,500 人

《 関連する計画 》

御前崎市観光基本計画

政策：豊かな自然を生かした観光の推進

施策 4-1-2

日本の原風景を味わえるスローライフの提案

《 施策の方針 》

茶畑や里山の自然と温暖な気候、歴史・文化資源を生かした観光の推進を図ります。

《 現状と課題 》

現　状	・浜岡地区などの里山地区では、浜岡砂丘や道の駅風のマルシェ御前崎、あらさわふる里公園、観光農園などがあり、懐かしい風景が広がるなかに農業体験などふるさとを感じさせる施設が充実しているため入込客は比較的多い状況です。特に、浜岡砂丘におけるカワヅザクラまつりは年々観光客が増加しています。一方、歴史・文化資源にあっては、桜ケ池など市内に多く点在し比較的観光資源に恵まれているものの十分に活用できていません。
課　題	・里山の観光資源の認識が不足しており歴史・文化に触れ、知る機会が少なく、若い世代にはさらに認識が乏しい状況です。各地で取り組んでいる着地型観光は地元の素晴らしさを理解しわが街を知ってほしい、体験してほしい気持ちが根底となって成り立っているため郷土愛の醸成、関係団体の連携・共有が必要です。

《 施策の柱・目標 》

1. 自然を生かした散策道の提供

・ 里山の自然を味わうことのできる散策コースなどを提供します。

2. 歴史・文化遺産等の資源の活用

・ 浜岡砂丘の活用、カワヅザクラまつりのさらなるＰＲをしていきます。
・ 市内の歴史や文化遺産および史跡などをコースとして提供していきます。市民自らが文化財や史跡のＰＲや、コースとして売り込みをする機運を高めます。

目 標 項 目		現 状（H26）	目 標（H32）	目 標（H37）
1	観光交流客数	207 万 2,000 人	220 万人	235 万人
2	里山地区観光客数	47 万 8,000 人	51 万 1,000 人	54 万 4,000 人

目標２ 浜岡砂丘、カワヅザクラ、道の駅風のマルシェ御前崎、あらさわふる里公園、七ツ山砂地観光農園、桜ケ池への観光客数を合計した値。

《 関連する計画 》

御前崎市観光基本計画

政策：特色を生かした農水産業の振興

施策 4-2-1

未来を担う人・組織づくり

《 施策の方針 》

本市の農水産業の継続的な振興を図るために、技術の継承、新しい技術の提案、組織化の支援、補助金の活用など農水産業者への支援を行い、就労者の意欲を高めるとともに、市民の農水産業への就労機会や理解を深めることで、次代の担い手を育成していきます。

《 現状と課題 》

現　状	・本市では、北部の牧之原台地につながる茶園でのお茶や、南部の施設栽培でのイチゴ、メロン、砂地を生かした露地野菜などの特色ある農業が行われています。また、畜産業は、「遠州夢咲牛」を生産するなど優れた技術に育まれた畜産が行われていますが、農水産物価格の低迷など農業情勢が悪化し、農業者数の減少が進行しています。 ・水産業は、カツオ、シラス、キンメダイ、サワラなど、県下有数の漁獲量と鮮度の良さから高い評価を得ていますが、高齢化や船の老朽化などにより担い手や後継者不足で、漁業者数の減少は年々進行しています。
課　題	・農水産業者の経営は厳しい状況が続いており、将来的な展望を描けないことが担い手不足の大きな要因となっています。 ・農畜産業の競争力を高め、農水産業従事者の所得向上や就労意欲の向上を図るため、農畜産物のブランド化を推進する必要があります。 ・農畜産業者の高齢化や担い手の減少、耕作放棄地の増加などさまざまな課題に対処していくため、農業振興拠点施設を活用し継続して地域農業振興への取り組みを行う必要があります。

《 施策の柱・目標 》

1. 未来の農業者・漁業者の育成と確保

・ 農水産業者の優れた技術を継承できる組織づくり、新しい技術の提案、補助金の活用など、就労しやすい環境をつくり出すことにより、次代の担い手の育成・確保を図ります。

2. 農水産物のブランド化の支援

・ 農水産物の競争力を高めるため、継続的に PR 事業を行うなど御前崎市の農水産物の魅力を全国に発信するとともに、「御前崎つゆひかり」、「遠州夢咲牛」、「御前崎生かつお」に代表される農水産物のブランド力強化を支援します。

3. 農業振興拠点施設を活用した農業者の支援

・ 農業振興拠点施設を活用し農産物販売所での地場産品の販売による地産地消を推進、情報発信による農産物の地域ブランド化の推進、実証ほ場・温室による新しい作目の提案など農業者の支援を行います。

目 標 項 目		現 状（H26）	目 標（H32）	目 標（H37）
1	新規就農・就業者数	15 人	20 人	25 人
2	「御前崎市のおいしい図鑑」ホームページのアクセス数	－	15 万件	30 万件
3	農業振興拠点施設交流人口	47 万人/年	50 万人/年	50 万人/年

目標 1 合併後の新規就農・就業者数の実数を累計した値。
目標 2 御前崎市のおいしい図鑑ホームページの年度内アクセス数。
目標 3 農業拠点施設交流人口：レジ通過者×2.3。

政策：特色を生かした農水産業の振興

施策 4-2-2

持続可能な農業生産基盤づくり

《 施策の方針 》

農地の利用集積と大区画化を推進するため、補助制度の周知と地域の意見聴取に取り組みます。また、補助制度を活用し、茶園の生産基盤強化と複合経営を支援します。さらに、多面的機能支払交付金事業（※1）に取り組む活動組織を増やすことにより、市民協働で農地を守る体制づくりを推進します。

※1　多面的機能支払交付金事業：　農業・農村には、自然環境の保全や良好な景観の形成などの多面的機能があるが、農村地域の高齢化などにより集落活動が低迷し、日本独自の農村風景や農地特有の生態系を保つことが難しくなってきています。そこで、基幹産業である農業と豊かな農村風景を後世につないでいくため、地域の活動を支援する制度。

《 現状と課題 》

現　状	・農業従事者の高齢化や後継者不足により農地の保全に対する農家の負担が増し、耕作放棄地が拡大しています。 ・茶葉の価格低迷により茶業離れが加速しています。
課　題	・農地の利用集積や大区画化の推進、老朽化した土地改良施設の更新により、農家の経営安定や企業参入、新規就農をしやすい農業生産基盤を整備する必要があります。 ・耕作放棄地の拡大防止や農地の適切な管理を維持するため、地域住民と農家が協力して農地を守る体制づくりが必要です。さらに、茶園の生産基盤強化を支援することにより、茶業を再生する必要があります。

《 施策の柱・目標 》

1. 農地の利用集積と大区画化の推進

・ 水田の大区画化や暗きょ排水施設などの農地整備を推進し、安定経営ができる農業生産基盤をつくります。生産性の高い土地利用型農業を実現するために、地域の中心となる経営体への農地集積を加速するための整備を重点的に推進します。

2. 老朽化した土地改良施設の更新

・ 安定した農業生産基盤を維持するため、農業用パイプライン施設や農業用水揚水機場などの農業用水施設の大規模改修を支援します。

3. 市民協働で農地を守る体制づくりの推進

・ 農業従事者の高齢化や後継者不足などで農地を保全する農業者の負担が増大しています。農家と地域住民が協働して農地の保全を行う多面的機能支払交付金事業に取り組む活動組織を増やすために、制度の周知や情報の提供などを行い、地域の農業を地域で支える体制づくりを支援します。

4. 茶園の生産基盤強化と支援

・ 茶園の大区画化など生産基盤強化を推進し、茶生産の経費削減による茶農家の経営安定を支援します。

目 標 項 目		現 状（H26）	目 標（H32）	目 標（H37）
1	認定農業者１人当たりの耕作面積	3.0ha	3.5ha	4.0ha
2	老朽化した農業用水パイプラインの再整備（受益地面積）	―	60ha	130ha
3	地域で守る農地面積	101ha	150ha	200ha
4	茶農家一戸当たりの茶栽培面積	86a	110a	120a

目標１ 市内在住認定農業者の耕作面積を認定農業者数で除した値。
目標３ 多面的機能支払交付金の対象農用地と集落営農組織などが管理する合算面積。
目標４ 農林業センサスの栽培面積を農家数で除した数値（現状値は 2010 年の数値）。
平成 32 年度目標値の検証には、２年の時間を要する。

政策：特色を生かした農水産業の振興

施策 4-2-3

つくり育てる漁業の推進

《 施策の方針 》

漁業経営の安定化のため、水産資源の持続的利用による栽培漁業の推進や沿岸域の漁場整備を支援します。
多様で魅力ある水産物の水揚げを促進し、漁業経営の確立と活性化を目指すため、ブランド化の推進を図ります。
漁業協同組合や魚仲買人組合と協力して、卸売市場の活性化を図り、安定した水揚げ高を確保します。

《 現状と課題 》

現　状	・環境の変化などによる水産資源の減少や魚価の低迷に加え、燃油や漁業資材の高騰による収益率の低下で漁業者は厳しい経営状況にあります。 ・消費者の魚離れによる水産物の消費が低迷しています。 ・卸売市場には多様な魚介類が水揚げされています。
課　題	・漁業者が安定した漁獲量の確保や持続的に漁業活動を行うために、栽培漁業や藻場の復元を促進する必要があります。 ・水産物の消費の低迷や地域ブランド競争の激化のなかで、新鮮で多様な魚介類を生かすために、魅力ある水産物のブランド化の推進や卸売市場の活性化によって、水揚げ高の安定確保を目指す必要があります。

《 施策の柱・目標 》

1. 栽培漁業と沿岸域の漁場整備の支援

- 漁業経営の安定化のため、水産資源の持続的利用による稚魚の生産・放流を行う栽培漁業の支援し、水産資源の維持・増大を図ります。
- 水産資源の持続的利用による漁場の環境の維持を図ることで、漁業経営の安定化のため、サガラメやカジメ藻場造成や藻食性魚類などの駆除活動を支援します。

2. 水産物のブランド化の推進

- 新鮮で多品目が並ぶ市場の魚価向上のため、健康・おいしさ・食文化など多角的視点からブランド力の推進を図ります。

3. 卸売市場の活性化

- 水産のまち、御前崎の地位の確立と水産関係就労人口の確保のため、水揚げされる新鮮な魚介類の安定供給を支援します。
- 和食のユネスコ無形文化遺産登録を契機としてとらえ、消費者の魚離れが進むなか、魚食への関心を高めるための事業を実施して水産物の消費拡大を目指します。

目 標 項 目		現 状（H26）	目 標（H32）	目 標（H37）
1	稚魚放流の種類数	３種	４種	５種
2	ブランド認定件数	２件	３件	４件
3	御前崎魚市場の水揚げ高	13億8,000万円	14億円	15億円

目標２ しずおか食セレクションの認定件数。

政策：活気ある商工業の振興

施策 4-3-1

創業・起業支援

《 施策の方針 》

地域雇用、地域資源の活用、人口増加につなげるため、中長期的に創業・起業支援体制の構築に取り組み、地域に根ざした創業・起業者を増やし、働く場の創出を目指します。

《 現状と課題 》

現　状	・社会構造の変化により、商工業の経営の継続が難しく、市内には空き店舗が多くみられます。また地域での開業率も低迷しています。 ・市内で創業・起業に関するネットワーク・ノウハウを持つ商工会への創業・企業相談も年間５件程度と少ない状況にあります。
課　題	・創業・起業希望者の相談内容はそれぞれ異なるため、総合的な相談窓口を開設し、希望者ニーズに対応することで開業促進を図る必要があります。

《 施策の柱・目標 》

1. 創業・起業支援体制づくり

- 商工会に「創業・起業 ワンストップ相談窓口」を設置します。
- 市内金融機関による創業・起業融資相談を実施します。
- 商工会との協力による定期的な創業・起業セミナーを開催します。

2. 創業・起業チャンスの提供

- 創業・起業セミナーの開催や各種創業・起業関係セミナーを紹介します。
- 民間事業者と協力し、市内空き店舗の情報提供をします。
- 民間事業者と協力し、空き店舗を利用した期限付き開店を実施します。

目 標 項 目		現 状（H26）	目 標（H32）	目 標（H37）
1	創業・起業相談者数	5 件	68 件	80 件
2	創業・起業件数	0 件	16 件	20 件

目標 1　年間に創業支援機関への相談者・創業セミナー参加者を合わせた目標件数。
目標 2　年間に創業・起業実現の目標件数。

《 関連する計画 》

「御前崎市創業支援事業計画」策定　（平成 28 年 1 月認可予定）

政策：活気ある商工業の振興

施策 4-3-2

既存産業の成長支援と地域特性を生かした産業の創出

《 施策の方針 》

安定した雇用の場の確保と市内商工業の持続的発展のために、既存企業の経営安定と成長支援を推進します。また、新たな産業創出を目指して地域の特性を生かした企業誘致と農業、漁業、観光業の連携による６次産業化に取り組みます。

《 現状と課題 》

現　状	・後継者不足、市内への大型店舗やコンビニエンスストアの進出、消費税率の引き上げなどにより市内の商工業を取り巻く環境は厳しく、既存企業の積極的な設備投資がされていません。 ・企業誘致では、御前崎港や金谷御前崎連絡道路・富士山静岡空港など陸・海・空の交通インフラの整備が進み、交通環境は飛躍的に向上しましたが、東日本大震災以降、南海トラフ巨大地震などへの企業の地震・津波災害へのリスク意識が高く沿岸部への新規企業進出が避けられています。
課　題	・本市の商工業のうち多くを占めるのが中小企業であり、経済基盤が脆弱（ぜいじゃく）なため、設備の近代化、技術の向上や情報の集積を進め、企業体力を高める必要があります。 ・長期にわたる国内経済の停滞や産業構造の変化により、新規企業立地は進んでおらず、地域の優位性を生かした企業誘致を進める必要があります。 ・地域の基幹産業である農業や水産業との連携による新規事業の創出にも取り組んでいかなければなりません。

《 施策の柱・目標 》

1. 既存商工業の経営安定と成長支援

- 企業の設備投資に対する利子補給制度の充実による経営安定と経営規模拡大を支援します。
- 積極的な融資制度情報・各種経営セミナーの情報を発信します。
- 販路拡大を目指した商品マッチング商談会・輸出相談会情報提供、御前崎市大産業祭での企業ＰＲをします。

2. 地域資源を生かした魅力ある産業づくりの推進

- 電源地域の優位性と御前崎港を活用した企業誘致を推進します。
- 企業誘致を進めるために企業誘致支援制度の充実と周知を図ります。
- 農業、漁業、観光と連携した６次産業化を推進します。
- 工業用地の確保を図ります。

目 標 項 目		現 状（H26）	目 標（H32）	目 標（H37）
1	商工業振興資金交付件数	23 件/年	30 件/年	50 件/年
2	企業育成資金交付件数	2 件/年	5 件/年	10 件/年
3	新規立地企業件数	2 件	2 件	4 件
4	既存企業増設件数	6 件	5 件	10 件

目標１ 商工業振興資金交付件数（新規）。

目標２ 企業育成資金利子補給交付件数（新規）。

目標３ 新規立地企業件数は、用地 1,000 ㎡を取得または賃貸借し新規立地したもの。現状値は第１次総合計画期間の実績値。目標値は平成 32、37 年度までの累積値。

目標４ 既存企業増設件数は、企業立地奨励補助金に該当するもので新規立地を除いたもの。現状値は第１次総合計画期間の実績値。目標値は平成 32、37 年度までの累積値。

政策：にぎわいのある港の創出

施策 4-4-1

人が集まるにぎわい空間の創出

《 施策の方針 》

市民が「みなと」を一つの財産として意識してもらうとともに、みなとににぎわい空間の創出を図ります。御前崎港の整備促進を図り、みなとの利活用、雇用の拡大などみなとの活性化に取り組みます。

《 現状と課題 》

現　状	・市では、国や県に要望活動を行う御前崎港整備期成同盟会のほか、全国港湾協会、日本港湾振興団体連合会など各種団体と連携を図った要望活動や、インセンティブ制度により荷主へ支援し、御前崎港の整備促進やみなとの利活用を図ってきました。
課　題	・国、県に行う要望活動や市が実施するインセンティブ制度（※1）には一定の効果はあるものの、利用企業やその時々の経済状況により貨物量は影響を受けてしまいます。 ・御前崎港のにぎわいを創出するには、市民がみなとを一つの財産として認識してもらうとともに、みなとの振興策を実施することでみなとの活性化を行い、みなとを中心とした人の流れを作ることで御前崎市の活性化を図っていく必要があります。

※1　インセンティブ制度：御前崎港をより多く利用してもらうため、利用した荷主企業に対し、費用の一部を補助する制度。

《 施策の柱・目標 》

1. 要望活動、ポートセールスの継続実施

- 御前崎港振興会、御前崎港整備促進期成同盟会の他、御前崎港ポートセールス実行委員会などと連携を図りながら、国や県に対しての要望活動や、港湾利用企業などへ積極的なポートセールスを行います。
- インセンティブ制度は、御前崎港利用促進につながるため、継続実施します。

2. みなとに人が集まるイベントの実施

- 帆船海王丸や客船にっぽん丸などのクルーズ客船が御前崎港に寄港した場合は、誘客効果、それに伴う経済効果が大きいため積極的な誘致活動を実施します。

目 標 項 目		現 状（H26）	目 標（H32）	目 標（H37）
1	全国のコンテナ取扱貨物量に対する御前崎港の利用割合	0.15 %	0.15 %	0.15 %
2	クルーズ客船などの寄港数	1 回（隻）/年	2 回（隻）/年	3 回（隻）/年

目標 1　御前崎港のコンテナ取扱貨物量の全国数値に対する割合（現状維持）。
　　現状値は平成 25 年度の数値。
目標 2　年間での寄港回数もしくは寄港隻数。

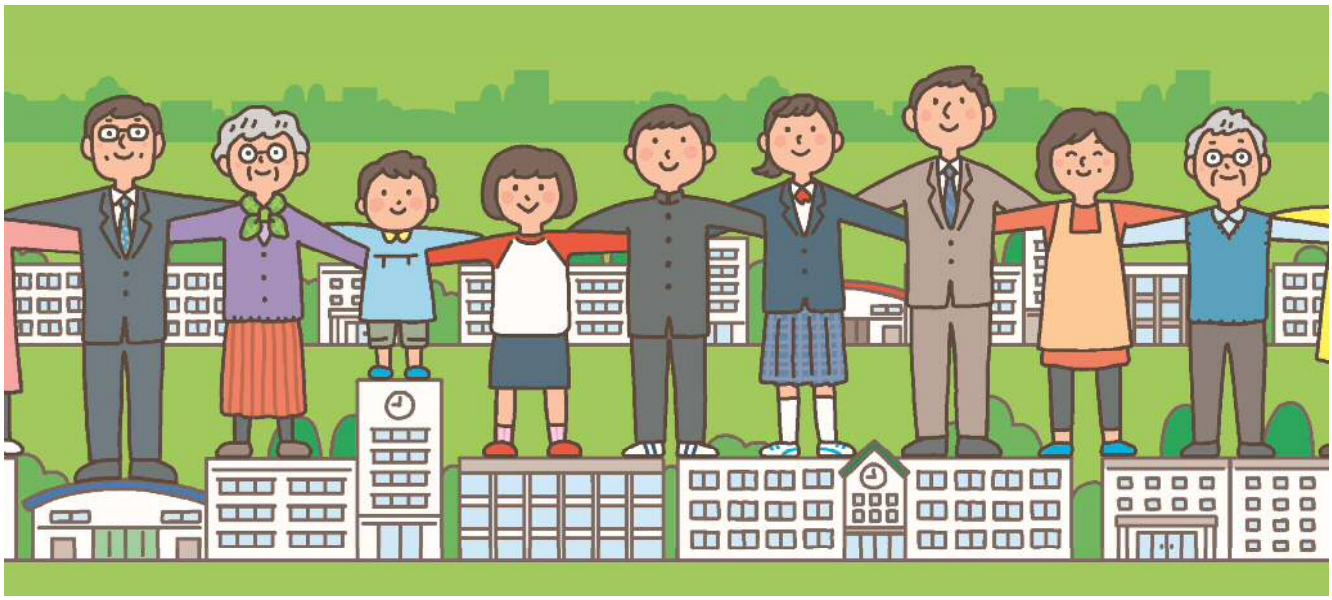

第５章
郷土を愛し 未来を創る 人づくり
教育文化分野

スクラムで推進する御前崎の教育
5-1-1　スクラムによる園・学校・家庭・地域の教育力の向上
5-1-2　地域ぐるみで取り組む青少年健全育成の推進

スクラム・スクール・プランで推進する子どもの育成
5-2-1　御前崎を愛し知・徳・体の調和のとれた生き抜くための資質・能力の育成
5-2-2　主体的な遊びを通して人として生きていく力の基礎の育成
5-2-3　安全で充実した教育環境の整備
5-2-4　安全で魅力ある学校給食の提供と食育・地産地消の推進

誰でもいつでもどこでも学べる生涯学習の推進
5-3-1　楽しく学び積極的に参加できる生涯学習の推進
5-3-2　郷土の誇りである文化財の保存と活用
5-3-3　市民とともに考えともに歩む図書館づくり

政策：スクラムで推進する御前崎の教育

施策 5-1-1

スクラムによる園・学校・家庭・地域の教育力の向上

《 施策の方針 》

子どものよりよい成長は、園・学校教育はもとより、家庭や地域がそれぞれの役割を理解し、責任を果たすことで図られていきます。そのため、本市では、相互の教育力を相乗的に高めるコミュニティ・スクールの御前崎版となる「スクラムスクール運営協議会」（※1）を推進していきます。また、子どもたちが主体的に地域との関わりを広げ、地域活動へ参画していく力を育成するため、地域や園・学校の連携を深めていきます。

※1 スクラムスクール運営協議会： 保護者や地域の人々に、スクラム・スクール・プラン（※2）についての理解の促進および地域を巻き込んだ教育の実現に向け話し合う組織。学識経験者、地域代表者、保護者代表者、園・学校長で構成される。

※2 スクラム・スクール・プラン： 園・小・中・高を一つの学校ととらえ、「相互理解」「子ども観、教育観などの観の共有」を図り、とぎれない教育の実現を目指す取り組み。

《 現状と課題 》

現　状	・ 地域総掛かりで子どもの成長を支える基盤づくりを進めるため、平成 26 年度に市内すべての園・学校をコミュニティ・スクールに指定しました。 ・ 学校と地域の連携協力を推進し、学校教育を支援する体制づくりを強化するため、学校支援地域本部を立ち上げ、地域と学校のつながりを深めてきました。 ・ 開かれた学校の推進を図るため、シニアスクール（※3）を平成 27 年度に市内２校で開校しました。 ・ 平成 27 年度より全小学校において原子力防災教育の授業や園・小学校の合同引き渡し訓練などを開始しました。

課　題	・核家族化や就労形態の多様化により、家族環境や生活環境が変化し、家庭における教育機能の低下や地域とのつながりが希薄な家庭の増加が進んでいます。子どもたちのよりよい育ちを推進していくために、園・学校・行政が連携して家庭と地域の教育力を高める取り組みが必要です。 ・地域の一員としての防災意識の低下、訓練のマンネリ化が懸念されます。家庭、地域と連携し、防災に対する意識を高め、主体的に行動する子どもを育てることが必要です。 ・将来に対して夢や希望を持っている子どもの割合をさらに高めるため、地域の企業と連携したキャリア教育の推進を図る必要があります。

※3　シニアスクール：55 歳以上のシニアが、学校で年間 10 講座程度の授業を受ける。児童生徒との交流もあり開かれた学校を目指す。

《 施策の柱・目標 》

1. コミュニティ・スクールの推進による園・学校・家庭・地域の教育力の向上

・園・学校・家庭・地域の教育力の向上を図るため、中学校区単位の「スクラムスクール運営協議会」の審議を充実させ、家庭や地域が一体となって取り組む体制を構築します。
・地域に開かれた園・学校づくりの推進を図るため、地域支援本部事業とシニアスクールの拡充に努め、園・学校の応援団となる市民の育成を図ります。

2. 防災教育の充実・学校の危機管理体制の強化

・防災意識を高め、主体的に行動する子どもを育成するため、家庭・地域との連携を強化します。
・原子力発電所の立地市として、子どもたちの発達段階に応じた原子力防災教育にも取り組んでいきます。

3. キャリア教育の推進

・社会における自己のあり方を追求し、社会に貢献する資質・能力を持った職業人・社会人を育成するために、地域や地元企業と連携したキャリア教育を推進します。

目 標 項 目		現 状 （H26）	目 標 （H32）	目 標 （H37）
1	スクラムスクール運営協議会の認知度	－	50 ％	80 ％
2	防災への意識が高まった児童生徒数の割合	－	80 ％	90 ％
3	将来の夢や目標を持つ子どもの割合	78.7 ％	83.0 ％	90.0 ％

目標１ 市民アンケート調査による数値。
目標２ 市内児童生徒のうち市地域防災訓練に参加した児童生徒数の割合。
目標３ 全国学力・学習状況調査における質問紙の数値（浜岡中学校と御前崎中学校の平均値）。

《 関連する計画 》

御前崎市教育大綱、御前崎の教育、御前崎市子ども・子育て支援事業計画

政策：スクラムで推進する御前崎の教育

施策 5-1-2

地域ぐるみで取り組む青少年健全育成の推進

《 施策の方針 》

次代を担う青少年が未来への夢と希望を持ち、心身ともに健やかに成長するために、健全な環境づくりと非行防止活動の推進、青少年の自立と社会参加を促進します。また、よりよい家庭環境の基盤づくりに努め、園・学校・家庭・地域・行政が連携し、社会全体で青少年健全育成事業に取り組みます。

《 現状と課題 》

現　状	・青少年健全育成サポート隊による見守り活動、こども 110 番の家、青少年補導員の活動、声掛け運動の推進など、地域で青少年を見守り育てる活動への参加を促進するとともに、青少年健全育成のための良好な環境整備に努めています。 ・青少年が異年齢集団のなかで協調性や社会規範を身につけ、未来のリーダーとして成長するための洋上体験合宿や、親子の体験活動およびふれあいの機会づくりのため親子工作教室を実施しています。 ・関係各課がスクラムを組み、愛さんさん子育て支援事業を推進してきました。 ・地域、団体、企業と園、学校との連携を図り、「グッドマナー運動」の展開を検討しています。
課　題	・情報化社会の急激な進展に伴い、青少年を取り巻く環境は大きく変化し、情報ツールからいじめや非行、犯罪被害などさまざまなトラブルに巻き込まれるケースが増加しています。本市においても、有害な情報から青少年を守る体制の整備が必要です。 ・青少年の遊びを通じた自然体験や社会体験の機会、異年齢集団での遊びの機会が減少しています。 ・核家族化やひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化により、家庭の教育力が低下しています。 ・地域、企業へのグッドマナー運動の普及・浸透方法が課題となっています。園、学校と連携した普及体制づくりが必要です。

《 施策の柱・目標 》

1. 地域で育む青少年健全育成の推進

- 青少年健全育成会議では青少年を育むための計画を作成し、各種団体との意見交換などを行います。
- 青少年の活躍の場を設け、地域へ青少年の頑張る姿を紹介する機会をつくります。
- 青少年が犯罪に遭わないように地域での見守り活動を強化するとともに、犯罪や非行を防止するために地域・学校・園・警察・青少年補導員などが連携して活動や情報交換を行います。

2. 青少年の体験活動の推進

- 小中学生合同の異年齢集団での集団生活や体験を通じて、協調性や社会規範を身につけるとともに、リーダーの育成を図ります。
- 地域ぐるみで青少年の体験活動の場の提供に努めます。

3. つながる家庭教育支援事業の推進

- 家庭の教育力向上を図るため、家庭教育支援員を養成し、保護者が抱える子育てに関する悩みや不安の相談、家庭教育の学びの充実に努めます。
- 家庭教育支援、子育て支援などの関係各課や機関、グループが情報共有できる体制づくりに取り組みます。
- 保護者がいつでも気軽に参加できる家庭教育支援の場を提供します。

4. グッドマナー運動の推進

- 小中学生が取り組む「スクラムグッドマナー運動」と連携し、地域、企業などにグッドマナー運動の周知を図るとともに、市内全体へ運動を広げ、市民のマナーの向上を目指します。

目 標 項 目		現 状 （H26）	目 標 （H32）	目 標 （H37）
1	サポート隊の登録人数	1,119 人	1,300 人	1,500 人
2	青少年指導者初級認定者数	106 人	200 人	300 人
3	家庭教育支援員の人数	0 人	10 人	20 人
4	グッドマナー運動の認知度	－	50 ％	80 ％

目標４ 市民アンケート調査による「はい」回答者/グッドマナー運動の認知。

《 関連する計画 》

御前崎の教育、御前崎市子ども・子育て支援事業計画

政策：スクラム・スクール・プランで推進する子どもの育成

施策 5-2-1
御前崎を愛し 知・徳・体の調和のとれた生き抜くための資質・能力の育成

《 施策の方針 》

変化の激しいこれからの社会を自立した人間として、他者と協働しながら創造的に生きていくため、園・学校が強固に連携した「スクラム・スクール・プラン」（※1）を推進し、必要な資質・能力を身につけていきます。また、少子化に加え人口流出が予想されるなかで、御前崎に住むことに誇りを持ち、ふるさと御前崎を愛する子どもを育てます。

※1 スクラム・スクール・プラン： 園・小・中・高を一つの学校ととらえ、「相互理解」「観の共有」　を図り、とぎれない教育の実現を目指す取り組み。

《 現状と課題 》

現　状	・小ープロブレム（※2）や中ーギャップ（※3）を緩和し、とぎれない教育を実現するため、平成 26 年度より中学校区の園・小・中・高を一つの学校ととらえる「スクラム・スクール・プラン」を開始し、スクラム研究会、スクラム全体会、スクラム全体講座などの実施により、職員の子ども観、教育観の共有を図っています。 ・人間関係が築けなかったり、学習内容の定着が図られなかったりして、学校生活に不適応を起こす児童生徒や特別な支援を要する子どもの割合は、年々微増傾向にあります。 ・御前崎の良さを実感するため、地域人材の活用やマリンスポーツ体験を推進しています。
課　題	・実社会や実生活のなかで学んだ知識・技能を活用しながら、自ら課題を発見し、主体的・協働的に探究し、成果などを表現していけるよう、学びの質の深まりを重視した教育が必要です。 ・御前崎の良さをどの子どもも実感するため、地域の人材や企業と連携した授業、体験活動の充実が必要です。 ・基本的な生活習慣や学習習慣、人間関係力が身についていない子どもたちが増加しています。豊かな心と体を育んでいくために、望ましい生活習慣や食習慣を身につける教育や自己肯定感を育む活動な

どが必要です。

・ 児童生徒一人一人に応じた教育を推進するために、きめ細やかな指導や支援など教育体制の充実が必要です。

※2 小ープロブレム： 小学校に入学したばかりの１年生が、集団行動がとれない、授業中に座っていられない、先生の話を聞かないなど、学校生活になじめない状態が続くこと。

※3 中ーギャップ： 小学校から中学校に進学したときに、学習内容や生活リズムの変化になじむことができず、いじめが増加したり不登校になったりする現象。

《 施策の柱・目標 》

1. これからの時代に必要となる資質・能力の育成

・ 何事にも主体的に取り組もうとする意欲や、人間関係力、豊かな感性や優しさ、思いやりなどを育成し、自己肯定感を高める教育を推進するために、教員の資質・能力の向上と子ども観、教育観などの観の共有をスクラム・スクール・プランで図ります。

・ 一人一人の資質・能力の育成を図るため、基礎・基本の確実な定着を図る取り組みや、よりよく生きようとする力を引き出す道徳教育の推進、さらには国際社会に対応する英語力を高める授業を展開します。

・ 郷土を愛する子どもを育成するために、学校支援地域本部を核としたマリンスポーツ体験や郷土学習などで社会とつながる授業を展開します。

2. 心と体づくりの推進

・ 豊かな心と思いやりのある心を育てるため、「スクラムグッドマナー運動」（※4）をはじめ地域へ貢献する活動を子どもたちの手で広げます。

・ 健康的な体を育むため、望ましい生活習慣や食習慣を保護者と連携して身につけていきます。

・ 子どもたちの「運動器」（※5）の機能を高めるため、検査の充実と独自の体操の制作・普及に努めます。

3. 個にきめ細やかに対応する教育環境の充実

・ 特別な支援を要する子どもや不登校に悩む子どもなど、児童生徒一人一人に応じた教育を推進するために、スクールソーシャルワーカーや「しおかぜ先生」（※6）などを配置して、きめ細やかな指導や支援の充実を図ります。

※4 スクラムグッドマナー運動： 市内の園・小・中・高が一体となってあいさつなどに取り組む運動。

※5 運動器： 自分の意志で動かせる組織のことで、立つ、歩く、投げるといった身体活動を担う、筋肉・関節・骨などの組織のこと。
※6 しおかぜ先生： 完全 35 人学級編制および学力向上のための市費負担教員。

目 標 項 目		現 状（H26）	目 標（H32）	目 標（H37）
1	授業が分かると感じている生徒の割合	86.15 %	88.00 %	90.00 %
2	学年に応じた望ましい睡眠時間をとっている小中学生の割合	－	75 %	85 %
3	中学生の不登校出現率	4 %	3 %	2 %

目標１ 学校評価による数値（中学校の平均値）。
目標２ 全校調査による数値（小中学校）。
目標３ 児童生徒の総数に対する病気や経済的理由以外で年間 30 日以上欠席した児童生徒の割合（学校教育課調べ）。

《 関連する計画 》

御前崎市教育大綱、御前崎の教育、御前崎市子ども・子育て支援事業計画

政策：スクラム・スクール・プランで推進する子どもの育成

施策 5-2-2

主体的な遊びを通して人として生きていく力の基礎の育成

《 施策の方針 》

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。そのため、乳幼児期からの安定した生活を基礎に、園での主体的な遊びを通して、人として生きていく力の基礎を育んでいきます。また、園で培った力が滑らかに小中学校に接続できるよう、スクラム・スクール・プランを積極的に推進します。

《 現状と課題 》

現　状	・子どもの数は減少傾向ですが、核家族化や共働き世帯、ひとり親世帯の増加などにより、保育園・幼稚園の果たすべき役割は年々高まっています。そのため市では、積極的に認定こども園化を進め、乳幼児期における教育・保育の一体的提供の推進を図ってきました。 ・途切れない教育を実現させるため、園・小・中・高を一つの学校ととらえる「スクラム・スクール・プラン」を平成 26 年度から開始し、スクラム研究会、スクラム全体講座などの実施により、子ども観、教育観の共有を図っています。
課　題	・快適さを志向しがちな生活、大量のものや情報にあふれた環境のなかで、子どもたちは自ら感じたり考えたりする機会や、人との関わりを持つことが希薄になってきています。 ・平成 27 年度から保育園入園基準が緩和されたことにより、保育サービスへの需要が増加していますが、そのための保育士確保が困難な状況です。 ・核家族化や共働き世帯、ひとり親世帯の増加などにより、家庭の教育力が低下していると思われる事例が増加しています。 ・精神発達や言語発達の遅れが心配される子どもや、集団生活を送る上で支援が必要な子どもへの対応が重要視されてきています。

《 施策の柱・目標 》

1. 「遊び込む」子どもの育成

・　「遊び込む」とは、幼児が身近な環境に興味関心を持って自ら関わり、遊びを継続し発展させながら夢中になって遊ぶ姿です。遊び込むことで充実感や満足感を味わい、人と関わる力、思考力、感性、表現力など人として生きていく力の基礎が培われるよう、教育・保育を充実させます。

2. 乳幼児期からの家庭教育力向上への支援

・　家庭との連絡や情報発信を強化し、一緒に子どもを育てていく意識の向上を図ります。
・　こども園併設の地域子育て支援センターを通じて、在園児以外の親教育や育児支援を充実させます。

3. 乳幼児期における個性伸長支援教育の推進

・　関係機関と連携・協力し、早期からの発達支援を充実させることにより、保護者の不安解消やよりよい就学支援につなげていきます。
・　職員や支援員の資質向上と効果的な支援を行うため、各種研修会を実施します。

4. 園経営の充実

・　公立園の経営を安定化させ、保育サービスをより充実したものにするため、一部保育園の民営化を進めます。
・　幼稚園の空き教室の有効利用と、より充実した教育・保育を提供するため、認定こども園の設置を引き続き推進していきます。

目 標 項 目		現 状 （H26）	目 標 （H32）	目 標 （H37）
1	「子どもが園に通うことを楽しみにしている」と感じる保護者の割合	－	80 ％	90 ％
2	子育てを楽しいと感じることの方が多い人の割合	65 ％	75 ％	80 ％
3	園の発達支援体制に対する満足度	－	70 ％	80 ％

目標１・２ 保護者アンケート
目標３ 子どもの発達に不安を感じている保護者のうち、園の支援体制に満足している人の割合（保護者アンケート）

《 関連する計画 》

御前崎市教育大綱、御前崎の教育、御前崎市子ども・子育て支援事業計画

政策：スクラム・スクール・プランで推進する子どもの育成

施策 5-2-3

安全で充実した教育環境の整備

《 施策の方針 》

園・学校は、子どもたちが一日の多くを過ごす生活・学習の場であり、安全で快適な環境の維持管理を行うことが重要です。そのため、各施設の状態を正確に把握し、計画的な施設整備、長寿命化対策、防犯対策などを実施していきます。

《 現状と課題 》

現　状	・施設の安全性については、建築基準法の規定に基づき２年ごと点検し、指摘箇所を修繕していますが、老朽化による雨漏りや設備の故障などの発生が多くなっています。 ・小中学校においては、時代に合った情報教育に対応できるよう、校内ＬＡＮや学校間ネットワーク化、パソコン、大型テレビなどの設置を進めています。
課　題	・安全で快適な学校施設を維持するためには、施設の劣化状況などを把握して適切な措置が必要です。 ・防犯対策にも検討が必要です。 ・浜岡中学校については、建築後 57 年を経過し、教育環境の面から見ても不便な点もあるため、建て替えが必要です。 ・御前崎小学校については、プールが主要道路をはさんで離れた場所にあるため、安全性・利便性の面から学校敷地内への移転が必要です。 ・ＩＣＴ（※1）環境の整備についても、情報化が進む社会変化に対応するため、教育の情報化に先進的に取り組むための施策が必要です。

※1　ＩＣＴ：情報通信技術（Information and Communication Technology）

《 施策の柱・目標 》

1. 安全・安心な教育環境の整備

- 子どもたちが安心して過ごすことができるよう、適切な維持管理を行うとともにトイレの洋式化や空調設備についても整備を進めます。
- 浜岡中学校の校舎建て替えと御前崎小学校のプール移転について、安全面、機能面、環境面の観点から具体的検討に入ります。
- 学校への不審者侵入を防ぐため、外部からの校内の異常を察知できる視認性がある防犯対策機器の整備を進めます。

2. 情報化社会に見合ったＩＣＴ機器の整備

- 授業でのＩＣＴネットワークを活用した教育を実施するため、子どもたちの主体的な学びの実現を推進し、一人一人の個性や能力を発揮できるよう、効果的なＩＣＴ機器の環境整備を進めます。

目 標 項 目		現 状（H26）	目 標（H32）	目 標（H37）
1	トイレの洋式化率	30 %	75 %	75 %
2	教育用パソコン１台当たりの児童生徒数	7.7 人	3.6 人	3.6 人

目標１ 全体機器数に対する整備済機器数の割合。現状値 30%（146 器／480 器）
目標２ 教育用パソコン数に対する児童生徒数の割合（国の第２期教育振興基本計画の整備目標値を目標値とする）

《 関連する計画 》

御前崎の教育

政策：スクラム・スクール・プランで推進する子どもの育成

施策 5-2-4

安全で魅力ある学校給食の提供と食育・地産地消の推進

《 施策の方針 》

安全・安心でおいしい給食を提供するため、調理・配送における食品安全衛生管理を徹底するとともに、食物アレルギーをもつ子どもへのアレルギー対応食を的確に提供します。さらに、園・学校に対し、生き抜くための資質・能力を育てる食育を推進し、家庭に対しても家庭の食卓の大切さを伝えていきます。また、浜岡、御前崎両給食センターの統合に向け検討をしていきます。

《 現状と課題 》

現　状	・学校給食センターでは、厳しい衛生管理の下、バランスのとれた栄養のある食事の提供により、子どもたちの健康の増進および体位の向上を図るとともに、食を通じて生き抜くための資質・能力を育む食育を推進しています。 ・食材は、できる限り地元で取れる食材を使用するよう努めており、「生きた教材」として食育に活用できるよう地産地消を推進しています。 ・子どもたちが同じ給食を食べ、楽しい学校生活を送れるよう、食物アレルギーをもつ子どもたちに配慮した給食を提供しています。 ・給食費の未納は、毎年一定の割合で発生しており、学校給食の適正な運営に支障をきたすだけでなく、給食費を負担している保護者間の公平性が維持できません。
課　題	・園・学校に対する食育指導はもとより、家庭の食卓の大切さを伝える取り組みを通じ、食への認識を深め、給食残菜量の減少に結びつける必要があります。 ・地産地消による食育推進のため、地場産物や地元加工品の積極的な活用が必要です。 ・食物アレルギーをもつ子どもたちが年々増加するなか、個々に応じたアレルギー対応食を提供しているため、献立から調理まで従事者の負担が増大しています。

- 学校給食の適正な運営のため、給食費の未納対策を徹底する必要があります。
- 両センターとも建築後 30 年以上を経過しており、老朽化対策を実施するとともに、現状の衛生基準を満たすための人的負担が増大しているため、新給食センターの建設を含め、ハサップ方式（※1）での衛生管理に対応できる施設への改善が必要です。

※1　ハサップ方式：原材料の生産から最終製品の流通・消費に至るまでの工程ごとに、食中毒などの危害因子について重点的に管理し、衛生・品質に関わる記録をすべて保存する、新しい食品の衛生管理方式。

《 施策の柱・目標 》

1. 食育と地産地消の推進

- 食育による園児・児童・生徒の健康づくりや栄養管理などに対する意識の向上を図るために、給食の時間と教科などを関連させた活動に取り組みます。
- 保護者には家庭の食卓の大切さを伝える食育の推進に努めます。
- 地元生産者や関係機関と十分連携し、計画的・安定的に地場産の食材を活用できるよう食材の供給システムの構築、拡大に向けて取り組みます。

2. 給食内容の充実

- 学校給食そのものを「生きた教材」として活用できるような献立づくりを行い、望ましい食事のモデルとして提供します。
- 給食の食べ残しを少なくするよう食育の推進や献立の工夫に努めます。
- 食物アレルギーをもつ子どもたちについては、保護者、学校、園、栄養教諭、栄養士との個別面談などにより連携を図り、的確な対応食を提供します。

3. 給食費の未納防止

- 給食費の未納について引き続き未納原因を分析するとともに、学校とも連携し、個別に具体的な対応を検討し、法的措置を含めて未納防止に積極的に取り組みます。

4. 施設や設備の計画的整備

・ ノロウィルス感染や食中毒を未然に防止するため、文部科学省が定める学校給食衛生管理基準に沿った対応ができるよう、調理場施設・設備の整備を行います。
・ 老朽化が著しく故障の多発する備品、設備などについては、計画的に更新を実施します。
・ 両給食センターの統合を検討します。

目 標 項 目		現 状 （H26）	目 標 （H32）	目 標 （H37）
1	食材の地産地消率	県内産 58.3 % 市内産 25.0 %	県内産 60.0 % 市内産 28.0 %	県内産 63.0 % 市内産 31.0 %
2	給食の残菜率	3.6 %	2.5 %	1.5 %
3	給食費納付率	98.84 %	99.00 %	100 %

目標１ 全品目に対する県内産、市内産の値。
目標２ 配食量に対する残量の値。
目標３ 現年度分納付率。

《 関連する計画 》

御前崎の教育、御前崎市食育推進計画

政策：誰でもいつでもどこでも学べる生涯学習の推進

施策 5-3-1

楽しく学び積極的に参加できる生涯学習の推進

《 施策の方針 》

市民がいつでもどこでも自由に学び、文化・芸術活動や健康づくり活動、コミュニティー活動など幅広い分野で参加できる機会を提供します。また、安全で快適な利用ができるよう、公民館や市民会館、文化会館などの施設機能や設備の充実を図ります。

《 現状と課題 》

現　状	・社会教育法第 21 条の規定に基づく公民館は８館あり、生涯学習の拠点として地域の特色を生かした活動を行っています。 ・社会教育学級(青少年・女性・成人・高齢者)29 学級が積極的に活動するため、支援・助言を行っています。 ・文化団体などと連携し、文化祭を開催しています。 ・「文芸おまえざき」の発刊や子どもを対象とした鑑賞型事業や体験型事業を行うなど、文化・芸術活動を展開しています。 ・公民館や市民会館、文化会館、丸尾記念館、清川泰次芸術館・市民ギャラリーなどを積極的に活用し、広く市民が参加できるよう社会教育施設の利用を推進しています。
課　題	・公民館は生涯学習拠点、防災拠点、コミュニティー活動拠点を併せ持った施設であるため、今後市民のニーズに合わせた施設のあり方を検討する必要があります。 ・公民館の運営管理(補助金)の適正化や施設使用料の見直しも検討する必要があります。 ・地域文化の継承者となる子どもや若者が、本物の芸術文化に触れ、豊かな感性や創造性を育む機会を充実する必要があります。 ・文化団体では会員数の減少や高齢化が進んでいます。 ・施設の老朽化による改修や設備の更新を計画的に行い、安全で快適な施設利用を促進する必要があります。

《 施策の柱・目標 》

1. 誰でも参加できる公民館運営の充実

・ 誰でも学べる学習機会を提供し、地域と密着した実践活動を推進するとともに、公民館の在り方について検討します。

2. 文化・芸術に触れる機会の提供

・ 子どもから大人まで多くの市民が「発表、鑑賞、体験する」文化・芸術に触れる機会を提供するとともに、文化団体が自主的に活動できるよう支援します。

3. 社会教育施設の維持管理

・ 市民が安全で快適に利用できるように適正な維持管理に努めます。
・ 丸尾記念館を積極的に活用することで、体験活動の充実と伝統文化の継承者の育成に努めます。

目 標 項 目		現 状 （H26）	目 標 （H32）	目 標 （H37）
1	生涯学習・公民館活動事業への参加人数	19 万 5,988 人	19 万 8,000 人	20 万人
2	御前崎市民会館の利用者数	2 万 8,661 人	3 万人	3 万 2,000 人

《 関連する計画 》

御前崎の教育、御前崎市子ども・子育て支援事業計画

政策：誰でもいつでもどこでも学べる生涯学習の推進

施策 5-3-2

郷土の誇りである文化財の保存と活用

《 施策の方針 》

御前崎市の歴史ある重要な文化財を保存するとともに積極的に活用し、次世代を担う子どもから高齢者まで幅広い年齢層に周知することにより、自然豊かな歴史ある郷土への誇りと愛着を育みます。

《 現状と課題 》

現　状	・本市にある優れた文化財の保存や公開・活用を継続的に行っていますが、市民の地域文化財に対する関心を高め、誇りを培っていくための取り組みとしては、まだまだ不足しています。 ・本市の文化財を継承していく、次代を担う人材の育成が急務です。 ・国指定天然記念物「御前崎のウミガメおよびその産卵地」は、施設整備や海岸浸食による影響で指定された当時より産卵環境が悪化しています。
課　題	・指定文化財の特色やその価値について、情報発信に努めることにより文化財愛護意識の高揚を図り、文化財の保護を支える人材を育てていく必要があります。 ・遺跡や未指定の文化財の調査を積極的に行う必要があります。 ・次世代を担う子どもたちに郷土の誇りである文化財の魅力を伝え、文化財に対する愛護意識を高めていく必要があります。 ・台風などの自然災害によるごみや流木の漂着、砂浜の減少などにより悪化したウミガメの産卵環境を改善する必要があります。 ・御前崎のウミガメが国指定天然記念物であることを広く市民へ周知し、郷土の貴重な財産であるという意識を向上させる必要があります。

《 施策の柱・目標 》

1. 文化財の積極的な活用

・ 御前崎市の文化財を紹介するパンフレットなどの刊行や展示などを行って文化財を周知するとともに、文化財巡りや学習会などを開催し、広く文化財の魅力を伝えていきます。

2. 文化財の保護を支える次世代の育成

・ 市民共有の財産である御前崎市の文化財を市民一人一人が大切に守り継承していけるよう、子どもたちに文化財の魅力を伝える人材の育成を図ります。
・ 自然豊かな歴史ある郷土への誇りと愛着を育むためには、次世代を担う子どもたちが御前崎市のさまざまな文化財に親しむ必要があります。そのために、小中学校で埋蔵文化財や指定文化財などを紹介する文化財出張授業を開催するなど学校教育との連携を図ります。

3. 御前崎のウミガメの保護と環境教育の推進

・ 御前崎市の貴重な文化財であるウミガメを保護するため、産卵地の環境保全に取り組むとともに、ウミガメについて市民の理解と関心を高めるための啓発活動に努めます。

目 標 項 目		現 状（H26）	目 標（H32）	目 標（H37）
1	指定文化財の指定数	29	33	37
2	文化財講座の満足度	－	80 %	90 %
3	ウミガメ保護活動の認知度	－	70 %	80 %

目標１ 現状値は平成 26 年度の累計数とする。
目標２ 埋蔵文化財出張授業や体験学習、文化財巡りなどの文化財講座を開催した後のアンケート調査による値。
目標３ 市民アンケート調査による値。

《 関連する計画 》

御前崎の教育、御前崎市環境基本計画

政策：誰でもいつでもどこでも学べる生涯学習の推進

施策 5-3-3

市民とともに考えともに歩む図書館づくり

《 施策の方針 》

図書館は生涯学習の拠点として、市民ニーズに対応したサービスに努めるとともに、誰もが身近に利用でき、市民に親しまれる図書館を目指します。また、子どもたちが読書に親しみ、感性豊かな市民に成長するよう、子どもと本をつなぐ環境づくりを推進します。そして、地域に根ざした文化環境の醸成に寄与するため、市民の参加と協働による図書館活動を展開します。

《 現状と課題 》

現　状	・少子化、利用の固定化、ICT の発達などによる情報入手環境の変化、近隣図書館の整備などの要因により、図書館を取り巻く状況は変化しており、利用者数や貸出数などがかつてのように伸びないのが現状です。
課　題	・これからの図書館は、貸出数や利用者数などの数字だけを追い求めるのではなく、市民との協力・協働により、市民に親しまれ、市民に必要とされる施設となるよう事業を展開していく必要があります。 ・少子化、子どもの読書離れが叫ばれるなか、将来の御前崎市を担う子どもに、英知と豊かな感性を身に付けるための大きな基礎力となる、子どもの読書活動を推進していく必要があります。 ・資料や情報とサポート体制の充実に加え、適切な施設の維持管理という図書館本来の基本的業務を盤石なものとして、市民に信頼され満足してもらえる図書館にしていく必要があります。

《 施策の柱・目標 》

1. 市民力を生かした図書館づくりの推進

・ 子どもから大人まで地域の人々と協働し、楽しんで参加できる文化事業を展開することや、事業情報の発信に取り組み、地域に根ざした愛される図書館づくりに努めます。

2. 子どもの読書活動の推進

・ 市民ボランティアなどの協力を得て、園・学校を支援し、年齢に応じた読書活動を推進することにより、心豊かな子どもを育てます。

3. 生涯学習拠点としての施設の充実

・ 知的好奇心を満たし、読書の楽しさが増すよう、市民ニーズに即した蔵書構成の構築と適切な施設の維持管理に努めます。
・ 未来の図書館像について研究を重ね、快適で魅力ある図書館づくりに努めます。

目 標 項 目		現 状（H26）	目 標（H32）	目 標（H37）
1	年間来館者数	15万3,680人	15万5,200人	15万6,700人
2	御前崎市の子どもの１人当たりの年間児童書貸出冊数	27.8 冊	28.3 冊	28.8 冊
3	図書館サービスの充実に満足している市民の割合	90.6 ％	91.0 ％	91.0 ％

目標２ 市内個人・団体の児童書貸出冊数に占める市内 12 歳以下人口（shimin-open 人口集計より）の割合（※小数点第２位四捨五入）。
目標３ 市民満足度調査による数値。

《 関連する計画 》

御前崎の教育

第６章
市民とともに経営する自律したまち

経営管理分野

市民力・地域力・行政組織力の向上
- 6-1-1　市民や団体が主体となり活躍できる地域づくり
- 6-1-2　市民の期待に応える人材の育成
- 6-1-3　効率的で柔軟性のある組織づくり

公共施設マネジメントの推進
- 6-2-1　安全・安心で最適な公共施設の運営

健全で効果的な財政運営
- 6-3-1　経営感覚を生かした財政運営

安全性・透明性の高い情報活用
- 6-4-1　市民の利便性を高める情報化への環境整備
- 6-4-2　市民ニーズにあった情報の提供と共有
- 6-4-3　シティプロモーションの推進

広域連携による効率的な行政運営
- 6-5-1　広域的な課題解決への対応

政策：市民力・地域力・行政組織力の向上

施策 6-1-1

市民や団体が主体となり活躍できる地域づくり

《 施策の方針 》

市民協働、移住定住、国際交流、男女共同参画など、市民や市民活動団体などが主体となり活躍できる地域づくりへの促進を通じて、地域の活性化を図るとともに、定住人口の増加を目指します。

《 現状と課題 》

現　状	・地域や市民生活の課題について、市民などと行政が互いに取り組む例は少なく、市民活動団体やＮＰＯ法人などへの協働に関する情報が少ないこともあり、運営や資金面で行政による後押しを必要としています。 ・平成 23 年度から市内に住宅を取得した人に補助していますが、市外在住者の利用は少ない状況です（全体の１割程度）。 ・外国人の定住化に伴い地域コミュニティーへ参加する外国人も増えてきています。 ・小学生・中学生・高校生を対象とした海外研修を実施し、国際感覚を身につけられるようにしています。 ・男女共同参画社会の実現に向けた研修や講演会などの開催により、性別や世代、国籍などで役割を判断するという考え方は解消されつつありますが、地域や職場において役職に就いている女性の割合は低く、依然として固定的な役割分担が残っています。
課　題	・市民やＮＰＯ法人、事業者、市民活動団体などとの情報提供や情報交換を行うとともに、担い手となる人材を発掘し、育成していくことが必要です。 ・市外への人口転出超過（200～300 人／年程度）が続いており、市外からの移住・定住を推進する必要があります。 ・サーファーなどの移住者がいることは把握していますが、実数や移住後の生活状況などの実態把握ができておらず、また、移住希望者に対する相談・受け入れ体制も整備していく必要があります。

・ 在住外国人と地域住民の相互理解の推進や国際的な視野の拡大が必要です。
・ 男女の性差にとらわれず、仕事や家事、育児、介護などの職場や家庭、地域における役割を認識し、地域ぐるみで支え合い、個性や能力を伸ばす環境づくりを、身近なところから進めていく必要があります。

《 施策の柱・目標 》

1. 市民協働と地域コミュニティーの推進

・ 市民やＮＰＯ法人、事業者、市民活動団体などが主体となり、行政と連携したまちづくりを展開していくため、各主体との連携を強化していくとともに、担い手となる人材の発掘、育成や市民活動団体などへの運営促進に取り組んでいきます。
・ まちづくりや人づくりなどにおける市民の自発的な活動団体に対し、活動を支援することにより、地域の活性化を図ります。

2. 定住化促進による活力あふれるまちづくりの推進

・ 市外への人口転出超過に歯止めをかけ、将来にわたる地域社会の活力を維持・伸長するために、本市への定住化を推進します。具体的には、空き家の活用も含め、市内に住宅を取得した個人に対し補助をするとともに、移住希望者への情報発信や相談対応などの受け入れ体制の充実を図ります。補助事業においては、市内在住者に交付し本市に永住してもらうことも重要だと考えますが、今後は、受け入れ体制の整備と併せて市外からの移住者を増やすことに主眼において施策を展開していきます。

3. 国際交流を担う人材の育成

・ グローバル化する社会において、国際的な視野を持つ人材を育成します。
・ 在住外国人と地域住民との交流を担う人材を育成します。

4. 男女共同参画社会の推進

・ 男女共同参画の意識・啓発のため、研修会や講演会を開催します。
・ 男女共同参画に積極的に取り組む企業・団体を情報誌やホームページで紹介することを通じて、環境・人づくりを推進します。

目 標 項 目		現 状 （H26）	目 標 （H32）	目 標 （H37）
1	行政と市民の協働への取り組みに満足している市民の割合	58 %	63 %	68 %
2	人口における社会増減数（転出超過数）	-287 人	-90 人 （７割減）	±0 人
3	海外研修内容に満足している参加者の割合	96.7 %	100 %	100 %
4	男女が共同して参画する社会づくりに満足している市民の割合	70 %	75 %	80 %

目標１・４　市民満足度調査による数値。
目標２　H26 の市民課データによる転出超過数。
目標３　H26 の海外研修参加者へのアンケート調査による満足度。

《 関連する計画 》

第２次きらり輝くしあわせづくり計画

政策：市民力・地域力・行政組織力の向上

施策 6-1-2

市民の期待に応える人材の育成

《 施策の方針 》

職員の資質向上と意識改革をするとともに、行政のプロフェッショナルとして、常に責任感と緊張感を持ち、限られた財源を最大限に活用した行政サービスを展開することができる職員を育成していきます。
また、職員一人一人が常に全体の奉仕者であることを念頭に置き、公務員としてはもとより、ひとりの人間としても豊かな人間性を身につける人材育成を目指します。

《 現状と課題 》

現　状	・少子高齢化、不況による景気の悪化、環境問題、高度情報化社会の進展など目まぐるしく変化する社会情勢のなか、市民ニーズは年々多様化・高度化を増しており、市では、その市民ニーズに応えることができる職員を育成するために、各種職員研修への参加や静岡県・近隣市町との人事交流を実施しています。
課　題	・地方分権・地域主権時代にふさわしい職員としての意識改革を促進し、地域住民の立場に立った新しい時代に対応しうる行政を自立的・効果的に推進できる人材を育成していく必要があります。 ・多様化・高度化を増す市民ニーズに対応するために、静岡県・近隣市町との連携をさらに深め、人事交流制度の活用で得た経験や知識を職員全体に広めていく必要があります。 ・公務員倫理を習得するためにコンプライアンス研修を実施していますが、全国で発生する相次ぐ公的機関の不祥事により、公務員に対するイメージは低下し、さらなるコンプライアンスの徹底が必要です。

《 施策の柱・目標 》

1. 職員研修の充実と推進

- 各種研修への参加を推奨し、自己研鑽（けんさん）に努めるよう呼びかけます。
- 受講した研修内容を所属でフィードバックし、他の職員にも知識を広めます。
- 菊川市・牧之原市・御前崎市による３市広域研修の研修内容・講師評価を検証し、ニーズに合わせた研修を実施します。

2. 職員人事交流制度の活用

- 人事交流制度を利用し、各関係機関との連携強化や人脈形成を図ります。
- 人事交流制度の活用により、さまざまな知識や経験を取り入れていきます。

3. コンプライアンスの順守・徹底

- コンプライアンス研修などの実施により、公正な業務遂行能力の向上や信用失墜行為の防止を図り、より市民に信頼してもらえる職員の育成を目指します。

目 標 項 目		現 状（H26）	目 標（H32）	目 標（H37）
1	研修により職員の資質が向上した割合	89.8 %	90.0 %	92.0 %
2	人事交流により資質が向上した職員の割合	100 %	100 %	100 %
3	市役所の仕事に満足している市民の割合	64.6 %	67.0 %	70.0 %

目標１ 研修修了報告書による検証（研修受講者のうち資質向上を感じた職員の割合）。
目標２ 業務報告書による検証（人事交流実施職員のうち資質向上を確認した職員の割合）。
目標３ 市民満足度調査による数値。

政策：市民力・地域力・行政組織力の向上

施策 6-1-3

効率的で柔軟性のある組織づくり

《 施策の方針 》

適正な職員数を確保・配置するとともに、限られた職員数のなかで効率的かつ柔軟な市民サービスができる組織づくりに取り組みます。また、職員一人一人のモチベーションを保ち、風通しのよい明るい組織づくりを目指します。

《 現状と課題 》

現　状	・今後数年の間予想される大量退職者を考慮し、定年退職者数と同等数の新規採用職員を採用しています。 ・業務量の増加や業務内容の複雑化に伴い、専門知識を持った職員の採用が必要とされていることから、各所属において必要とされる専門職種を把握するとともに、新規採用職員募集のなかで専門職種を募集しています。 ・一般行政職における管理職については、ほとんどを男性職員が占めています。 ・人事評価制度の適正運用を目指し、評価者と被評価者の両者が制度についての理解を深めるために人事評価研修を実施しています。 ・メンタルヘルス対策として、管理職を対象としたラインケア研修、全職員を対象としたセルフケア研修を実施しています。 ・疲労蓄積度自己診断により自己の疲労度の把握や精神面における健康につなげています。 ・菊川市・牧之原市との近隣３市の職員交流と、職員の心身のリフレッシュを目的に、近隣３市合同でスポーツ大会を実施しています。
課　題	・権限移譲などにより業務量は増加する状況下で、慢性的な人員不足が生じています。 ・専門知識を持った職員を確保するため、新規採用職員募集で専門職種を募集しているものの、人員確保には苦慮しており、限られた専門知識を持った職員の適正配置が求められています。

- 国の方針でも示されているとおり、女性管理職の登用を推進するとともに、職員の意識改革が必要です。
- 平成 27 年度から人事評価制度が本格導入となり、今まで以上に評価の精度や公平性が求められることから、評価者および被評価者にはより一層制度の内容を理解してもらう必要があります。
- メンタルヘルス対策として研修や疲労蓄積度自己診断を実施していますが、メンタル不調を理由に休職する職員は増加傾向にあり、今まで以上のメンタルヘルスに対する未然防止策を講じる必要があります。

《 施策の柱・目標 》

1. 定員管理の適正化

- 定員適正化計画に基づき、適正な定員管理と人員配置を目指します。
- 女性管理職の登用を推進し、多面的な思考を持った組織を目指します。

2. 適正な人事評価制度の活用

- 評価者・被評価者研修を実施し、公平かつ適正な制度運用を実施します。
- 適正な人事評価の実施により職員のモチベーション向上を目指します。

3. 職員の福利厚生の充実

- 近隣３市合同イベントの実施により、心身のリフレッシュと他市職員との交流を深めます。
- ストレスチェックを実施し、高ストレス者と評価された職員に対し医師との面談を促すなど、メンタル不調による長期休職者の未然防止を目指します。

4. 行政経営管理システムの確立

- 生活者起点による目標や価値観を組織全体で共有し、トップダウン（政策判断）による迅速な意思決定とボトムアップ（現場起点）による職員の取り組みをうまく連携して、常に全体最適を意識し、行政サービスを向上し続ける組織運営やプロセスの構築を図っていきます。（※1　P149 イメージ図参照）

目 標 項 目		現 状（H26）	目 標（H32）	目 標（H37）
1	管理職全体に対する女性管理職の割合	3.45 %	7.00 %	14.00 %
2	仕事に満足している職員の割合	86.8 %	88.0 %	88.0 %
3	ストレスチェックにおける高ストレス者の割合	―	10 %	8 %
4	市役所の仕事に満足している市民の割合	64.6 %	67.0 %	70.0 %

目標１ 一般事務職の課長職以上職員全体に対する女性課長職以上の割合。
目標２ 自己申告書による検証（自己申告書提出者に対する、ほぼ満足している人数の割合）。
目標３ ストレスチェック全受験者に対する高ストレス者の割合。ストレスチェックは平成 27 年度からの実施。
目標４ 市民満足度調査の数値。

《 関連する計画 》

定員適正化計画

※1 行政経営管理システム　イメージ図

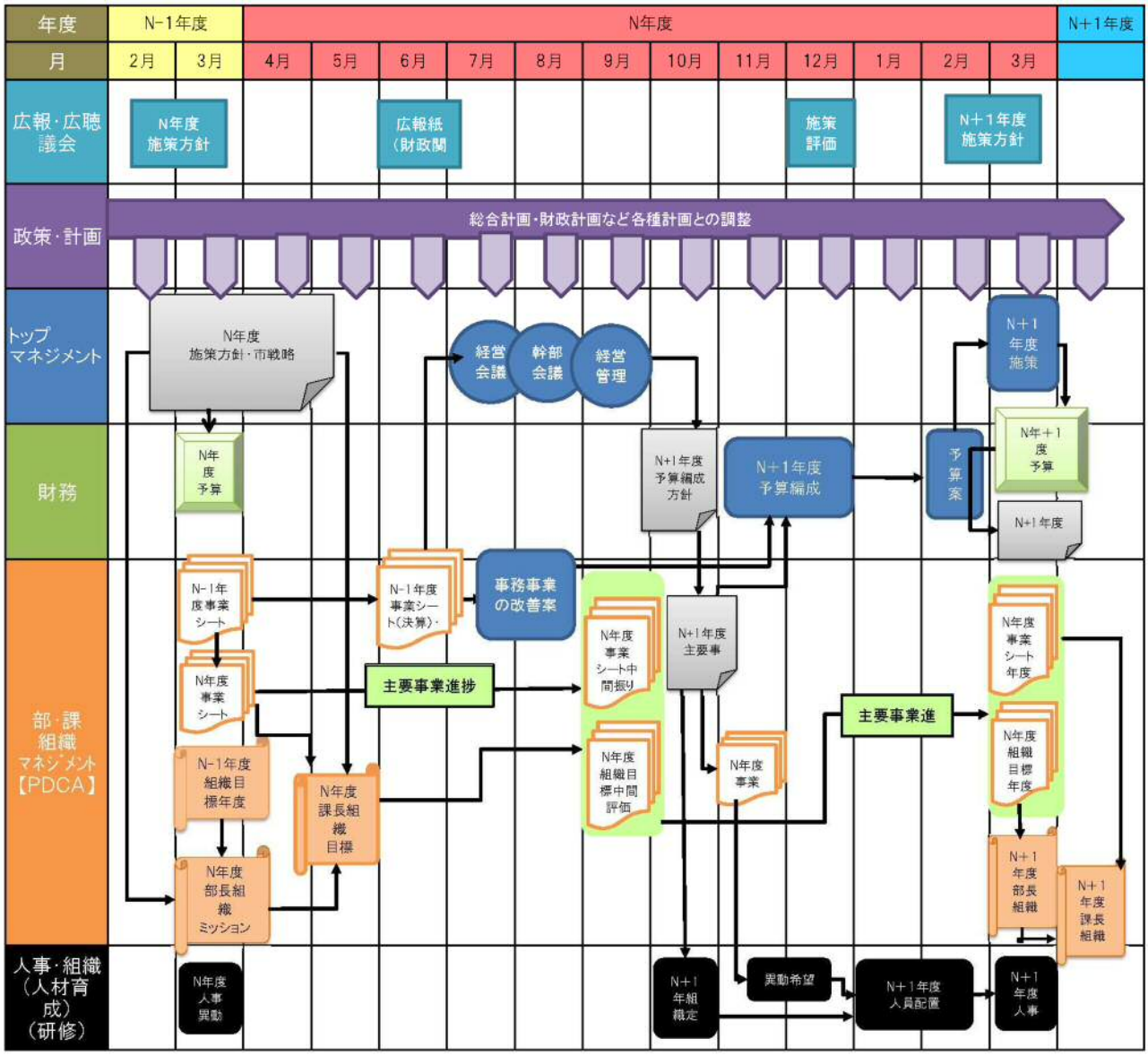

政策：公共施設マネジメントの推進

施策 6-2-1

安全・安心で最適な公共施設の運営

《 施策の方針 》

市が保有する公共施設(※1)の老朽化対策を効率的、効果的に進める長寿命化や、保有量の最適化など、公共施設を資産として最適に維持管理し、有効活用を図る公共施設マネジメント（※2）に取り組みます。また、他の政策分野と融合を図りながら、取り組みを着実に推進し、市民とともに安全・安心・最適な公共施設の構築を進めることで、まちづくりをはじめ市の活性化、市民生活の質のさらなる向上を目指します。

※1 公共施設： 市が保有する公共建築物・インフラ資産。

※2 公共施設マネジメント： 市の保有する公共施設の老朽化対策を効率的、効果的に進める長寿命化や、保有量の最適化など、公共施設を資産として最適に維持管理し、有効活用を図る取り組み。

《 現状と課題 》

現　状	・ 人口減少により歳入は減少する一方、歳出は、扶助費(※3)が増加傾向、投資的経費は減少傾向にあります。 ・ 平成 25 年度末現在、市が保有する建築後 30 年以上を経過した「公共建築物」(※4)は、全体の 27%であり、10 年後の平成 36 年度末にはその割合が 61%となり、多くの公共建築物において大規模修繕費用の増加が予想されます。 ・ 市営住宅や橋梁、上水道施設、下水道施設などについては、それぞれ長寿命化・更新・修繕計画に基づき、維持管理を行っています。
課　題	・ 人口減少により、市民税などの収入減が見込まれる一方、社会保障や公共施設の維持管理に係る経費は確実に増加していきます。 ・ 現状の公共施設が、過去の合併や今後の人口減少により重複することで過剰となるなど、施設の必要性が低下し、施設の配置や施設総量の最適化が必要です。 ・ 限られた財源で、今後見込まれる公共施設の大規模修繕費用・維持管理費用を賄うために、計画的に維持保全を行うとともに、各年の支出額を平準化する必要があります。

- 施設の老朽化が急速に進むことや、更新時期も重複することが見込まれることから、老朽化度や修繕状態を的確に把握し、市民ニーズを踏まえた公共施設の在り方を検討していく必要があります。
- 長寿命化、保全計画などが未整備な施設については、早期に計画を策定していく必要があります。
- インフラ資産(※5)については、原則として「事後保全」から「予防保全」に保全方法が転換するなど、これまでの手法にとどまらず、あらゆる方策を模索・検討していくことが必要です。

※3 扶助費：社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障害者・生活困窮者などに対して国や地方公共団体が行う支援に要する経費。生活保護費・児童手当など。

※4 公共建築物： 公共施設のうち、学校教育系施設、公営住宅などの建築物。

※5 インフラ資産： 公共施設のうち、道路、橋梁、河川、上下水道、公園、農業施設など。

《 施策の柱・目標 》

1. 公共建築物の維持管理の最適化

- 公共施設の安全性や機能性を確保した施設の長寿命化を推進します。
- 公共施設の維持管理は、定期点検や耐震性・劣化性調査などの結果に基づき、計画的な改修を行う予防保全に転換し、ライフサイクルコストを縮減します。

2. 公共建築物の配置の最適化

- 公共施設とその機能を集中配置することで利用者の利便性を高めます。
- 更新時期を迎えることとなる既存施設については、公共施設の多機能化、複合化などを推進します。
- 施設ごと、将来的な必要性、段階的な統廃合に向けた検討を行い、利用者へのサービス維持、代替機能の確保、地域性への配慮、運営コストの適正化などについて、市民との協働により多面的な検討を行います。

3. インフラ資産の維持管理の最適化と老朽化対策

- 近い将来、高度成長期に建設された多くの社会資本が更新期を迎えるため、最適な維持管理を行うよう、市有施設の維持管理コストの低減を図り、インフラ資産の長寿命化の取り組みを推進します。

目 標 項 目		現 状 （H26）	目 標 （H32）	目 標 （H37）
1	市民の公共施設マネジメントに関する容認度	－	87 %	92 %
2	公共施設等総合管理計画（方針編公共建築物）に掲げた施設別長寿命化計画の策定の達成率	15.4 %	100 %	100 %
3	施設別長寿命化計画の進ちょく率	－	－	50 %
4	公共施設等総合管理計画（方針編公共建築物）に掲げた最適配置計画の策定の達成率	－	100 %	100 %
5	最適配置計画の進ちょく率	－	－	50 %
6	公共施設等総合管理計画（方針編インフラ資産）に掲げた中長期管理計画の策定取り組みの達成率	22.2 %	61.1 %	100 %

《 関連する計画 》

公共施設等総合管理計画、御前崎市都市計画マスタープラン、市営住宅長寿命化計画、橋梁長寿命化修繕計画、老朽管更新計画、下水道施設長寿命化計画、農業集落排水施設に係る最適整備構想、耐震改修促進計画

政策：健全で効果的な財政運営

施策 6-3-1

経営感覚を生かした財政運営

《 施策の方針 》

市民が将来にわたって安定的な行政サービスを受けられるようにするために、財政運営に経営の視点を取り入れ、計画的かつ効率的に執行するとともに、財務情報をわかりやすく開示し、市民がチェックできる仕組みをつくります。
また、安定した歳入を確保するため、市税の期限内納付を推進するとともに、新たな財源の確保に努めます。

《 現状と課題 》

現　状	・市では、中長期財政計画による財政運営に努め、健全な財政運営を維持してきました。 ・売却可能な市有財産は、公売により処分し、自主財源の確保に努めました。 ・収納推進室を設置し、市税の収納率向上に取り組むとともに、静岡地方税滞納整理機構などとともに滞納整理を行いました。 ・公共施設利用者の適正な受益者負担額について試算を行い、使用料の見直しを行いました。
課　題	・地方分権の進展により市の業務も年々増加しており、民間委託の可能な業務は積極的に実施していますが、一方で、物件費は増加傾向にあり、内部管理経費の削減は進んでいません。 ・市税・公課などの収納率は目標値に届いておらず、期限内収納率の向上に努めるとともに、各種使用料などを含めた延滞債権の回収に取り組む必要があります。 ・補助金については、定期的な見直しを実施していますが、政策補助事業が多いため、削減額は目標値にとどいていません。 ・未利用地の売却も積極的に行いましたが、売却率は目標値に到達していません。今後も売却を進めるとともに、市有財産の適正管理も行う必要があります。

・ 公会計財務書類を公表していますが、今後は公共施設マネジメントへの活用など重要性が高まることから、より一層、財務情報を広く周知する必要があります。

《 施策の柱・目標 》

1. 計画的な財政運営の推進

・ 中長期財政計画を策定し、現金収支のほか、基金残高や債務残高などの指標を考慮した、計画的な財政運営を行います。
・ 予算の選択と集中を図るため、総合計画と予算編成の連動を検討し、効率的な予算編成に努めます。

2. 効率的な予算執行の推進

・ 経常的事務経費削減のため、職員一人一人がコスト意識を持ち、事務事業などを見直すとともに実施計画と連動させ、優先度の高い重点施策への財源配分を行い、財源の計画的かつ効率的な運用に努めます。
・ 市の経営情報を市民に説明するために、公会計財務書類などの財務情報をわかりやすく公表します。

3. 安定した財政基盤の確保

・ 税収を安定的に確保するため、適正な課税と市税の期限内納付を推進し、収納率の向上を図ります。
・ 公平性の観点から各種延滞債権の積極的な滞納整理を行います。
・ 公共施設の運営コストを踏まえて、定期的に使用料、手数料の受益者負担の適正化を図ります。
・ 自主財源を確保するため、企業誘致や人口減少対策を着実に実施し、税収減を抑制するとともに、市全体で新たな歳入の確保に取り組みます。

目 標 項 目		現 状 （H26）	目 標 （H32）	目 標 （H37）
1	経常収支比率	82.5 ％	85.0%以下	85.0%以下
2	公会計財務書類の認知度	－	20 ％	40 ％
3	自主財源比率	66 ％	60 ％以上	60 ％以上

目標１　経常収支比率＝経常一般財源等歳出決算額÷経常一般財源等歳入決算額（地方財政状況調査 14 表、５表）

目標２　市民満足度調査の項目に追加。

目標３　自主財源比率＝自主財源合計額÷歳入合計額（自主財源…市税、分担金及び負担金、使用料、手数料、繰入金、財産収入、寄附金、繰越金、諸収入）

政策：安全性・透明性の高い情報活用

施策 6-4-1

市民の利便性を高める情報化への環境整備

《 施策の方針 》

ＩＣＴの利活用による、市民がいつでも、どこでも知りたい情報を入手できる情報システム整備に取り組むとともに、システムの見直しなどを行い、情報システムの最適化に努めます。
また、個人情報の厳格な管理を行い、個人情報の適正な取り扱いに努めます。

《 現状と課題 》

現　状	・市民の利便性を高めるための基盤整備として、電子申請手続きシステムの構築、防災無線と音声告知放送との連携、携帯電話などのスマートデバイスへの情報発信などのシステム構築を行ってきました。 ・セキュリティー対策への意識向上のため、職員に対し、継続的にセキュリティー研修を実施しています。
課　題	・行政システムにおいて、電子申請手続きにおけるメニュー件数の少なさと、市民への周知ができていないため、事務範囲拡大におけるメニュー件数増加と市民へ周知する必要があります。 ・ケーブルテレビ施設においては、他の民間業者が大容量・高速度なブロードバンドサービスに対応している新サービスの提供を行っているなど、御前崎ケーブルテレビからの脱退者が増えているため、民間業者に対抗できる新サービスの提供が必要です。 ・ケーブルテレビ関連施設やケーブルテレビおよび行政システム機器などの老朽化により、更新や修繕費用の増加が見込まれます。 ・年々サイバー攻撃が巧妙になり、また、マイナンバー制度の運用開始に伴い、今まで以上に個人情報の取り扱いが厳格になるため、適正な取り扱いが確保されるよう人的および物理的安全措置を見直していく必要があります。

《 施策の柱・目標 》

1. 情報システムの最適化

- 市民が市役所などに行かなくても、いろいろな手続きができるシステム整備に努めます。
- 電子申請が可能な手続きを、ホームページや広報紙などにより市民への周知に努めます。
- 行政システムの標準化や最適化を推進し、自治体クラウド導入などの電子自治体化に努めます。
- システムの統合化や更新内容を精査し、経費削減に努めます。

2. ケーブルテレビを活用した情報提供

- ＩＣＴを活用できるシステム整備などを実施し、株式会社御前崎ケーブルテレビと協力してサービス提供や市民チャンネルなどのケーブルテレビ番組を充実させ、必要な情報を適切に提供することにより、加入率の増加に努めます。
- 更新内容を精査し、必要最低限の機器類などの更新に努めます。

3. 情報セキュリティー対策の強化

- 市が保有する個人情報などは、条例などに基づき適正に取り扱っていますが、個人情報の漏えい事件などが社会問題化するなか、これまで以上に全庁的な取り組みが不可欠であり、適正な管理に努め、職員へのセキュリティー研修を継続します。

目 標 項 目		現 状（H26）	目 標（H32）	目 標（H37）
1	電子申請可能率	20 %	60 %	100 %
2	ケーブルテレビ加入率	61.8 %	67.0 %	72.0 %
3	セキュリティー事故発生率	0 %	0 %	0 %

目標１ 最終目標メニュー（20 件）のうち電子申請が可能な割合。
目標２ 住民基本台帳ネットワークシステム世帯数に対する顧客管理システム加入世帯数の割合。
目標３ 年間日数に対する事故対応日数の割合（情報漏えいなどのセキュリティー事故は皆無なため、目標値は 0%とした）。

《 関連する計画 》

高度情報化計画

政策：安全性・透明性の高い情報活用

施策 6-4-2

市民ニーズにあった情報の提供と共有

《 施策の方針 》

広報紙をはじめ、ホームページやソーシャルメディア、ケーブルテレビなどのあらゆる媒体を活用した広報活動を通じて、さまざまな年代の市民が望む市政情報や市民活動を、分かりやすく伝えることに努めます。また、市民の意見やアイデアが集まる場を大切にし、市政に反映できるように努めます。

《 現状と課題 》

現　状	・地域の課題に主体的に取り組む団体や個人が増えています。広報紙などでは頑張っている団体や個人を応援しようと取り上げてきました。 ・平成 26 年度の市民満足度調査によると、市民の情報の入手方法は70%が広報紙で、市のホームページへのアクセス数は月平均３万264 アクセスと増加傾向にあります。一般的には「インターネット」が情報源の柱になってきているなかで、ホームページやソーシャルメディアからの情報の入手は 4%です。 ・広聴活動としては市政懇談会を実施しています。この市政懇談会は、開催形態を柔軟に変えてきましたが、現在は８地区で開催しています。参加者は高齢者が多く、男性が８割を占めています。
課　題	・市民の多くが情報の入手先を広報紙としていますが、インターネットなどの普及により情報の入手方法が多様化していることを踏まえ、市民が必要な情報をより正確でタイムリーに提供することに工夫を凝らし、より一層市民に伝わる情報提供が必要です。特に、未来を担う子育て世代に必要な情報がしっかり届けられるようにする必要があります。 ・市政懇談会へ参加している世代や性別が偏っているため、若い世代が意見交換の場に参加できる工夫やいろいろな世代からの意見、アイデアを聴く場、手段を創出する必要があります。

《 施策の柱・目標 》

1. 市民ニーズにあった情報提供

- 広報活動の場を広報紙に限らず、ホームページやソーシャルメディアなどを利用し、住民が必要とする情報をタイムリーに手元に届くよう発信し、伝えるように努めます。
- ユニバーサルデザインを意識し、多くの人に伝わりやすい広報に努めます。
- 未来を担う世代を重点に置き、その世代へ有益な情報提供を充実します。
- 地域の課題解決などに頑張る若い世代の取り組みなどを取り上げ、若い世代がまちづくりに関心を持てるような情報を充実します。

2. 市民と行政のコミュニケーションを深める情報共有

- 市民と行政が情報を共有し、開かれた市政を進めるため、対話による広聴活動の機会拡大に努めます。
- 40 歳未満の若い世代の意見やアイデアを聴く機会の拡大を目指します。

目 標 項 目		現 状 （H26）	目 標 （H32）	目 標 （H37）
1	市政情報で市民が必要だと考えた情報が手に入ったという割合	－	80 ％	85 ％
2	40 歳未満からの提案割合	－	30 ％	50 ％

目標１　市民満足度調査の設問に自分が必要だと考える情報を手に入れられた項目を追加し、その率を目標値とする。（手に入ったと答えた数/回答数）

目標２　40 歳未満の市民からの提案件数/総提案数。

政策：安全性・透明性の高い情報活用

施策 6-4-3

シティプロモーションの推進

《 施策の方針 》

御前崎市の魅力を戦略的、継続的に情報発信していくことにより、市民がより一層地元に愛着や誇りを持てるよう、市外の人には「知る」「訪れる」「住む」という過程へのきっかけになるようにシティプロモーション（※1）に取り組みます。また、市民とともに御前崎市の魅力を発見し、市が一体となって推進します。

※1　シティプロモーション：　地域の魅力を市内外に発信し、その地域へヒト・モノ・カネを呼び込み地域経済の活性化につなげる活動。

《 現状と課題 》

現　状	・御前崎市では市役所の各部署、または企業や団体において、観光や産業、文化などさまざまな事業で魅力を発信してきました。 ・自らの魅力を高める取り組みを実施してきました。しかし、やってきたこと、やっていることは統一性がなく、セールスポイントをしっかり絞った形ではありませんでした。
課　題	・市民をはじめとする市全体が目指すシティプロモーションの姿が明確になっていません。それにより、それぞれの部署で情報発信しており、一体的なものになっていません。 ・市民や団体と一緒に魅力を再発見、再認識し発信していく必要があります。やってきたことや、やっていることに統一性がないなど分かりにくく、十分な売り込みができていません。

《 施策の柱・目標 》

1. 市の目指すシティプロモーションの確立

- 市が目指すシティプロモーションの姿を明確にする計画を策定し、実行することで、交流人口の増加や定住を促進します。
- 市民や団体、企業などと魅力を再発見、再認識し、市民をはじめとする市全体が一体的に魅力発信できるよう目指します。

目 標 項 目		現 状（H26）	目 標（H32）	目 標（H37）
1	魅力度市町別ランキング	351 位	240 位	200 位
2	今後も住み続けたいと思う市民の割合	50 %	60 %	75 %

目標１ 現状値は、2015 年の株式会社ブランド総合研究所発行の地域ブランド調査ハンドブックによる順位であり、目標値は、2009 年の順位（全国 246 位　静岡県内 13 位）を参考として設定。

目標２ 市民満足度調査による数値。

《 関連する計画 》

農林水産課、商工観光課で保有する各種計画

政策：広域連携による効率的な行政運営

施策 6-5-1

広域的な課題解決への対応

《 施策の方針 》

周辺の市町とさまざまな分野で相互に連携し、新たな事業の充実を図るとともに、魅力ある地域づくりを目指します。特定の共通課題について、連携協約、一部事務組合や広域連合などによる効率的な行政運営について検討していきます。
一定の圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、圏域の住民全体の暮らしを支える「連携中枢都市圏」や「定住自立圏構想」、「地域再生計画」など広域的に事務の効率向上を図ることができる仕組みをつくります。

《 現状と課題 》

現　状	・高度経済成長期以降の交通網の整備や近年の情報通信手段の急速な発達や普及により、市民が活動する範囲は行政区域を超えて飛躍的に広域化しています。 ・広域的な交通体系の整備に加え、公共施設の一体的な整備や相互利用、行政区域を越えた土地の利用など広域的なまちづくりや施策に対するニーズが高まってきています。さらに今日の市町村は、少子高齢化や環境問題、情報化の進展といった多様化、高度化、広域化していく行政課題への的確な対応に迫られています。
課　題	・本市だけでは解決できない課題に対する広域的な取り組みにより、市民サービスの向上を図るため、積極的に周辺自治体との協力や調整を進める必要があります。 ・本市は、県西部地区で組織する「遠州広域行政推進会議」、静岡県と県内市町による「行政経営研究会」や愛知県や長野県との県境を越えた連携組織である「三遠南信地域連携ビジョン推進会議」などに参画し、圏域を超えた広域的な連携をしていますが、広域行政によるメリットを最大限に生かした効率的な運営が図れていません。 ・市町ごと連携できる業務をそれぞれが同じように実施しているなど、連携可能業務の集約化も含めた新たな広域連携について検討する必要があります。

《 施策の柱・目標 》

1. 周辺自治体や圏域を超えた広域連携の推進

・ 周辺の市町とさまざまな分野で相互に連携し、新たな事業の充実を図るとともに、広域での経済基盤を築き、魅力ある地域づくりを目指します。
・ 特定の共通課題について、連携協約、一部事務組合や広域連合などによる効率的な行政運営を目指します。

2. 新たな広域連携の推進

・ 一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するため、中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携して、圏域全体の経済をけん引し圏域の住民全体の暮らしを支える「連携中枢都市圏」や「定住自立圏構想」、「地域再生計画」など、広域的に事務の効率化を図ることができる仕組みづくりに関する調査、研究をするなど新たな広域連携を目指します。

目 標 項 目		現 状（H26）	目 標（H32）	目 標（H37）
1	周辺自治体との広域連携による組織の数	８件	９件	10 件
2	新たに圏域を超え広域連携し、事務効率化が向上した数	０件	１件	２件
3	近隣市町との広域的な事務の取組に満足している市民の割合	55.8 ％	57.0 ％	59.0 ％

目標１ 広域的な課題解決に取り組む会議などの数。現状値は平成 27 年度の数値。
目標２ 県西部地域など近隣市町の圏域を超えた連携により、行政事務が効率化された数。現状値は平成 27 年度の数値。
目標３ 市民満足度調査による数値。市民満足度調査回答者のうち「近隣市町との広域的な事務の取組」について「満足」と「やや満足」と回答した割合。

第3編　資料編

総合計画策定体制
総合計画策定経過
総合計画条例
総合計画審議会条例
総合計画審議会委員名簿
総合計画審議会諮問・答申
基本構想策定会議等委員名簿
市民参加による総合計画の検討
市民満足度調査
市民アンケート
総合計画体系図

総合計画策定体制

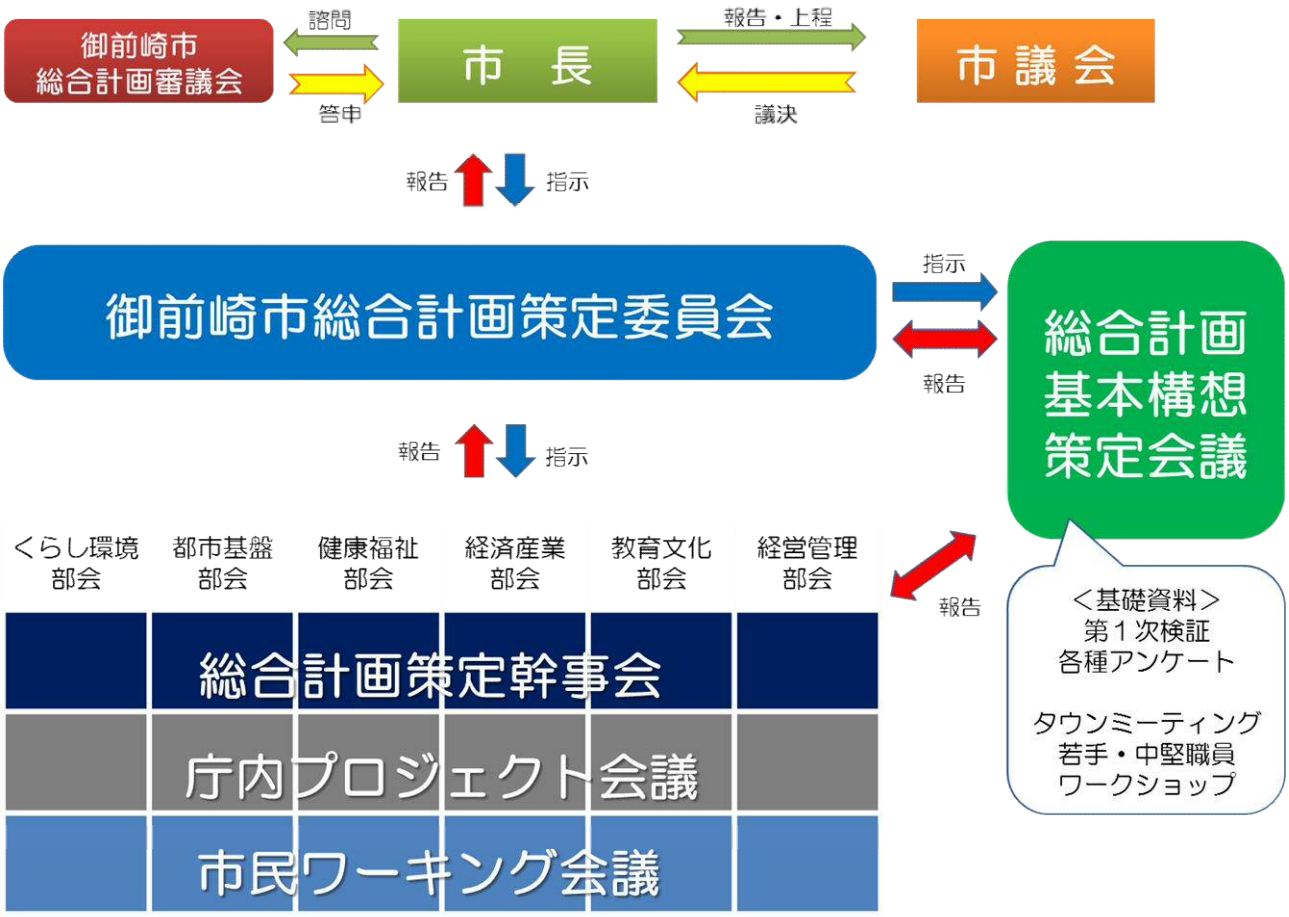

※６分野それぞれで議論を実施。

組織名	役割	構成員
御前崎市総合計画審議会	各幹事会で作成された案をまとめる	市民(市長から委嘱)16 名
総合計画基本構想策定会議	市民と職員が基本構想を検討する	職員(課長補佐級、係長級)12 名＋市民(無作為抽出)24 名
市民ワーキング会議	市民と職員が部会ごとに基本計画を検討する	職員(係長級)2 名＋市民(各課委嘱委員)4 名　（※1 部会あたり）
御前崎市総合計画策定委員会	各幹事会で作成された案をまとめる	職員(副市長、教育長、部長級)
総合計画策定幹事会	市民ワーキング会議と庁内プロジェクト会議の案を部会ごとにまとめる	職員(部長級、課長級)
庁内プロジェクト会議	部会ごとに基本計画を検討する	職員(課長補佐級、係長級)

総合計画策定経過

《 平成 26 年 》

11 月 13 日	総合計画策定キックオフ会議
12 月 9 日	第１回市長、副市長、教育長ヒアリング

《 平成 27 年 》

１月９日	若手職員ワークショップ
１月 19 日	第１回御前崎市総合計画審議会
２月 17 日	第１回御前崎市総合計画策定委員会
２月 25 日	課長補佐・係長級職員ワークショップ研修
３月６日	第２回御前崎市総合計画策定委員会
３月 13 日	中堅職員ワークショップ
３月 30 日	第１回基本構想策定会議
４月 17 日	第１回市長、副市長、教育長ヒアリング
４月 20 日	第２回基本構想策定会議
５月 11 日	第１回市民ワーキング会議
５月 20 日	第３回基本構想策定会議
５月 26 日	第２回市民ワーキング会議
６月４日	第３回市民ワーキング会議
６月４日～19 日	庁内プロジェクト会議（各部会ごと）
６月 22 日～26 日	策定幹事会の開催（各部会ごと）
６月 29 日	第３回総合計画策定委員会
７月 13 日	第４回総合計画策定委員会
７月 14 日	第２回御前崎市総合計画審議会 御前崎市総合計画審議会へ基本構想について諮問
７月 24 日	第３回御前崎市総合計画審議会
７月 17 日～8 月 15 日	基本構想パブリックコメントの実施
８月７日	御前崎市総合計画審議会から基本構想について答申
８月 31 日	市議会で議決（基本構想）
10 月 26 日	第５回総合計画策定委員会
11 月２日	第６回総合計画策定委員会
11 月 12 日	第７回総合計画策定委員会
11 月 24 日	第４回御前崎市総合計画審議会 御前崎市総合計画審議会へ基本計画について諮問
12 月４日	第５回御前崎市総合計画審議会
12 月 25 日	御前崎市総合計画審議会から基本計画について答申
12 月 25 日～1 月 23 日	基本計画パブリックコメントの実施

総合計画条例

〇御前崎市総合計画条例

(平成 26 年９月 29 日条例第 16 号)

(目的)

第１条　この条例は、総合的かつ長期的な行政運営を図るため、市の総合計画の策定に必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　総合計画　市における総合的かつ長期的な行政運営を図るための計画であって、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。

(2)　基本構想　市及び市民がともに進めていくまちづくりの基本理念及び方向性を示すものをいう。

(3)　基本計画　市のまちづくりの基本的な計画であり、基本構想を実現するための施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。

(4)　実施計画　基本計画を踏まえた市政の具体的な計画であって、施策を実現するため実施する事業を示すものをいう。

(策定方針)

第３条　総合計画は、総合的かつ長期的な見地から策定しなければならない。

２　総合計画は、適切な計画期間を設定し、地域の実情、社会経済情勢の変化等に応じて、これらに適合するように策定するものとする。

３　総合計画は、市民の意見を十分に反映させるための必要な措置を講じた上で策定するものとする。

(総合計画審議会への諮問)

第４条　市長は、基本構想を策定するに当たっては、あらかじめ、御前崎市総合計画審議会条例(平成 16 年条例第 164 号)第１条に規定する御前崎市総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第５条　市長は、基本構想を策定し、変更し、又は廃止するときは、前条に規定する御前崎市総合計画審議会の答申の後に議会の議決を経るものとする。

(基本計画及び実施計画の策定)

第６条　市長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定しなければならない。

(総合計画の公表)

第７条　市長は、総合計画を策定し、変更し、又は廃止したときは、速やかに、これを公表するものとする。

(総合計画との整合)

第８条　市長は、行政各部門における計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図らなければならない。

(委任)

第９条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

総合計画審議会条例

○御前崎市総合計画審議会条例

(平成 16 年 9 月 30 日条例第 164 号)

改正　平成 23 年 3 月 23 日条例第 3 号 平成 25 年 4 月 1 日条例第 1 号

(設置)

第 1 条　地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、御前崎市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条　審議会は、市長の諮問に応じ、御前崎市総合計画の策定に関する事項について調査し、審議する。

(組織)

第 3 条　審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　市議会議員

(2)　市民団体の代表者

(3)　学識経験者

(任期)

第 4 条　審議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条　審議会に会長及び副会長をそれぞれ 1 人置き、委員の互選により定める。

2　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条　審議会は、会長が招集する。

2　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3　会長は、会議の議長となる。

4　審議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条　審議会の庶務は、総務部秘書政策課において処理する。

(雑則)

第 8 条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成 23 年 3 月 23 日条例第 3 号)

この条例は、平成 23 年4月1日から施行する。

附　則(平成 25 年 4 月 1 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

総合計画審議会委員名簿

《 平成 26 年度 》

役　名	職　名	氏　名
会　長	御前崎市行政改革推進委員会　委員長	木塚　民生
副会長	御前崎市町内会長連合会　会長	古賀　強志
委　員	御前崎市体育協会　会長	齋藤　貴司
委　員	御前崎市きらり輝くしあわせづくり推進市民会議委員長	澤入　暖子
委　員	遠州夢咲農業協同組合 浜岡地区担当理事	植田　昌弘
委　員	ハイナン農業協同組合　御前崎地区担当理事	笹野井　達彦
委　員	南駿河湾漁業協同組合　組合長	薮田　国之
委　員	御前崎市商工会　会長	阿形　好男
委　員	御前崎市観光協会　会長	下村　裕
委　員	御前崎市文化協会　会長	鈴木　喜夫
委　員	御前崎市消防団　団長	伊藤　佳聰
委　員	御前崎市保健委員会　会長	井戸　智里
委　員	御前崎市民生委員児童委員協議会　会長	阿形　秀明
委　員	御前崎市教育委員会　委員長	伊藤　博之
委　員	学校長代表	赤堀　建生
委　員	学識経験者	長谷川　勝治

《 平成 27 年度 》

役　名	職　名	氏　名
会　長	御前崎市行政改革推進委員会　委員長	木塚　民生
副会長	御前崎市町内会長連合会　会長	五島　達夫
委　員	御前崎市体育協会　会長	齋藤　貴司
委　員	遠州夢咲農業協同組合 浜岡地区担当理事	植田　昌弘
委　員	ハイナン農業協同組合　御前崎地区担当理事	笹野井　達彦
委　員	南駿河湾漁業協同組合　組合長	薮田　国之
委　員	御前崎市商工会　会長	髙塚　伸
委　員	御前崎市観光協会　会長	下村　裕
委　員	御前崎市文化協会　会長	鈴木　喜夫
委　員	御前崎市消防団　団長	伊藤　佳聰
委　員	御前崎市保健委員会　会長	河原崎　輝美
委　員	御前崎市民生委員児童委員協議会　会長	阿形　秀明
委　員	御前崎市教育委員会　委員長	吉村　勝
委　員	学校長代表	澤島　正治
委　員	学識経験者	長谷川　勝治

総合計画審議会諮問・答申

《 諮　問 》

御 秘 第　298　号
平成 27 年　7月 14 日

御前崎市総合計画審議会
会長　木塚　民生　様

御前崎市長　　石原　茂雄

第２次御前崎市総合計画基本構想の策定について（諮問）

御前崎市総合計画審議会条例第２条の規定に基づき、第２次御前崎市総合計画基本構想について、貴審議会のご意見を賜りたく諮問いたします。

《 答　申 》

答　申　書

平成 27 年8月7日

御前崎市長　石原　茂雄　様

御前崎市総合計画審議会
会　長　　木塚　民生

第２次御前崎市総合計画基本構想について（答申）

平成 27 年 7 月 14 日付け御秘第 298 号において、当審議会に諮問の第２次御前崎市総合計画基本構想について、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

第２次御前崎市総合計画基本構想は、これからの御前崎市政運営の基礎となる計画として適切なものであると認めます。
なお、今後の基本計画の策定や執行に向けて、次のとおり意見を付しますので、十分配慮願います。

１　第２次御前崎市総合計画基本構想の将来都市像として掲げた『子どもたちの　夢と希望があふれるまち　御前崎』を実現するため「分野別基本目標」の達成に向けて、基本計画の策定をすること。

２　今後、いっそう進むであろう人口減少により、御前崎市の活力及び財政力の低下が懸念されるなかで、人口減少を抑制するとともに、市民生活の質の向上、財源基盤を安定化し有効活用できるよう、計画的な行財政運営を進めること。

３　この総合計画基本構想を着実に執行するために、明確な課題の設定、課題解決のための施策を講じて実行すること。

４　施策の実施にあたっては、成果指標及びその目標値を適正に設定するとともに、社会の情勢の変化に対応できるよう見直しするなど、マネジメントサイクルを確立し目標の達成を図ること。

《 諮　問 》

御 秘 第　441　　号
平成 27 年 11 月 24 日

御前崎市総合計画審議会
会長　　木　塚　民　生　　様

御前崎市長　石原　茂雄

第２次御前崎市総合計画における基本計画の策定について（諮問）

御前崎市総合計画審議会条例第２条の規定に基づき、第２次御前崎市総合計画における基本計画の策定について、貴審議会のご意見を賜りたく諮問いたします。

《 答　申 》

答　　申　　書

平成 27 年 12 月 25 日

御前崎市長　石原　茂雄　様

御前崎市総合計画審議会
会　長　　木塚　民生

第２次御前崎市総合計画基本計画について（答申）

平成 27 年 11 月 24 日付け御秘第 441 号において当審議会に諮問された第２次御前崎市総合計画基本計画について、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申いたします。

記

第２次御前崎市総合計画基本計画は、基本構想に基づき、本市全体の目標や方向性を示す計画として適切なものであると認めます。
なお、今後の実施計画の策定、総合計画の執行に向けて、次のとおり意見を付しますので十分に配慮されたい。

１　本計画の趣旨や内容を分かりやすい形で積極的に市民に周知すること。

２　市民と行政が同じ認識で、本市の歩むべき方向を定めた将来都市像である「子どもたちの　夢と希望があふれるまち　御前崎」の実現に向けて、各分野における施策を実施し、目標の達成を図ること。

３　本計画の進行状況や成果を市民に広く公表し、計画の見直しや改善については市民の意見を取り入れ、市民ともに実行すること。

基本構想策定会議等委員名簿

《 基本構想策定会議委員名簿 》

所属（地区）	氏名
池新田	鈴木　伸幸
	塚本　昇
高松	酒井　竜一
	後藤　吉彦
	鈴木　尚子
佐倉	吉村　奈津希
	河原﨑　太輔
	榑林　安江
比木	原田　慈尚子
	萩原　久恵
	山本　義弘
朝比奈	鳥羽　哲次
	村松　恵
	櫻井　秀子
新野	増田　直也
	戸塚　彩子
	渥美　忠行

所属（地区）	氏名
御前崎	澤部　敬秀
	澤入　利英子
	大澤　達夫
白羽	山田　真穂
	山本　雄大
	齋藤　博子
市職員	山崎　雅樹
	鈴木　和明
	河原﨑　聡信
	松井　厚樹
	丸尾　茂広
	清水　正明
	髙田　和幸
	鈴木　利治
	松本　幸人
	小田　隆弘
	髙塚　高寿
	鈴木　弘康

《 市民ワーキング会議委員名簿 》

部会名	団体名	団体代表者名
くらし環境部会	新野川・筬川の自然を守る会	松下　昭浩
	御前崎市消費者グループ	山本　英子
	御前崎市消防団	栗林　靖明
	御前崎市交通安全指導員	藤沢　照夫
	御前崎市　御前崎支所	原崎　浩之
	御前崎市　消防本部総務課	森山　剛
都市基盤部会	有限会社グランパークあらさわ	河原﨑　静夫
	御前崎市建設業組合	西島　正浩
	株式会社御前崎ケーブルテレビ	吉藤　靖士
	御前崎市　管理課	丸尾　文
	御前崎市　都市建設課	山口　敏徳
健康福祉部会	御前崎市地域医療を育む会	阿形　操
	御前崎市健康づくり食生活推進協議会	匂坂　絹子
	御前崎市民生委員児童委員協議会	森田　まさ子
	御前崎市手をつなぐ育成会	水野　正教
	御前崎市　国保健康課	澤部　三千代
	御前崎市　福祉課	齊藤　芳樹
経済産業部会	ふじのくに農山漁村ときめき女性	植田　千津代
	（一社）スマイルプロジェクト	石原　智央
	御前崎市商工会	池田　憲昭
	御前崎市　農林水産課	髙田　和幸
	御前崎市　商工観光課	大澤　和也
教育文化部会	池新田高等学校長	寺田　直己
	県教育課基本研修班	澤入　眞佐義
	前幼稚園長	増田　喜巳子
	前教育委員	沖　千鶴
	御前崎市　学校教育課	伊村　裕美子
	御前崎市　社会教育課	沖　寿弘
経営管理部会	御前崎市行政改革推進委員会	朝比奈　努
	御前崎市行政改革推進委員会	下村　正士
	行政相談委員	大澤　幸子
	行政相談委員	藤永　芳江
	御前崎市　財政課	山本　明人
	御前崎市　税務課	西郷　成美

《 御前崎市総合計画策定委員会名簿 》

（26 年度）

役　名	職　名	氏　名
委員長	副市長	澤入　芳男
副委員長	教育長	篠田　暁美
委員	総務部長	鴨川　朗
委員	市民部長	大川　修弘
委員	環境部長	河原﨑　悦男
委員	事業部長	髙畑　実
委員	教育部長	萩原　弘充
委員	病院事務部長	小田　靖弘
委員	部長兼防災監	松林　清
委員	部長兼御前崎支所長	杉山　宏行
委員	部長兼会計管理者兼会計課長	大森　祥晴
委員	部長兼議会事務局長	栗林　清和
委員	消防本部　消防長	柳沢　敏雄

（27 年度）

役　名	職　名	氏　名
委員長	副市長	澤入　芳男
副委員長	教育長	篠田　暁美
委員	総務部長	大川　修弘
委員	市民部長	河原﨑　悦男
委員	環境部長	杉山　宏行
委員	事業部長	髙畑　実
委員	教育部長	萩原　弘充
委員	部長兼防災監	松林　清
委員	部長兼会計管理者	大森　祥晴
委員	部長兼議会事務局長	栗林　清和
委員	消防本部　消防長	柳沢　敏雄

市民参加による総合計画の検討

《 基本構想策定会議で出された主な意見・アイデア 》

御前崎市の現状について

	御前崎市の良いところ	御前崎市の課題
Ａグループ	豊かな自然	交通の便が悪い
Ｂグループ	自然（海も山もある）	PR 力の弱さ
Ｃグループ	豊かな自然、ゆったりとした生活	観光の活性化
Ｄグループ	自然環境がすばらしい	PR 不足 （持っているものを活かしきれていない）
Ｅグループ	自然環境・生活環境	原子力発電所
Ｆグループ	財政力の強さ	お金の使い方 （どこに投資するか？）

※６グループに分かれて議論

将来都市像について

将来都市像案：**「寄りたくなる街！！」**

・自然を利用した観光立国　御前崎。
・お店がたくさんあって人が集まる街。
・各イベントに多くの人が参加でき、楽しめる街。
・夢のある町　OMAEZAKI。
・あかるく楽しいまち。
・おいしい食べ物がたくさんある街。安くて安心、新鮮な食べ物が手に入る。
・住みやすい街、安心して暮らせる街。
・産業、農業、漁業、自然、史跡を市民みんなで PR する。人が人を呼ぶ。

将来都市像案：**「子どもたちの夢と希望があふれる御前崎」**

・教育の充実、教育特区。
・医療の充実。どこにかかれるかいつでも安心していられる。
・働きがいのある町。雇用の拡大。
・山のアスレチック。自然の中で学び遊べる。
・子どもが安心して遊べ、自然・人とふれあえる町。
・海がきれいな日本のハワイ。マリンスポーツ体験ができる。
・市外からも遊びに来たくなる。
・欲しいものが買える。大型ショッピングモール。

将来都市像案：「住みよい・行きよい よく見える交流のまち御前崎」

＜キーワードは“交流”＞

■市民と行政がお互い考え、知恵を交換し合う。

↓

情報を共有・発信。

↓

市民同士の交流。

↓

観光客、市、県など、内外との交流。

■制度や支援も “見える”、“わかる”。

↓

情報を共有・発信。

↓

利用・活用できる。足りないところが見え、改善できる。

↓

よりよい制度の構築。

↓

安心して住みよいまちへ。

将来都市像案：「健康天国」

■介護施設、医療施設の充実

↓

働き口が増える！

↓

若者が帰ってくる。市外から人が入ってくる。

↓

↓

介護施設と児童施設がタッグを組む。

↓

待機児童が減りお年寄りと子どもの元気な声が響く。

↓

一生ここで暮らしたい街　御前崎！！

将来都市像案：「四季の花いろどる御前崎市」

・人を招く花（観光）
・産業の花（仕事・雇用）
・荒廃農地対策の花（環境）
・子どもと育てる花（情操教育）
・食べる花（食）
・世代間交流の花（コミュニティ）
・花を生かした料理、スイーツの開発。
・花などを使った体験施設。
・各家庭で花を咲かせよう。
・花いっぱいのドライブコース。
　フラワーロード。
・花祭りイベント。

《 市民ワーキング会議で出された基本目標および政策の案 》

基本目標案：誰もが住み続けたい魅力あるまち（くらし環境分野）

政策１　自然を守り快適な暮らしを育むまちづくり
政策２　地域でつくる安全安心なまちづくり
政策３　支え合い助け合う地域づくり

基本目標案：居ごこちのいい便利なまち（都市基盤分野）

政策１　子どもからお年寄りまでがくつろげる空間づくり
政策２　どこからでも快適な移動システム作り
政策３　どこでも安全・安心な暮らしづくり
政策４　交流しやすい便利なネットワークづくり

基本目標案：すべての人が健康で安心して暮らせるまち（健康福祉分野）

政策１　経済的な不安のない安定した生活ができるまちづくり
政策２　“子は宝”すくすく育つまちづくり
政策３　皆に優しく笑顔で支えあうまちづくり
政策４　健康で長生きできるまちづくり
政策５　心と体が元気になるまちづくり
政策６　病気にならない、病気になっても安心なまちづくり

基本目標案：働く場所がたくさんあるまち（経済産業分野）

政策１　豊かな自然を活かした観光業の育成
政策２　先端のまちの特性を活かした食による農業の振興
政策３　工場・商店の活性化と新しい産業の誘致
政策４　原発の安全性の確立
政策５　にぎわいのある港の創出

基本目標案：郷土を愛し　未来を創る　人づくり（教育文化分野）

政策１　わたしとあなたを大切にし、生きる力が育つ御前崎型連携の推進
政策２　誰でも いつでも どこでも学べる場の充実

基本目標案：豊かな財政で自立したまち（経営管理分野）

政策１　市民・企業・行政の連携と協働のまちづくり
政策２　経営の視点に立った行財政運営の推進
政策３　高度情報化社会への安全かつ迅速な対応の充実
政策４　持続性のある健全な行財政運営の推進
政策５　広域連携を見据えた効率的な行政運営の推進

＜会議の様子＞

市民満足度調査

第１次御前崎市総合計画後期基本計画評価に伴う平成 27 年度市民満足度調査

目的

第１次総合計画後期基本計画に基づいたさまざまな取り組みに対して、市民がどれだけ満足しているのか、どのくらい重要だと思っているのかを調査し、結果を施策や事業に反映することを目的とし、20 歳以上の 2,000 人の市民を対象に毎年実施しています。

実施内容等の説明

実施日：平成 27 年４月 17 日（締切日：平成 27 年５月８日）
対象者：20 歳以上の市民 2,000 人
内容：後期基本計画の施策レベルでの満足度と重要度を調査
設問数：満足度、重要度 45 問、総合満足度１問、その他６問
回収枚数：746 枚（有効回答 661 枚・無効回答 85 枚）、回収率 37.3%、有効回答率 33.1%

平成 27 年度 市民満足度調査結果

順位	満足度が低い	重要度が高い
１位	地域医療の確保	地域医療の確保
２位	公共交通ネットワークの整備	災害に強い防災体制
３位	市内商店への支援体制	子育てに適した環境づくり
４位	観光施設の整備や観光メニューの充実への取り組み	高齢者への支援体制
５位	農業・水産業・畜産業の経営の安定	障がい者への支援体制
６位	企業への支援体制	原子力発電に関する理解促進への取り組み
７位	御前崎市の行財政改革への取り組み	地域と連携した防犯体制
８位	近隣市町との広域的な事務の取り組み	御前崎市の行財政改革への取り組み
９位	御前崎港の機能強化と活性化への取り組み	公害防止対策
10 位	原子力発電に関する理解促進への取り組み	住宅の耐震化の推進への取り組み

（満足度が低く重要度が高い項目から抜粋）

市民アンケート

第２次総合計画策定のための市民アンケート

目的

市民の考えている現状の御前崎市・各地区、および理想の御前崎市の将来像について意見を集め、第２次御前崎市総合計画策定に関する各会議体で参考資料として利用すること。

実施内容等の説明

実施期間：平成 27 年３月 12 日から３月 24 日まで
対象者：性別・年代（10～70 代）・居住地区ごとに無作為抽出した市民 1,000 人。
質問項目：下記の基本情報および御前崎市に関する５つの質問
性別、年齢（10～70 代）、職業、地区、居住期間
質問１　御前崎市の良いと思うこと（３つ選択＋自由記述）
質問２　御前崎市のここを変えたらもっと良くなると思うこと（３つ＋自由記述）
質問３　住んでいる地区の良いと思うことに（３つ＋自由記述）
質問４　住んでいる地区のここを変えたらもっと良くなると思うこと（３つ＋自由記述）
質問５　住み続けたいと思うために将来御前崎市にどのようなまちになって欲しいか（自由記述）
回収枚数：　255 枚（回収率 25.5%）

アンケート結果概要

＜御前崎市における良い点・改善の余地のある点＞

順位	御前崎市全体	
	良い点	改善の余地がある点
１位	自然環境	医療
２位	上下水道	公共交通網
３位	緑地・公園	観光
４位	特産物（食材など）	雇用
５位	公共施設	原子力発電
６位	ごみ・環境対策	介護・福祉
７位	地域のつながり	道路網
８位	漁業	公共施設、子育て
９位	催し物（お祭りなど）	
10 位	道路網	特産物（食材など）

（同数意見は複数記載）

＜住んでいる地区における良い点＞

<table>
<tr><th rowspan="2">順位</th><th colspan="4">地　区　名</th></tr>
<tr><th>池新田</th><th>高松</th><th>佐倉</th><th>比木</th></tr>
<tr><td>１位</td><td>自然環境</td><td>自然環境</td><td rowspan="2">自然環境、地域のつながり</td><td>自然環境</td></tr>
<tr><td>２位</td><td>催し物
（お祭りなど）</td><td rowspan="2">緑地・公園、地域のつながり</td><td>地域のつながり</td></tr>
<tr><td>３位</td><td rowspan="2">地域のつながり、公共施設</td><td rowspan="2">緑地・公園、催し物
（お祭りなど）</td><td>上下水道</td></tr>
<tr><td>４位</td><td>催し物
（お祭りなど）</td><td rowspan="4">緑地・公園、道路網、ごみ・環境対策、安全（防犯・防災）、農業</td></tr>
<tr><td>５位</td><td rowspan="3">道路網、緑地・公園、上下水道</td><td>ごみ・環境対策</td><td>公共施設</td></tr>
<tr><td>６位</td><td>上下水道</td><td rowspan="3">上下水道、道路網、子育て、原子力発電</td></tr>
<tr><td>７位</td><td rowspan="3">安全（防犯・防災）、特産物（食材など）、芸術・文化・歴史</td></tr>
<tr><td>８位</td><td>市街地</td></tr>
<tr><td>９位</td><td>安全
（防犯・防災）</td><td rowspan="2">催し物（お祭りなど）、公共施設</td></tr>
<tr><td>10位</td><td>子育て</td><td>道路網</td><td>スポーツ</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th rowspan="2">順位</th><th colspan="5">地　区　名</th></tr>
<tr><th>朝比奈</th><th>新野</th><th>御前崎</th><th>白羽</th><th>全体集計</th></tr>
<tr><td>１位</td><td>地域のつながり</td><td>地域のつながり</td><td>自然環境</td><td>自然環境</td><td>自然環境</td></tr>
<tr><td>２位</td><td>自然環境</td><td>自然環境</td><td>地域のつながり</td><td>地域のつながり</td><td>地域のつながり</td></tr>
<tr><td>３位</td><td>緑地・公園</td><td rowspan="2">河川、催し物（お祭りなど）</td><td>特産物
（食材など）</td><td>催し物
（お祭りなど）</td><td>催し物
（お祭りなど）</td></tr>
<tr><td>４位</td><td rowspan="2">ごみ・環境対策、農業</td><td>ごみ・環境対策</td><td>特産物
（食材など）</td><td>緑地・公園</td></tr>
<tr><td>５位</td><td rowspan="4">ごみ・環境対策、農業、公共施設、上下水道、漁業</td><td rowspan="2">催し物（お祭りなど）、安全（防犯・防災）</td><td rowspan="3">ごみ・環境対策、緑地・公園、子育て</td><td>ごみ・環境対策</td></tr>
<tr><td>６位</td><td rowspan="2">道路網、催し物
（お祭りなど）</td><td>特産物
（食材など）</td></tr>
<tr><td>７位</td><td rowspan="2">漁業、緑地・公園</td><td>上下水道</td></tr>
<tr><td>８位</td><td rowspan="3">公共施設、スポーツ、特産物（食材など）</td><td rowspan="3">安全（防犯・防災）、港湾、農業、財政</td><td>道路網</td></tr>
<tr><td>９位</td><td>港湾</td><td>公共施設</td></tr>
<tr><td>10位</td><td>緑地・公園</td><td>公共交通網、その他、再生可能エネルギー</td><td>安全
（防犯・防災）</td></tr>
</table>

（同数意見は複数記載）

＜住んでいる地区における改善の余地がある点＞

<table>
<tr><th rowspan="2">順位</th><th colspan="4">地　区　名</th></tr>
<tr><th>池新田</th><th>高松</th><th>佐倉</th><th>比木</th></tr>
<tr><td>1位</td><td>医療</td><td>道路網</td><td>公共交通網</td><td>公共交通網</td></tr>
<tr><td>2位</td><td>道路網</td><td>医療</td><td>安全
（防犯・防災）</td><td>介護・福祉</td></tr>
<tr><td>3位</td><td>地域のつながり</td><td>介護・福祉</td><td>緑地・公園</td><td rowspan="2">医療、子育て</td></tr>
<tr><td>4位</td><td>公共交通網</td><td>緑地・公園</td><td rowspan="2">医療、道路網</td></tr>
<tr><td>5位</td><td rowspan="4">緑地・公園、介護・福祉、原子力発電、観光</td><td rowspan="4">公共交通網、安全（防犯・防災）、雇用、商工業</td><td rowspan="4">緑地・公園、地域のつながり、雇用、農業、公共施設、ごみ・環境対策、事前環境、商工業、情報発信、芸術・文化・歴史</td></tr>
<tr><td>6位</td><td rowspan="2">介護・福祉、子育て</td></tr>
<tr><td>7位</td></tr>
<tr><td>8位</td><td rowspan="3">地域のつながり、雇用、農業、河川</td></tr>
<tr><td>9位</td><td rowspan="2">公共施設、催し物（お祭りなど）</td><td rowspan="2">地域のつながり、公共施設、農業、自然環境、ごみ・環境対策、市街地、子育て、その他</td></tr>
<tr><td>10位</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th rowspan="2">順位</th><th colspan="5">地　区　名</th></tr>
<tr><th>朝比奈</th><th>新野</th><th>御前崎</th><th>白羽</th><th>（合計）</th></tr>
<tr><td>1位</td><td>介護・福祉</td><td>介護・福祉</td><td>公共交通網</td><td>公共交通網</td><td>公共交通網</td></tr>
<tr><td>2位</td><td rowspan="3">公共交通網、公共施設、安全（防犯・防災）</td><td rowspan="2">安全（防犯・防災）、医療</td><td>雇用</td><td>雇用</td><td>医療</td></tr>
<tr><td>3位</td><td>商工業</td><td>医療</td><td>道路網</td></tr>
<tr><td>4位</td><td rowspan="3">農業、観光、市街地</td><td rowspan="2">観光、道路網</td><td rowspan="2">商工業、介護・福祉</td><td>介護・福祉</td></tr>
<tr><td>5位</td><td rowspan="2">子育て、農業</td><td>雇用</td></tr>
<tr><td>6位</td><td rowspan="4">安全（防犯・防災）、医療、子育て、催し物（お祭りなど）、港湾</td><td rowspan="3">公共施設、緑地・公園、上下水道</td><td>安全
（防犯・防災）</td></tr>
<tr><td>7位</td><td rowspan="4">医療、地域のつながり、雇用、商工業、道路網</td><td rowspan="4">公共交通網、公共施設、雇用、道路網、情報発信、再生可能エネルギー、河川</td><td>緑地・公園</td></tr>
<tr><td>8位</td><td rowspan="2">地域のつながり、商工業</td></tr>
<tr><td>9位</td><td rowspan="2">道路網、原子力発電、市街地、地域のつながり、財政</td></tr>
<tr><td>10位</td><td>公共施設</td></tr>
</table>

（同数意見は複数記載）

御前崎市　秘書政策課
〒437-1692 御前崎市池新田5585番地
☎0537-85-1161　FAX　0537-85-1136
http://www.city.omaezaki.shizuoka.jp